

**第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画
(第2版)**

令和7年2月策定（令和8年3月改定）

宇都宮市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3

第2章 これまでの施策の実施状況及び社会状況の変化を踏まえた課題と対応方針

1 教育・保育（幼稚園や保育所，認定こども園等の入所）の実施状況	4
2 本市の子ども・子育て関連事業（保育所等の入所以外の，各種子ども・子育て支援サービス）の実施状況	13
3 子ども・子育てを取り巻く社会状況等	26
4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施概要	31
5 課題の総括と対応方針	47

第2部 施策の推進

第1章 計画の目標

1 計画の目標	49
---------	----

第2章 幼稚園や保育所，認定こども園等の入所を希望する世帯の量の見込み及び供給体制の確保方策

1 教育・保育の提供区域について	49
2 量の見込み，供給体制について	51
3 供給体制の確保に関連する事項	55

第3章 各種子ども・子育て支援サービス（保育所等の入所以外のもの）の利用に係る量の見込み及び供給体制の確保方策

1 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域について	59
2 量の見込み，供給体制について	60
・ 妊婦に対する健康診査	61
・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	61
・ 養育支援訪問事業	62
・ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）	63
・ 利用者支援事業（専門職員による子育て相談）	64
・ 一時預かり事業	65
・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	67
・ 子育て支援短期入所事業（ショートステイ）	67
・ 延長保育事業	68
・ 病児保育事業	68
・ 放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）	69

・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	73
・ 多様な主体の参入促進事業	73
・ 子育て世帯訪問支援事業	73
・ 児童育成支援拠点事業	74
・ 親子関係形成支援事業	74
・ 妊婦等包括相談支援事業	75
・ 産後ケア事業	75
・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	76
・ 休日保育	77

第4章 関連施策の展開

1 保育士確保の推進	79
2 保育の質の確保に向けた取組の推進	81
3 保育所等における児童の安全確保の推進	82
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の推進	83
5 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続（幼保小の連携）	84
6 ワーク・ライフ・バランスの確保に関する施策	84

第5章 計画の総合的な推進体制

1 計画の周知と啓発	85
2 庁内推進体制	85
3 庁外推進体制	85
4 計画の点検・評価と施策への反映	85
5 SDGsとの整合	85
6 ウェルビーイング（地域幸福度）向上への貢献	85

<参考資料>

・ 他市町との広域調整	87
・ 施設の利用状況に基づく区域間移動の調整	89
・ 宇都宮市子ども・子育て会議委員名簿	90

1 計画策定の趣旨

本市では、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」に基づき、平成27年3月に、乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策・事業を総合的に推進する「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し、令和元年度には、新たなニーズや事業の利用実績を踏まえた第2期計画（令和2年度～令和6年度）への改定を行い、施策・事業を実施した結果、令和4年度以降、「年間を通した待機児童ゼロ」を達成しています。

こうした中、全国における令和5年の出生数は約72万人となり、8年連続で減少となるなど、少子化が進行の一途をたどっており、国においては令和5年12月に「こども未来戦略」を取りまとめ、少子化対策・経済成長実現に向け、「若い世代の所得増大」「社会全体の構造・意識改革」「全てのこども・子育て世帯への切れ目ない支援」を理念とした、各種施策の体系を示し、令和8年度から、就労状況を問わず、月一定時間まで保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」が実施されるなど、子ども・子育てを取り巻く状況は、大きく変化しようとしています。

本市においても、少子化が進行する中、保育所等の利用の有無に係わらず、子育てに係る多様なニーズを的確に捉え、子育てしやすいまちづくりを進めていくことは、少子化トレンドの反転を図るうえで、これまで以上に重要なものとなっています。

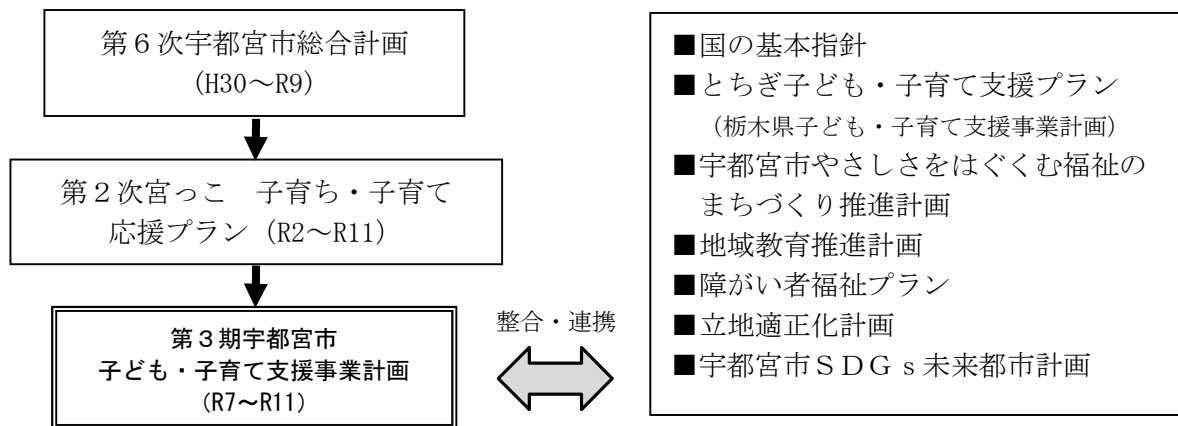
このため、乳幼児期の教育や保育、子育て支援などに関するニーズ調査の結果は元より、国の動向や社会状況の変化、第2期計画における施策の評価などを適切に捉え、引き続き、年間を通した待機児童ゼロを継続していくとともに、全ての子育て家庭が、必要となる保育サービスを利用したい時に利用できる環境を確保していくことを目的とし、「第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、同法第60条に規定する国の基本指針に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、本市の基本計画である「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画『子育て・教育の未来都市』の実現に向けて掲げる基本施策「全ての子ども・若者を健やかに育成する」に基づく計画です。

また、本市の子どもと子育て家庭を総合的に支援するための計画である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の基本施策に掲げる「安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり」や「多様なニーズに対応した保育サービス」などに係る事業等を計画的に供給するための計画であり、「SDGs」の達成に向け、総合的かつ効果的な取組を推進するために策定した「宇都宮市SDGs未来都市計画」とも整合・連携を図るものとします。

なお、本計画に掲げた取組を着実に推進し、乳幼児期の教育や保育、子育て支援などに関するニーズを的確に捉え、これまで以上に適切なサービスの供給体制等を確保することでSDGsのゴール「4 質の高い教育をみんなに」や「16 平和と公正をすべての人に」等を達成するとともに、「子育て支援・補助が手厚い」「私の暮らしている地域では、子どもたちがいきいきと暮らせる」等の指標の改善を図り、ウェルビーイング（地域幸福度）の向上にも貢献し、持続可能なまちを目指します。



●SDGs（持続可能な開発目標）について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組むこととしており、本市においても、「SDGs未来都市」として、全庁を挙げてSDGsを推進しております。

【関連するSDGsのゴール】

- ① 貧困をなくそう ③ すべての人に健康と福祉を ④ 質の高い教育をみんなに
 ⑤ ジェンダー平等を実現しよう ⑧働きがいも経済成長も
 ⑩ 人や国の不平等をなくそう ⑯ 平和と公正をすべての人に



●ウェルビーイング（地域幸福度）について

国においては自治体ごとに「心豊かな暮らしの向上」と「持続可能性の確保」を目指すため、市民の「暮らしやすさ」や幸福度を数値化・可視化できるよう、アンケートデータを活用しながら地域幸福度をはかる指標の導入を進めているところであり、本市の目指すスーパースマートシティの理念ともつながるものであることから、本計画に位置けた各施策・事業の推進により、関連する指標の改善を図り、ウェルビーイングの向上を図っていきます。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、計画の基礎資料とするほか、子ども・子育て関連施策の推進に資することを目的として、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置され、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などから構成された「宇都宮市子ども・子育て会議」において、本計画の内容について意見をいただきながら、策定を進めました。更に、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、「パブリックコメント」を実施しました。

第2章 これまでの施策の実施状況及び社会状況の変化を踏まえた課題と対応方針

1 教育・保育（幼稚園や保育所，認定こども園等の入所）の実施状況

「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」第2期計画（令和2年度から令和6年度）において、「量の見込み」と「確保体制」について定め，達成度を評価しています。

第2期計画においては，令和4年度末に中間見直しを実施し，令和5年度・令和6年度の各数字を改めました。

(1) 教育・保育の実施状況

【評価】

- ◎ ・確保方策の実施状況が計画値以上であり，実際の利用ニーズを満たしている。
- ・確保方策の実施状況が計画値未満であるが，実際の利用ニーズを満たしている。
- ・確保方策の実施状況が計画値以上であるが，実際の利用ニーズを満たしていない。
- △ ・確保方策の実施状況が計画値未満であり，実際の利用ニーズを満たしていない。

ア 幼児期の教育（1号認定子ども）

3～5歳の教育を必要とする児童を対象として，幼稚園や認定こども園において教育を実施するものです。

【図1-1 幼児期の教育（1号認定子ども）の実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	7,773人	10,369人分	7,318人	10,369人分	◎
R3	人数	7,872人	10,241人分	6,085人	9,141人分	○
R4	人数	7,425人	10,017人分	5,340人	8,832人分	○
R5	人数	4,821人	9,325人分	5,246人	8,822人分	○
R6	人数	4,580人	9,320人分			

資料：保育課

イ 幼児期の保育（2号認定子ども）

3～5歳の保育を必要とする児童を対象として、保育所や認定こども園において保育を実施するものです。

【図1-2 幼児期の保育（2号認定子ども）の実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	5,719人	5,830人分	6,391人	6,391人分	◎
R3	人数	5,805人	5,901人分	6,481人	6,459人分	○
R4	人数	5,712人	5,856人分	6,454人	7,170人分	◎
R5	人数	6,024人	7,282人分	6,299人	7,106人分	○
R6	人数	5,803人	7,280人分			

資料：保育課

ウ 幼児期の保育（3号認定子ども）

0～2歳の保育を必要とする児童を対象として、保育所や認定こども園等において保育を実施するものです。

【図1-3 幼児期の保育（3号認定子ども，1・2歳）の実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	4,391人	4,391人分	4,434人	4,437人分	◎
R3	人数	4,323人	4,323人分	4,449人	4,257人分	△
R4	人数	4,284人	4,304人分	4,369人	4,369人分	◎
R5	人数	4,048人	4,779人分	4,233人	4,475人分	○
R6	人数	3,894人	4,852人分			

資料：保育課

【図1-4 幼児期の保育（3号認定子ども，0歳）の実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	2,122人	2,122人分	2,100人	2,136人分	◎
R3	人数	2,128人	2,128人分	2,050人	2,062人分	○
R4	人数	2,131人	2,131人分	2,028人	2,028人分	○
R5	人数	1,900人	1,900人分	1,980人	1,980人分	◎
R6	人数	1,827人	1,827人分			

資料：保育課

(2) 幼稚園・保育所・認可外保育施設の設置状況

令和6年4月現在、幼稚園16施設、保育所86施設、地域型保育事業所53施設、認定こども園31施設、認可外保育施設55施設が設置されています。

【図1-5 幼稚園設置状況（令和6年5月現在）】

設置数	施設類型	定員(a)	入園者数(b)	入園率(b/a)
47施設	幼稚園 16施設 認定こども園 (幼稚園部分) 31施設	7,942人	4,690人(※)	59.1%

※入園者数には満3歳児を含みます。

資料：保育課

【図1-6 保育所設置状況（令和6年4月現在）】

設置数	施設類型	定員(a)	入所者数(b)	入所率(b/a)
170施設	保育所 86施設 認定こども園 (保育所部分) 31施設 地域型保育事業 53施設	11,342人	10,937人	96.4%

資料：保育課

【図1-7 認可外保育施設設置状況（令和6年4月現在）】

類型	設置数
広く市民が利用できる施設	19施設
従業員の監護する乳幼児のみ利用できる施設	24施設
居宅訪問型保育事業	11施設
届出対象外施設	1施設
計	55施設

資料：子ども政策課

【図1-8 行政区別施設設置状況（令和6年4月現在）】

行政区	0~5歳人口 (R6.3.31)	面積 (km ²)	認定 こども園	私立 幼稚園	国立大学 附属幼稚園	私立 保育所 (地域型含む)	公立 保育所	認可外 保育施設
本庁	4,845	26.370	9	4	1	34	1	20
宝木	1,346	6.890	2	1	0	9	0	2
陽南	767	3.873	0	0	0	8	1	4
平石	1,213	21.120	2	1	0	6	1	4
清原	1,688	42.078	1	2	0	13	0	6
横川	1,699	18.553	4	0	0	12	0	3
瑞穂野	413	19.523	0	1	0	3	0	1
豊郷	1,644	24.644	2	0	0	12	1	3
国本	803	24.246	0	1	0	2	0	1
富屋	76	17.003	1	0	0	2	0	0
篠井	54	26.577	0	0	0	1	0	0
城山	998	39.439	1	1	0	1	1	0
姿川	2,637	23.842	5	0	0	11	1	3
雀宮	1,670	18.002	3	1	0	9	1	5
上河内	333	56.960	0	1	0	1	1	0
河内	1,408	47.720	1	2	0	6	1	3
合計	21,594	416.84	31	15	1	130	9	55

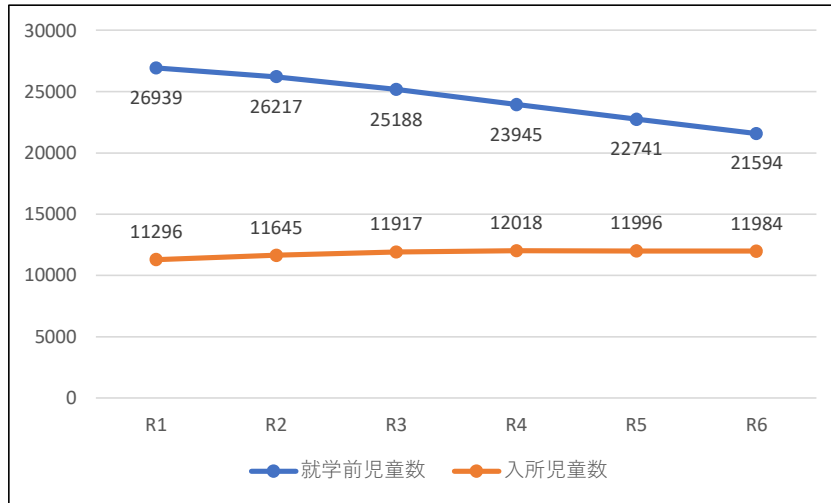
資料：保育課

(3) 保育所等入所児童数と待機児童数の推移

就学前児童数は減少傾向にあります。女性就業率の高まりなどから、保育所等の入所児童数については、概ね横ばいで推移しています。

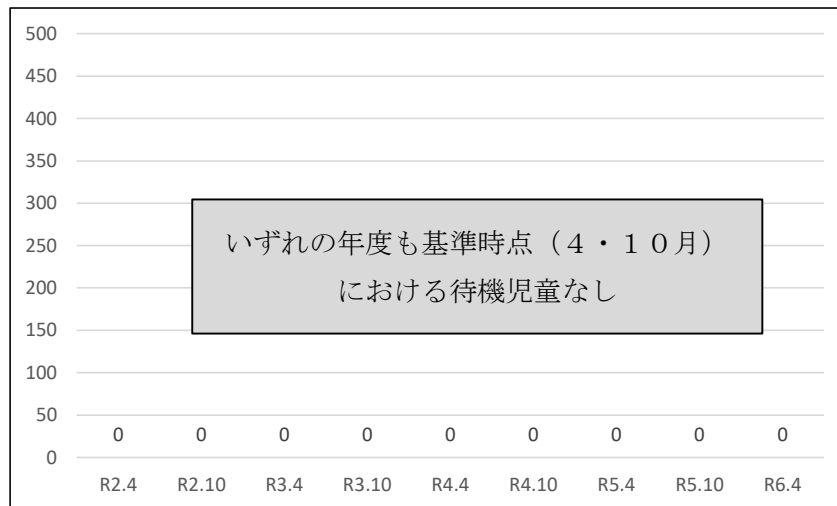
発達に支援が必要な児童の入所数は、年々増加傾向にあります。

【図1-9 就学前児童数と保育所等入所児童数の推移（各年の3月末現在）】



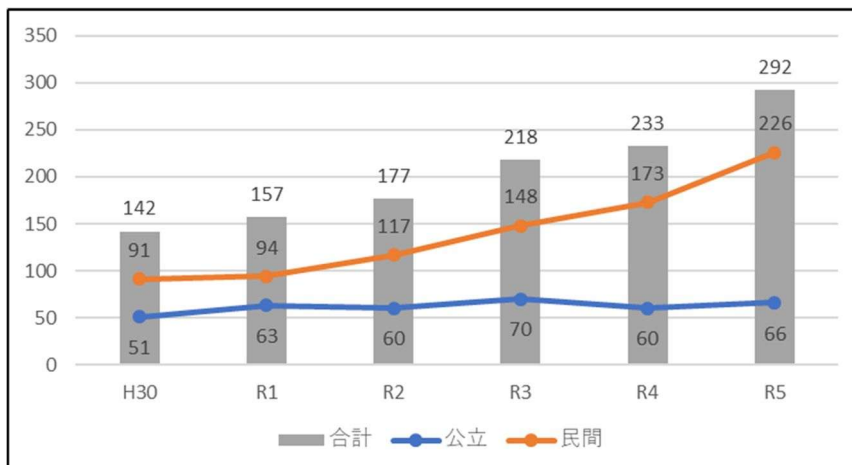
資料：住民基本台帳
保育課

【図1-10 保育所等待機児童数の推移】



資料：保育課

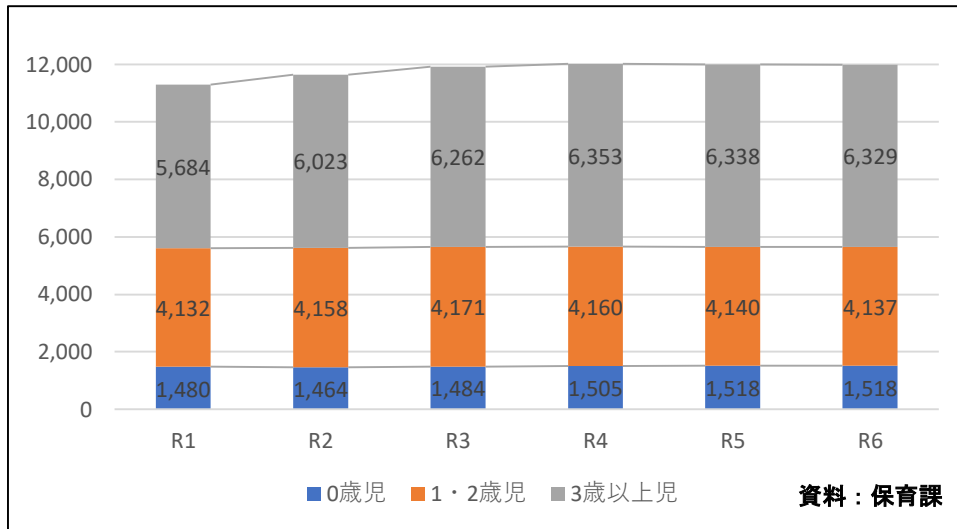
【図1-11 発達支援が必要な児童の入所状況（各年度の3月末現在）】



資料：保育課

(4) 保育所等年齢別入所児童数の推移

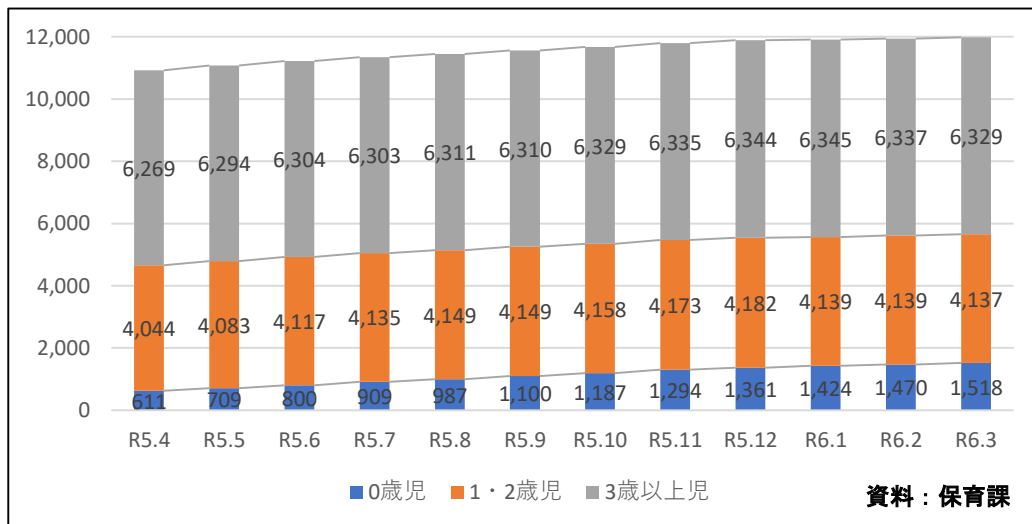
【図 1-12 保育所等年齢別入所児童数の推移】



(5) 年度内における入所申込数の推移

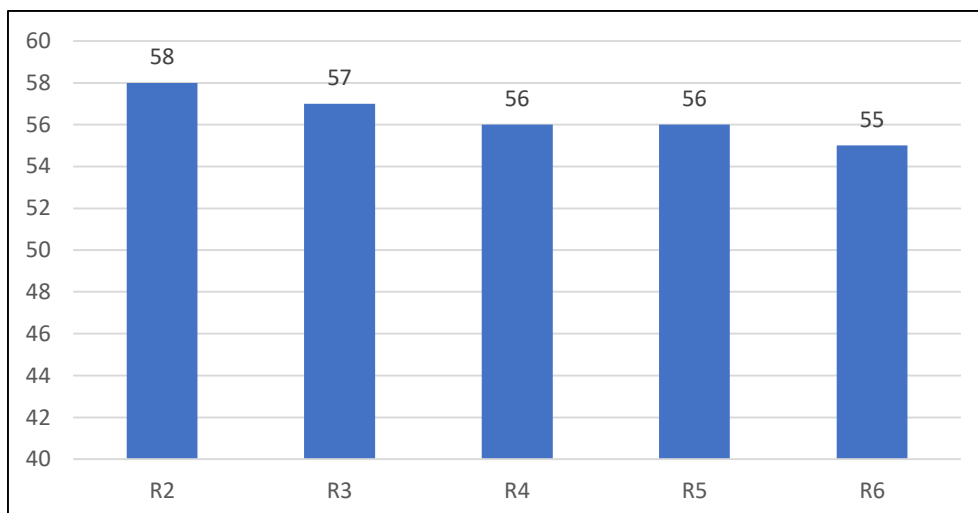
年度内における入所申込数は、産休・育休明けの入所申込みの増加に伴い、0～2歳児を中心に、年度後半に向けて増加する傾向があります。

【図 1-13 年度内における入所申込数の推移】



(6) 認可外保育施設数の推移

【図 1-14 認可外保育施設数の推移】

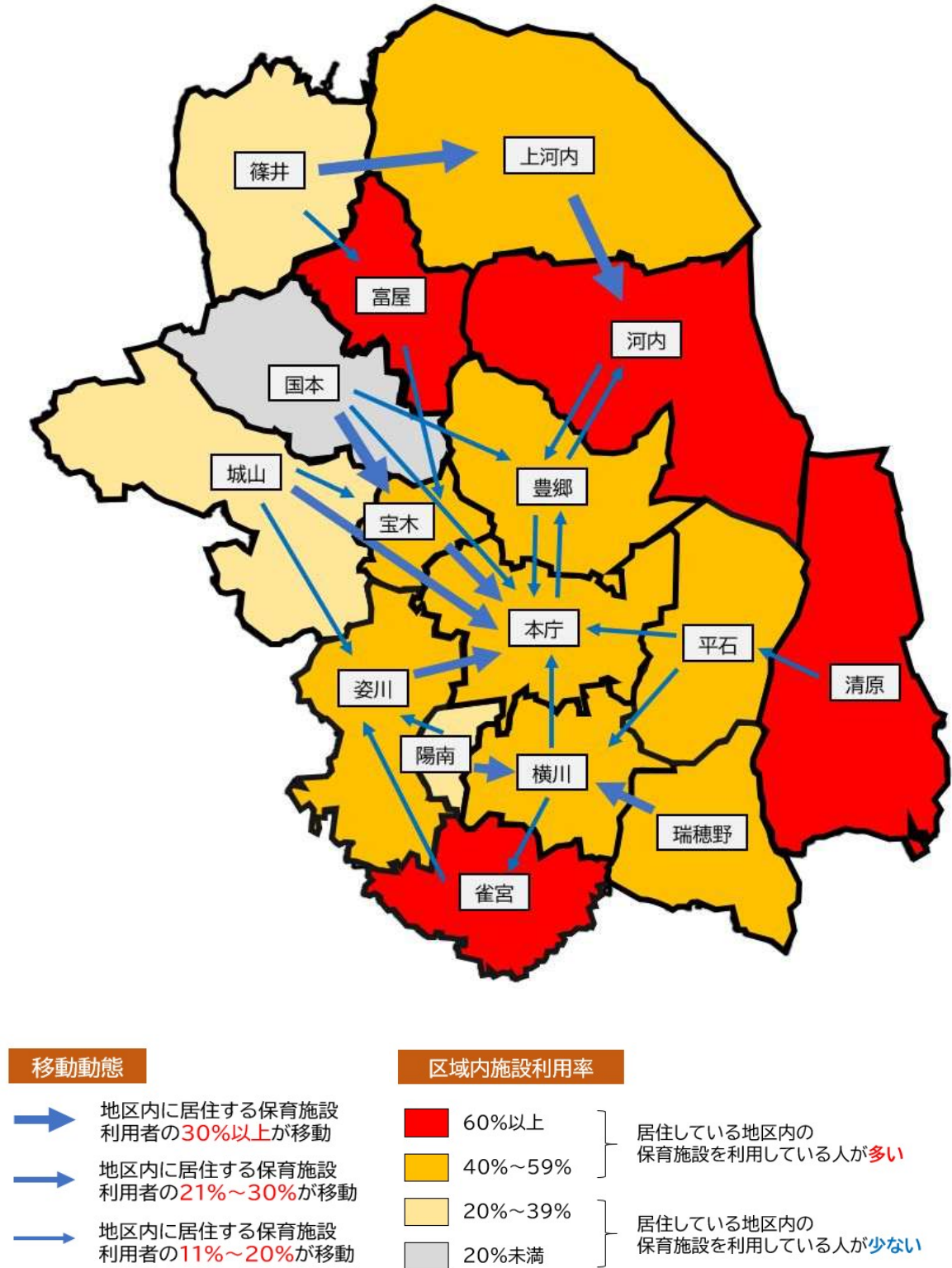


(7) 区域内施設利用率*の推移

区域内施設利用率は区域毎にばらつきがありますが、保育施設の利用にあたっては、市中心部や交通の利便性の高い区域に移動している傾向が見られます。

※利用者が居住している区域内の保育施設を利用している割合

【図1-15 利用者の移動動態と区域内施設利用率の推移】

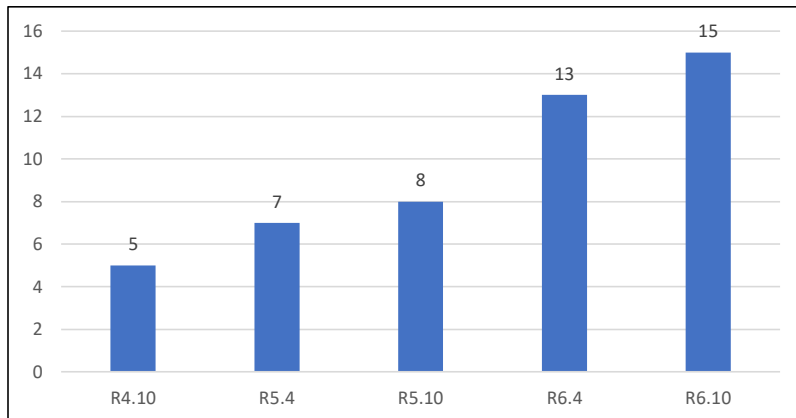


資料：保育課

(8) 送迎保育ステーションの利用児童数の推移

駅周辺における局所的なニーズへの対応のため、令和4年6月に開所した「送迎保育ステーション未来」については、開所以降、利用者数が増加傾向にあります。

【図1-16 送迎保育ステーションの利用児童数の推移】



【送迎保育ステーション「未来」について】

宇都宮市送迎保育ステーション「未来」では、3歳児クラス以上のお子さんを対象に、登園前の朝の時間と降園後の夕方のお子さんを一時的にお預かりしています。

日中は、お子さんが在籍している保育施設（指定送迎先施設）で過ごすため、朝と夕方に保育士が添乗する幼児専用バスで在籍する施設へ送迎します。

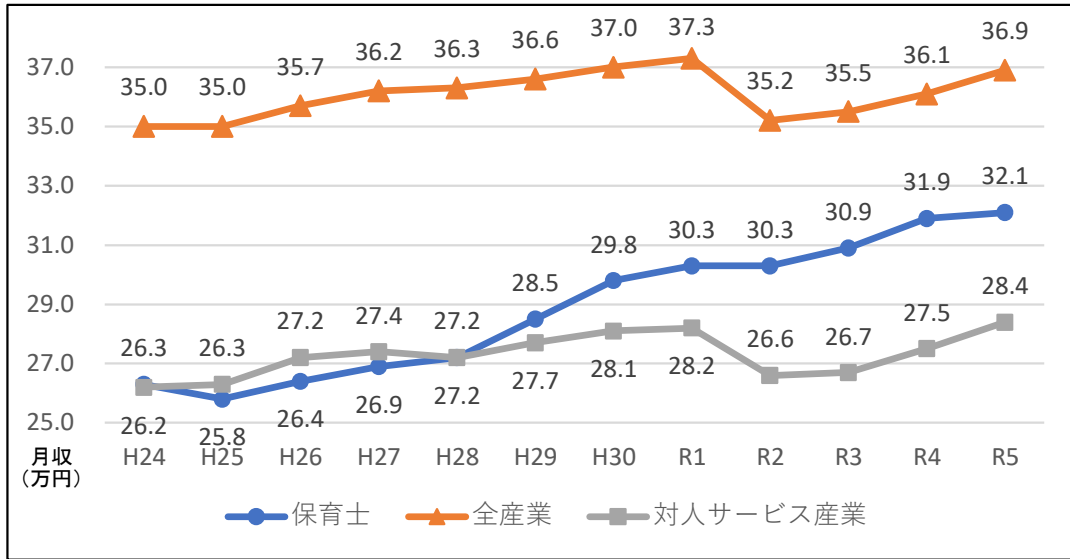
送迎保育ステーションでお子さんをお預かりすることで、保育施設までの送迎に係る保護者の負担軽減を目指しています。また、お子さんが送迎先施設で過ごしている日中の時間、送迎保育ステーションは、コワーキングスペースとしてご利用いただけます。送迎保育ステーションをご利用いただくことで、保育施設の利用が広がり、仕事と子育ての両立を目指せます。



【参考】保育士の平均賃金（全国平均）について

処遇改善等により、保育士の賃金は近年、上昇傾向にありますが、全職種平均と比較すると、やや低い水準となっています。

【図1-17 保育士の平均賃金（月収）の推移】



資料：子ども家庭庁（賃金構造基本統計調査を元に作成）

(9) 教育・保育の実施状況に係る評価

ア 幼児期の教育（1号認定子ども）

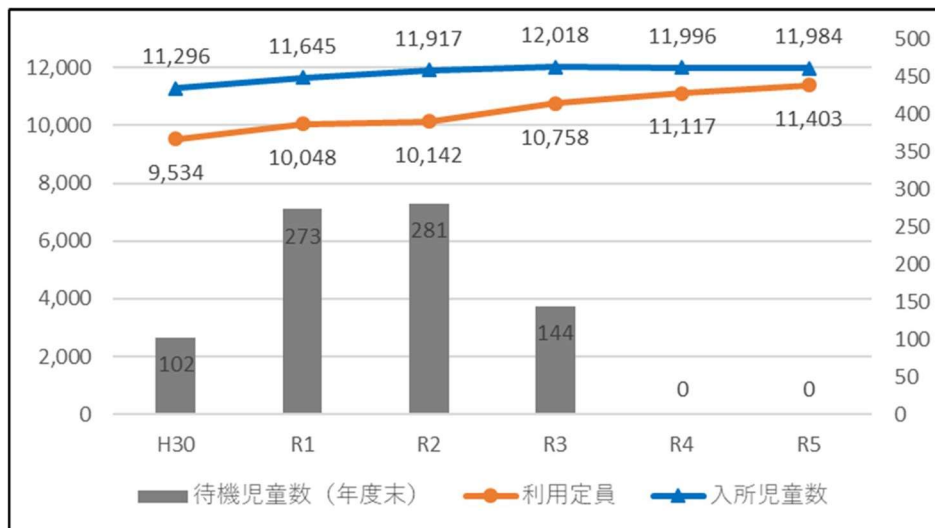
少子化や保育利用ニーズの高まりなどから、実際の利用が計画における量の見込みを下回り、既存施設により十分にニーズに対応することができました。

イ 幼児期の保育（2号・3号認定子ども）

少子化が進む中、女性就業率の高まりなどから、計画期間中の利用は12,000人前後で推移しました。

計画期間の前半においては年度後半に待機児童が発生していましたが、「幼稚園の認定子ども園移行」「既存保育所等の増改築・分園整備」「認可保育所の新設」など計画的な施設整備とともに、「利用定員の弾力化」を活用し、令和4年度以降、年間を通じた待機児童ゼロ達成しました。

【図1-18 利用定員数と年度末における入所児童数・待機児童数の推移】



資料：保育課

2 本市の子ども・子育て関連事業（保育所等の入所以外の各種子ども・子育て支援サービス）の実施状況

「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」第2期計画（令和2年度から令和6年度）において、各事業の「量の見込み」と「確保体制」について定め、達成度を評価しています。

第2期計画においては、実績等を踏まえ、令和5年度・令和6年度の確保方策等を見直しました。

【評価】

- ◎ ・ 確保方策の実施状況が計画値以上であり、実際の利用ニーズを満たしている。
- ・ 確保方策の実施状況が計画値未満であるが、実際の利用ニーズを満たしている。
- ・ 確保方策の実施状況が計画値以上であるが、実際の利用ニーズを満たしていない。
- △ ・ 確保方策の実施状況が計画値未満であり、実際の利用ニーズを満たしていない。

ア 妊婦に対する健康診査

健康状態の把握や検査計測，保健指導を実施するとともに，妊娠期間中適宜，必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【図2-1 妊婦に対する健康診査の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価	
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策		
R2	人数	4,253人	【実施場所】 全国の医療機関 (病院, 診療所, 助産院) 【実施体制】 医療機関の医師 【検査項目】 尿検査, 血液検査等	3,919人	②と同様	◎	
	回数	53,231回		47,173回			
R3	人数	4,181人		3,558人		◎	
	回数	52,915回		44,846回			
R4	人数	4,118人		3,434人		◎	
	回数	52,694回		41,688回			
R5	人数	3,485人		3,335人		◎	
	回数	43,959回		39,578回			
R6	人数	3,310人					
	回数	42,401回					

資料：子ども支援課

【評価】

安心して妊娠期を過ごし，出産を迎えられるよう，妊娠中の異常の予防や早期発見・早期治療を促し，妊婦の健康管理を適正に行いました。出生数の減少に伴い，実際の利用が見込みを下回りましたが，利用したい人が利用できる体制が整っており，適切にニーズに対応することができました。

イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【図2-2 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	4,159人	【実施体制】専門職27人 (助産師, 看護師, 保健師) 【実施機関】市直営	3,529人	②と同様	◎
R3	人数	4,189人	【実施体制】専門職27人 (助産師, 看護師, 保健師) 【実施機関】市直営	3,559人	専門職 25人	○
R4	人数	4,027人	【実施体制】専門職27人 (助産師, 看護師, 保健師) 【実施機関】市直営	3,313人	専門職 25人	○
R5	人数	3,370人	【実施体制】専門職25人 (助産師, 看護師, 保健師) 【実施機関】市直営	3,161人	専門職 26人	◎
R6	人数	3,201人	【実施体制】専門職25人 (助産師, 看護師, 保健師) 【実施機関】市直営			

資料：子ども支援課

【評価】

出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため、面接率の向上や訪問指導員の確保及び質の向上に取り組みながら、全戸訪問による面接を実施しました。出生数の減少に伴い、実際の利用が見込みを下回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

ウ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【図 2-3 養育支援訪問事業の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	394 人	【実施体制】 専門的相談指導員 (1 人)・育児家事支援 (委託) 【実施機関】 宇都宮市 【委託団体】 宇都宮市母子寡婦 福祉連合会 (育児家事支援)	244 人	②と同様	◎
R3	人数	394 人	【実施体制】 専門的相談指導員 (1 人)・育児家事支援 (委託) 【実施機関】 宇都宮市 【委託団体】 宇都宮市母子寡婦 福祉連合会 (育児家事支援)	221 人		◎
R4	人数	394 人	【実施体制】 専門的相談指導員 (1 人)・育児家事支援 (委託) 【実施機関】 宇都宮市 【委託団体】 宇都宮市母子寡婦 福祉連合会 (育児家事支援)	222 人		◎
R5	人数	394 人	【実施体制】 専門的相談指導員 (1 人)・育児家事支援 (委託) 【実施機関】 宇都宮市 【委託団体】 宇都宮市母子寡婦 福祉連合会 (育児家事支援)	212 人		◎
R6	人数	394 人	【実施体制】 専門的相談指導員 (1 人) 【実施機関】 宇都宮市			

資料：子ども支援課（子ども家庭支援室）

【評価】

困難を抱える子育て家庭に養育に関する相談・指導、育児・家事援助を行い、適切な養育の実施を確保することは、子どもの健全な成長や児童虐待の未然防止に有効であり、母子保健事業や各関係機関と連携しながら、計画に基づき事業を実施しました。実際の利用が見込みを下回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

オ 利用者支援事業（専門職員による子育て相談）

子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う事業です。

妊娠期から子育て期に渡るまでの健康や育児に関する相談への対応を実施している「子育て世代包括支援センター」については、令和5年度から、虐待対応などの児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」の機能と一体化し、「こども家庭センター」となっています。

【図2-5 利用者支援事業の事業実施状況】

事業種別	実施施設数
子育てサロン (公立)	7施設（中央，石井，竹林，西部，ゆずのこ，なかよし，北雀宮）
こども家庭センター	5施設（本庁，平石地区市民センター，富屋地区市民センター，姿川地区市民センター，河内地区市民センター）

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	実施施設数	12施設	12施設	12施設	12施設	◎
R3	実施施設数	12施設	12施設	12施設	12施設	◎
R4	実施施設数	12施設	12施設	12施設	12施設	◎
R5	実施施設数	12施設	12施設	12施設	12施設	◎
R6	実施施設数	12施設	12施設			

資料：保育課

【評価】

公立の子育てサロンとこども家庭センター（子育て世代包括支援センター）において、事業を実施しました。計画に基づき実施施設数を確保し、ニーズに対応することができました。

カ 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等における通常の教育時間の前後や長期休業期間中に、希望者を対象に保育を行う事業です。

【図 2-6 一時預かり事業（幼稚園型）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	延べ 人数	303,536 人	430,000 人分	210,648 人（概数）	②と同様	◎
R3	延べ 人数	300,973 人	430,000 人分	204,213 人（概数）		◎
R4	延べ 人数	290,070 人	430,000 人分	240,659 人（概数）		◎
R5	延べ 人数	304,640 人	430,000 人分	249,352 人（概数）		◎
R6	延べ 人数	289,408 人	430,000 人分			

資料：保育課

【評価】

幼稚園や認定こども園において、幼児の一時預かり事業を実施しました。実際の利用数が計画の見込みを利用が下回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

キ 一時預かり事業（一般型）

家庭での保育が一時的に困難な際、保育所等において乳幼児を一時的に預かる事業です。

【類似事業】ファミリーサポートセンター事業（未就学児）

【図2-7 一時預かり事業の事業実施状況】

事業種別		実施施設数
一時預かり	一般型	36施設（ゆうあいひろば含む）

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	延べ人数	45,714人	68,972人	33,538人	68,972人	◎
R3	延べ人数	44,890人	69,362人	39,764人	68,972人	○
R4	延べ人数	43,567人	69,753人	38,087人	69,753人	◎
R5	延べ人数	35,887人	70,854人	36,346人	70,854人	◎
R6	延べ人数	34,093人	71,405人			

資料：子ども政策課・保育課

【評価】

保育所や小規模保育事業所等において、乳幼児の一時預かり事業を実施しました。実際の利用数が計画の見込みを利用が下回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

ク 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行い、ニーズに応じた支援を提供する事業です。

【図2-8 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（小学生）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価	
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策		
R2	1～3年生	6,628人	10,179人	4,610人	②と同様	◎	
	4～6年生	3,551人		2,595人			
	合計	10,179人		7,205人			
R3	1～3年生	7,090人	10,888人	5,000人		③と同様	◎
	4～6年生	3,798人		4,338人			
	合計	10,888人		9,338人			
R4	1～3年生	7,552人	11,598人	5,022人	◎		
	4～6年生	4,046人		4,404人			
	合計	11,598人		9,426人			
R5	1～3年生	5,958人	10,136人	6,221人		◎	
	4～6年生	4,178人		5,056人			
	合計	10,136人		11,286人			
R6	1～3年生	6,437人	10,535人		◎		
	4～6年生	4,098人					
	合計	10,535人					

資料：子ども政策課

【評価】

子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方がお互いに会員になり、子どもの健やかな育ちの援助をする活動の支援に取り組みました。計画の見込みを利用が上回りましたが、希望者は全員、希望に沿った利用が可能となるよう、協力会員の確保に努めるとともに、サービスを利用する方々が安心して利用できるよう制度内容の周知に努め、ニーズに適切に対応することができました。

ケ 子育て支援短期入所事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において、必要な養育を行う事業です。

【図2-9 子育て短期支援事業（子育て支援短期入所事業）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	乳児院	460 人日	252 人日	443 人日	②と同様	◎
	児童養護施設		186 人日			
	ファミリーホーム		22 人日			
	合計		460 人日			
R3	乳児院	460 人日	252 人日	612 人日	252 人日	◎
	児童養護施設		186 人日		493 人日	
	ファミリーホーム		22 人日		22 人日	
	合計		460 人日		767 人日	
R4	乳児院	460 人日	252 人日	628 人日	252 人日	◎
	児童養護施設		186 人日		354 人日	
	ファミリーホーム		22 人日		22 人日	
	合計		460 人日		628 人日	
R5 ※	乳児院	753 人日	365 人日	411 人日	②と同様	◎
	児童養護施設		2,190 人日			
	ファミリーホーム		365 人日			
	合計		2,920 人日			
R6	乳児院	926 人日	365 人日			
	児童養護施設		2,190 人日			
	ファミリーホーム		365 人日			
	合計		2,920 人日			

※ R5 以降、実態を踏まえ、確保方策については最大利用可能数（施設数×365 日）により算出

資料：子ども支援課（子ども家庭支援室）

【評価】

保護者の病気や出産などにより、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合において、児童福祉施設等での預かりを実施しました。

令和3年度、令和4年度は実際の利用数が計画の見込みを上回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

コ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所や認定こども園等において保育を実施する事業です。

【図2-10 延長保育促進事業の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	延べ人数	4,712人	5,316人	5,037人	②と同様	◎
R3	延べ人数	4,721人	5,457人	5,078人		◎
R4	延べ人数	4,672人	5,692人	5,018人		◎
R5	延べ人数	5,497人	6,428人	4,865人		◎
R6	延べ人数	5,222人	6,428人			

資料：保育課

【評価】

保育所や認定こども園等の通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を着実に実施しました。令和2年度～令和4年度においては、計画の見込みを上回る利用がありましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。

サ 病児保育事業

保育を必要とする病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【図2-11 病児保育事業の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	延べ人数	4,813人	6,855人	3,313人	②と同様	◎
R3	延べ人数	4,822人	6,855人	2,500人		◎
R4	延べ人数	4,773人	6,855人	1,929人		◎
R5	延べ人数	4,288人	6,855人	2,896人		◎
R6	延べ人数	4,133人	6,855人			

資料：保育課

【評価】

保育を必要とする病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を実施しました。令和2年度の途中から令和4年度までの期間においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用制限を実施したことから、利用者数は計画の見込みを大幅に下回りましたが、利用制限を解除した令和5年度以降、利用件数は回復傾向にあります。



資料：保育課

シ 放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

【図2-12 放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）の事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	6,067人	7,988人	5,975人	7,917人	○
R3	人数	7,135人	9,038人	6,731人	8,671人	○
R4	人数	7,564人	9,304人	7,463人	8,897人	○
R5	人数	7,715人	9,670人	8,143人	9,172人	○
R6	人数	7,881人	9,830人			

資料：生涯学習課

【評価】

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生を対象に生活の場の提供を実施しました。計画の見込みに概ね近い利用があり、利用したい人が利用できるよう、供給体制の確保を行いながら、適切にニーズに対応することができました。

ス 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯の子どもが教育・保育等の提供を受ける際に要する費用の一部を補助することにより、円滑な施設利用を図る事業です。

【図2-13 実費徴収に係る補足給付を行う事業実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	17,582人	17,582人	2,938人	③と同様	○
R3	人数	17,445人	17,445人	5,646人 ※		○
R4	人数	16,841人	16,841人	5,573人		○
R5	人数	7,804人	7,804人	5,316人		○
R6	人数	7,624人	7,624人			

※ 令和3年度から、第3子の定義を緩和（小4以上の子どもの数も算定）したことによる増 資料：保育課

【評価】

低所得世帯の子どもが教育・保育等の提供を受ける際に教材費等の費用の一部を補助しました。需給管理開始直後の令和2年度～令和4年度については、利用者数が見込みを大きく下回りましたが、実際の利用に応じた給付を行い、適切にニーズに対応することができました。

セ 休日保育

休日（日曜・祝日・年末年始）に保護者が仕事や病気等のために家庭で保育ができない場合に、保護者に代わり保育を行い、児童の健全な育成を図るものです。

※休日保育は子ども・子育て支援法に基づく事業には位置付けられていませんが、ニーズの高まりを踏まえ、第2期計画から本市独自に計画に盛り込み、需給管理を行っています。

【図2-14 休日保育実施状況】

年度	区分	計画		実績値		評価
		①量の見込み	②確保方策	③量	④確保方策	
R2	人数	25人(日)	30人(日)	21人(日)	30人(日)	◎
R3	人数	28人(日)	30人(日)	21人(日)	30人(日)	◎
R4	人数	31人(日)	30人(日)	19人(日)	30人(日)	◎
R5	人数	28人(日)	30人(日)	20人(日)	33人(日)	◎
R6	人数	31人(日)	33人(日)			

資料：保育課

【評価】

保護者が仕事や病気等のために休日、家庭で保育ができない場合に、実施施設において保育を実施しました。利用者数が見込みを若干下回りましたが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができました。



3 子ども・子育てを取り巻く社会状況等

(1) 国の動向

ア 「こども未来戦略」の策定

令和4年における出生数は約77万人となり、ピークであった昭和24年の約270万人と比較すると3分の1以下の水準まで減少しており、令和4年における合計特殊出生率は1.26と過去最低の水準になりました。

更に、近年、少子化のスピードが加速しており、出生数が初めて100万人を割り込んだのは平成28年でしたが、令和元年に90万人、令和4年に80万人を割り込み、このトレンドが続けば、令和42年(2060年)近くには50万人を割り込んでしまうことが予想されています。

このような状況を受け、国においては令和12年(2030年)が少子化トレンド反転のラストチャンスとし、令和5年12月に「こども未来戦略」を取りまとめ、少子化対策・経済成長実現に向け、「若い世代の所得増大」「社会全体の構造・意識改革」「全てのこども・子育て世帯への切れ目ない支援」を理念とした、各種施策の体系が示されました。

イ 保育士配置基準の見直し

待機児童対策の推進により、保育の受皿の拡大は進んだものの、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要があることから、国においては、令和6年4月に、75年ぶりとなる保育士配置基準の見直しを行いました。

これにより、令和6年4月から、4・5歳児について、30対1から25対1に、3歳児について20対1から15対1に改善が図られ、1歳児についても、6対1から5対1への改善を早急に行う考えが示されました。

本市においては、基準が改正された令和6年4月時点で、全ての保育施設において、この新基準を満たしていますが、安定的な保育人材の確保は、これまで以上に重要なものとなっています。

ウ 「こども誰でも通園制度」の実施

0～2歳児の約6割を占める未就園児(保育所等に通っていない児童)を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を行う必要がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」を令和8年度から本格実施する考えが示されました。

これは、生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労状況等に関わらず、月一定時間まで、保育所や幼稚園等が、児童の預かりを行うものです。

本格実施に先立ち、令和5年度途中から「試行的事業」が実施され、令和6年度においては本市を含む全国118の自治体(令和6年9月30日現在)において、試行的事業が実施されました。

エ 「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」の改正

令和4年度「児童福祉法」の改正により、令和6年4月から、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の3事業が新たに創設されました。

また、令和6年度の「子ども・子育て支援法」の改正に伴い、「こども誰でも通園制度」に当たる「乳児等通園支援事業」のほか、「妊婦等包括相談支援事業」、「産後ケア事業」が、令和7年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業となることとなっています。

一部の事業については、既存の事業や取組等の制度化となりますが、第3期計画から、地域子ども・子育て支援事業として、本計画において需給管理を行っていきます。

(2) 本市の関連施策

ア 立地適正化計画の策定

本市では平成29年3月に立地適正化計画（公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導により、コンパクトなまちづくりを推進するための計画）を策定し、都市機能（医療・福祉、商業など）や居住を誘導する区域を定めています。

令和6年10月には、計画策定から概ね5年が経過したことに伴い、本市を取り巻く環境変化を踏まえながら、都市機能や居住の誘導等に関する評価指標と誘導策の進捗評価を行い、導出された計画推進上の課題を踏まえ、施策の強化・充実を図りました。

教育・保育や子育て支援事業の需給管理を行っていく上で、この立地適正化計画に基づく居住や都市機能の誘導の考え方と、整合を図っています。

イ LRT（次世代型路面電車・ライトライン）の整備

本市では人口減少・少子高齢化が見込まれる社会環境の中で、車が運転できなくても多くの人が市内を移動でき、健康で元気に生活していくための公共交通ネットワークを整備する目的から、LRTの整備を行い、令和5年8月26日に開業しました。

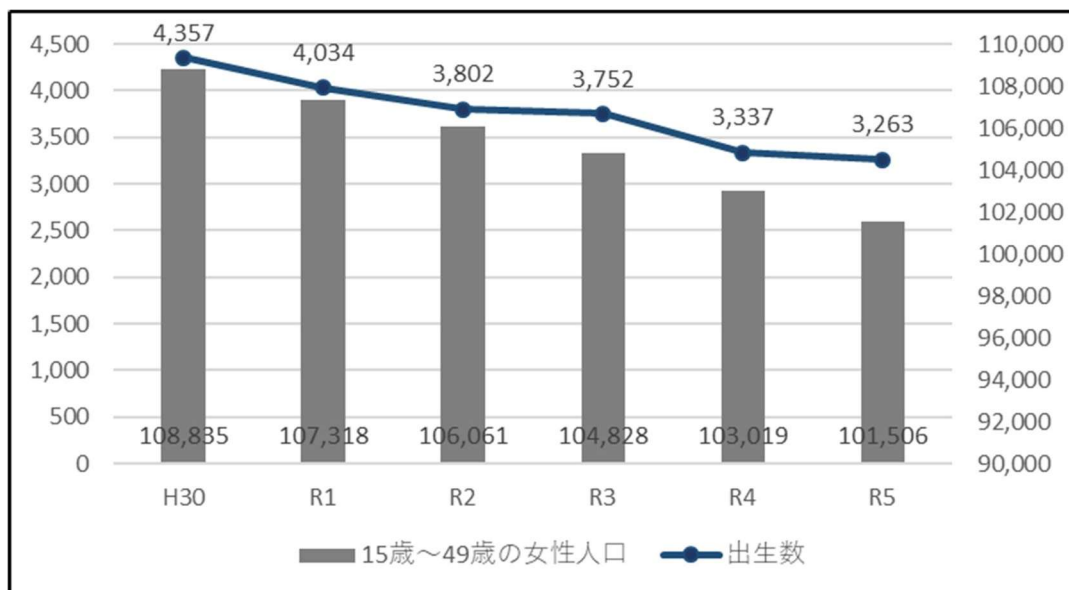
LRTの開業により、停留所周辺等における局所的な保育ニーズや、自動車を使用しない世帯の保育ニーズが高まっていることから、こうした新たな保育ニーズについて、的確に対応していく必要があります。

(3) 本市の社会環境

ア 出生数、15歳～49歳女性人口の推移

本市における出生数は減少傾向にあり、近年は3,000人台で推移しています。概ね出産年齢となる女性の人口についても、減少傾向にあります。

【図3-1 出生数、15歳～49歳女性人口の推移】



資料：住民基本台帳

イ 家族類型別世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、一貫して増加しており、令和2年には230,546世帯と、10年前の平成22年の210,240世帯に比べて20,306世帯（9.7%）増加しています。

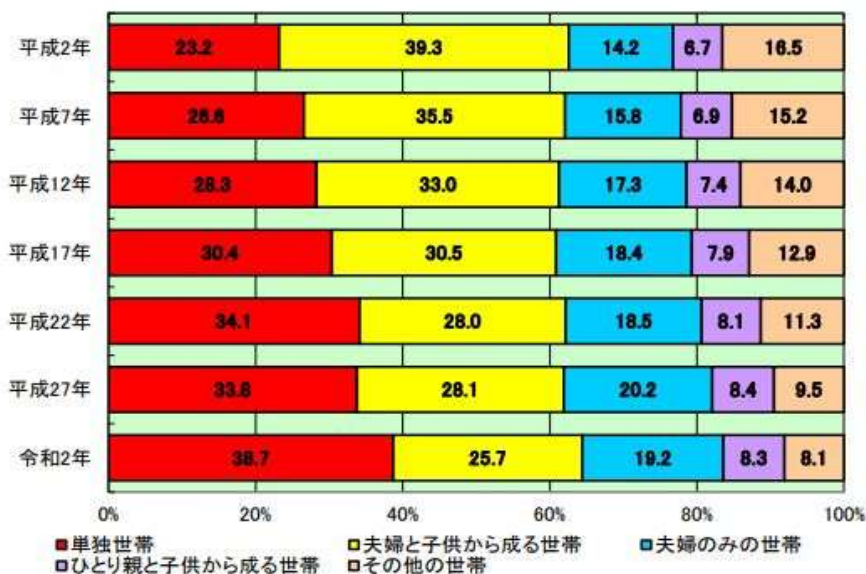
世帯類型については、「単身世帯」の割合が増加傾向にあり、「夫婦と子供から成る世帯」や、祖父母と同居など3世代以上から成る世帯を含む「その他の世帯」の割合は減少傾向にあります。

【図3-2 世帯数・一世帯あたりの世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【図3-3 類型別世帯割合の推移】

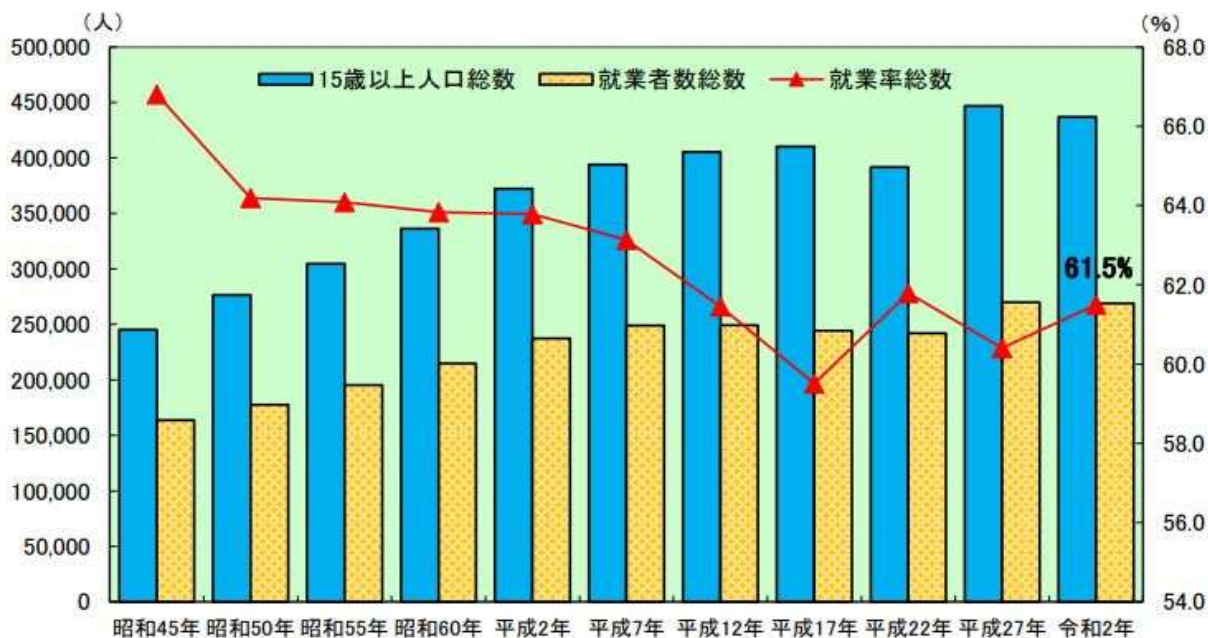


資料：国勢調査

ウ 就業者数の推移

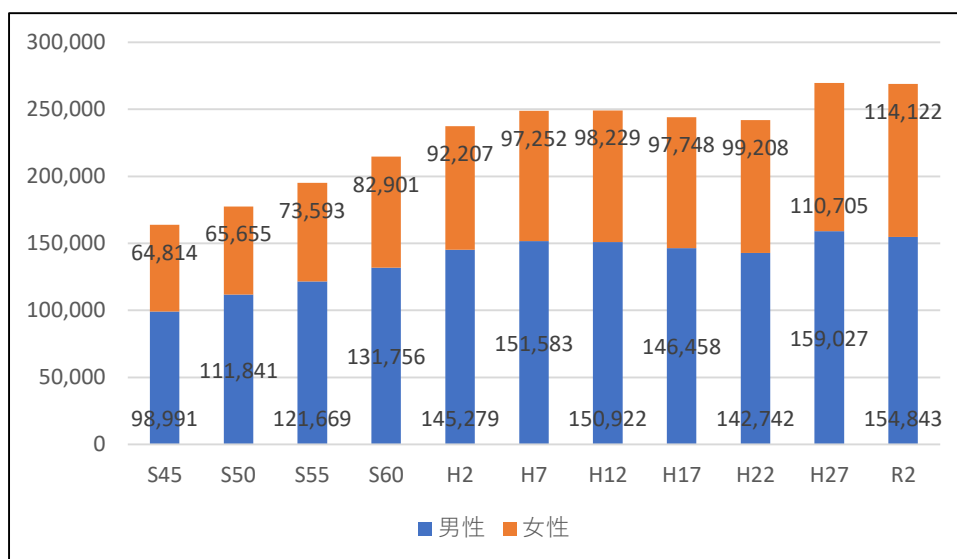
15歳以上の就業者の数を見ると、平成27年から令和2年に掛けては、ほぼ横ばいとなっています。男女別の就業者数を見ると、男性は平成27年から令和2年に掛けて減少しましたが、女性は平成17年以降、増加しており、就業者数に占める女性の割合が高まっています。

【図3-4 15歳以上の就業者数の推移】



資料：国勢調査

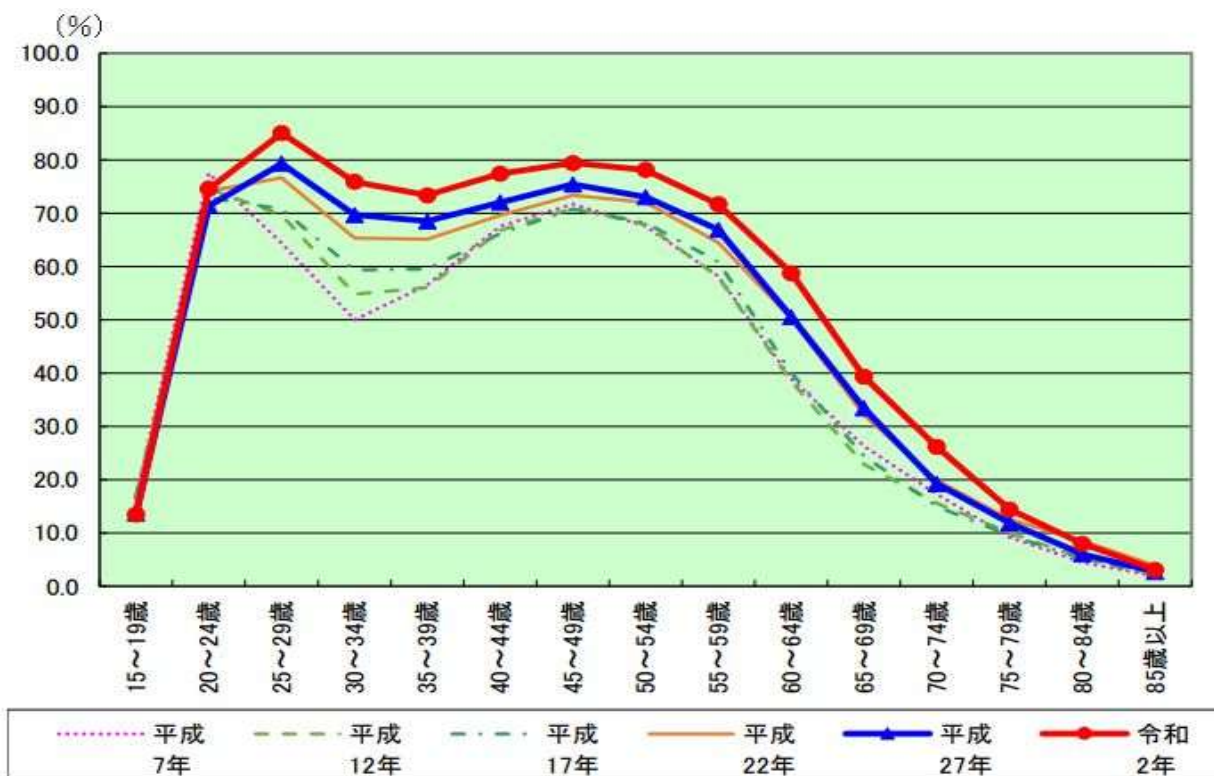
【図3-5 男女別就業者数の推移】



エ 女性の年齢階級別労働力率

女性の年齢階級別労働力率を見ると、25歳以上のすべての年齢階級において労働力率が上昇し、平成27年でいわゆるM字カーブの底となった35歳から39歳の労働力率が68.5%から73.3%となり、M字カーブの底が上昇しました。

【図3-6 女性の年齢階級別労働力率の推移】



資料：国勢調査

4 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施概要

(1) 調査目的

この調査は、本計画策定にあたっての基礎資料とすることを目的として、実施しました。

(2) 調査対象者

就学前の子どもがいる保護者 5,000 人(地区ごとの児童の分布率を踏まえ、無作為抽出)

(3) 実施概要

- 調査地域 宇都宮市全域
- 調査形式 アンケート調査
- 調査方法 無作為抽出によるサンプル調査
(調査票返送による回答またはWEBフォームへの入力による回答)
- 調査期間 令和5年10月26日～12月 8日
※前回調査(令和4年 1月11日～ 2月14日)

(4) 回収結果

対象者	配布数	回収数			回収率
		書面	WEB	合計	
就学前児童 の保護者	5,000 人	1,075 人	1,384 人	2,459 人	49.20%

(5) 調査結果の信頼性

本アンケート調査はサンプリング調査となり、標本誤差(バラつき)が生じますが、標本誤差率は1.87%となります。

国の調査は基本標本誤差率5%を目安に実施しているため、本アンケートの結果は精度が高く、有効であると考えられます。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の主な調査結果

(1) 回答者の分布

地区ごと児童の分布率を踏まえて対象者の抽出を行ったことから、回答についても、概ね児童人口と同様の分布率となりました。

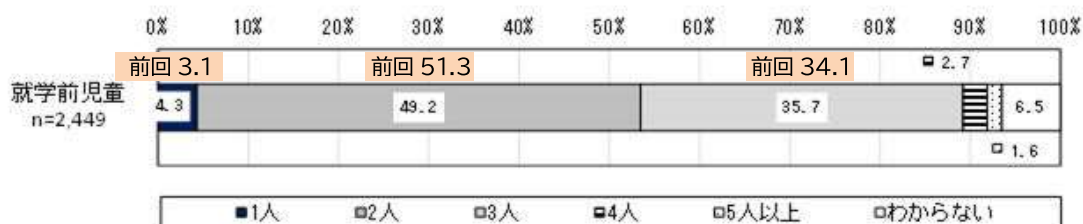
提供区域	本庁		東部			南部			
地区	駅西	駅東	平石	清原	瑞穂野	姿川	雀宮	横川	陽南
割合	9.6%	13.2%	5.7%	8.7%	2.2%	12.1%	7.6%	7.6%	3.3%
提供区域	北東部			北西部					市外
地区	豊郷	河内	上河内	宝木	富屋	篠井	国本	城山	
割合	7.2%	6.9%	1.2%	6.5%	0.3%	0.3%	3.2%	4.4%	0.1%

(2) 子どもの数について

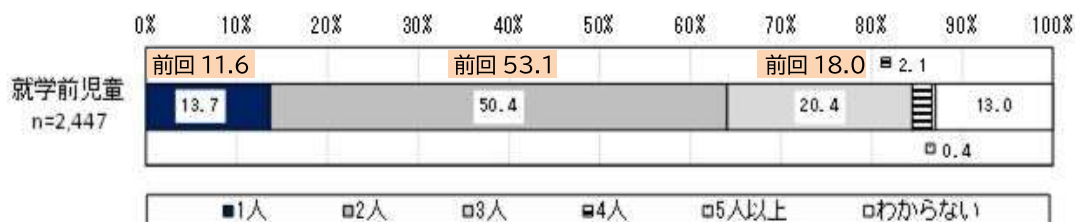
「理想の子どもの数」「予定の子どもの数」共に「2人」が微減し、「1人」「3人」がそれぞれ微増しましたが、大きな傾向は前回と変わらず、いずれも「2人」が最多となりました。

「3人」を理想とする割合が 35.7%である中、「3人」を予定する世帯は 20.4%に留まりました。

理想の子どもの数について



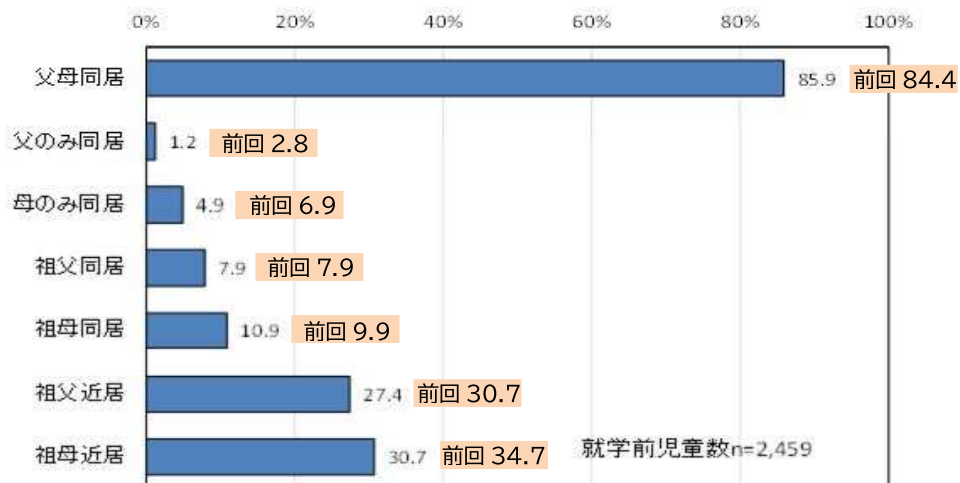
予定の子どもの数について



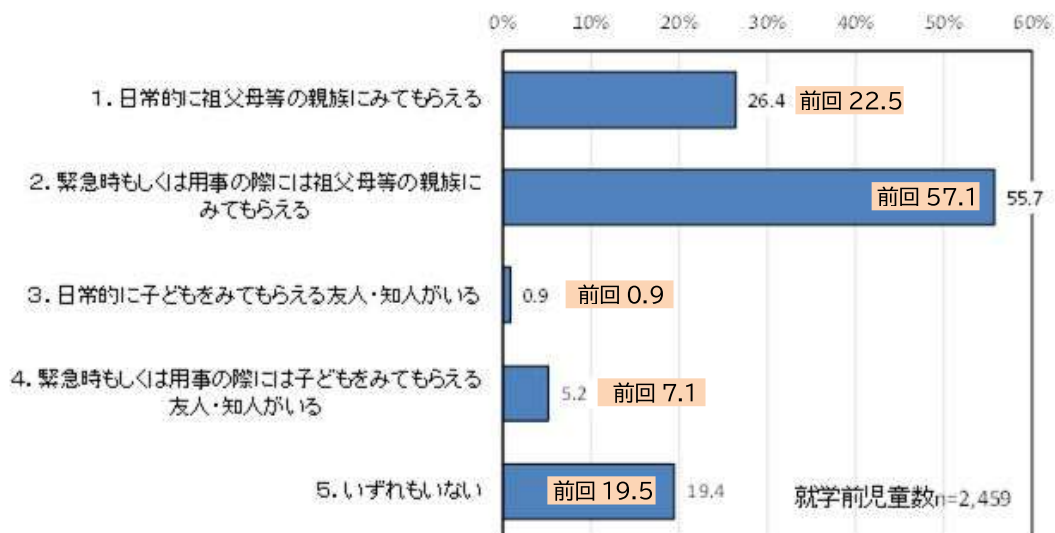
(3) 子どもの育ちに関する環境について

「祖父母が近居」の世帯割合は減少しましたが、「日常的に祖父母等の親族に子どもを見てもらえる」世帯割合は増加しました。

子どもと同居・近居(概ね30分以内で行き来できる範囲)の親族の状況について



日常的に子どもを見てくれる親族等の状況について



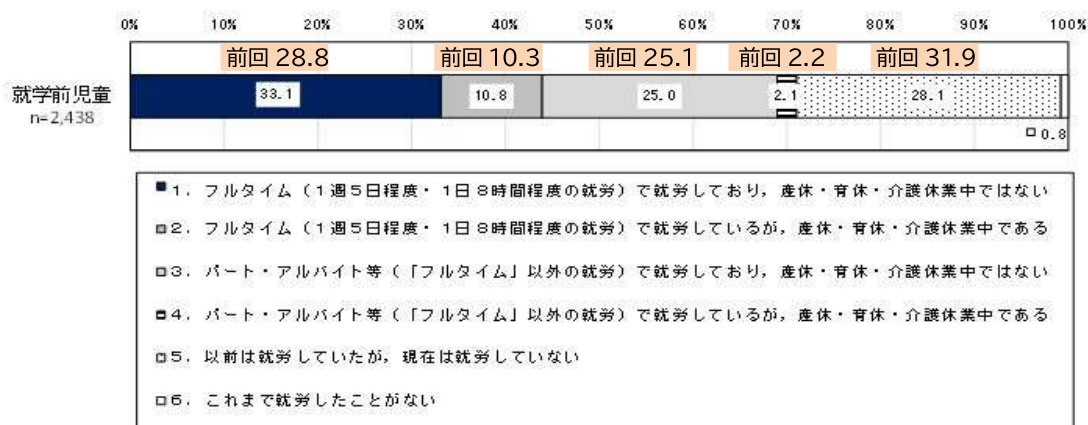
(4)ー1 母親の就労状況・就労意向について

フルタイムで就労している人の割合が大きく上昇（+4.8ポイント）し、「パート・アルバイト等」を含めた全体就労者割合についても、上昇（+4.6ポイント）しました。

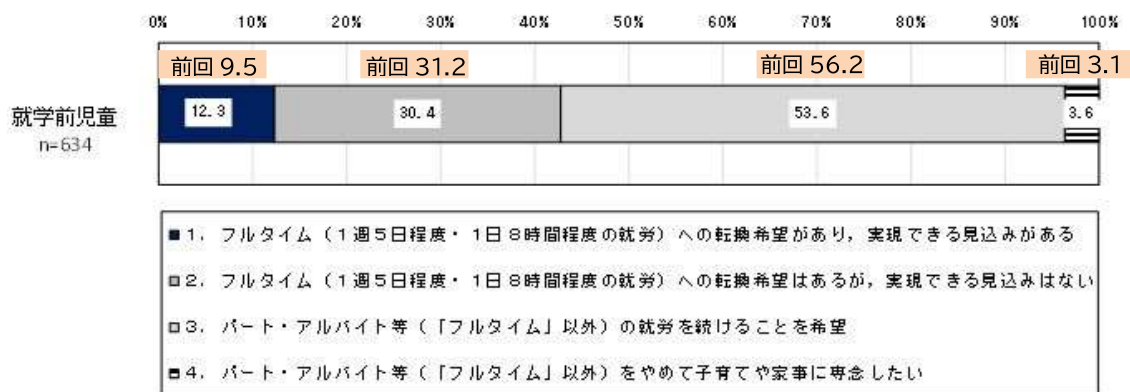
また、「パート・アルバイト等」で就労している人のうち、フルタイムへの転換を希望している人の割合（+2.0ポイント）や、現在就労していないが就労意向のある人の割合（+1.8ポイント）も上昇しました。

女性就業率やフルタイムで就労する女性の割合は上昇傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと考えられます。

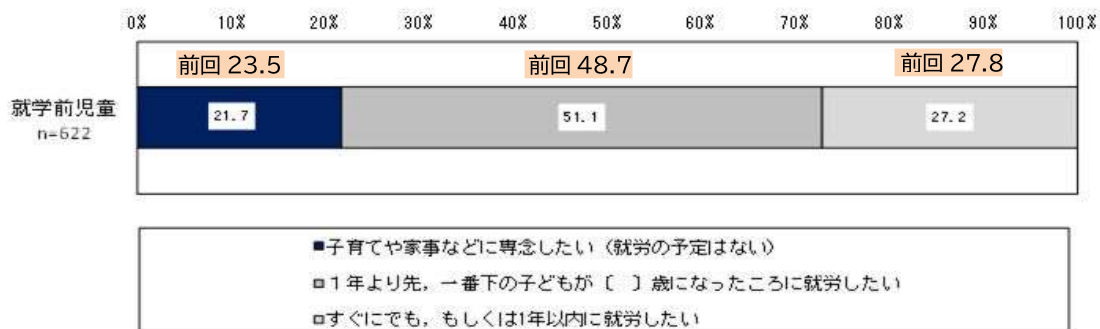
就労状況について



パート・アルバイト等で就労している人のフルタイムへの転換意向について



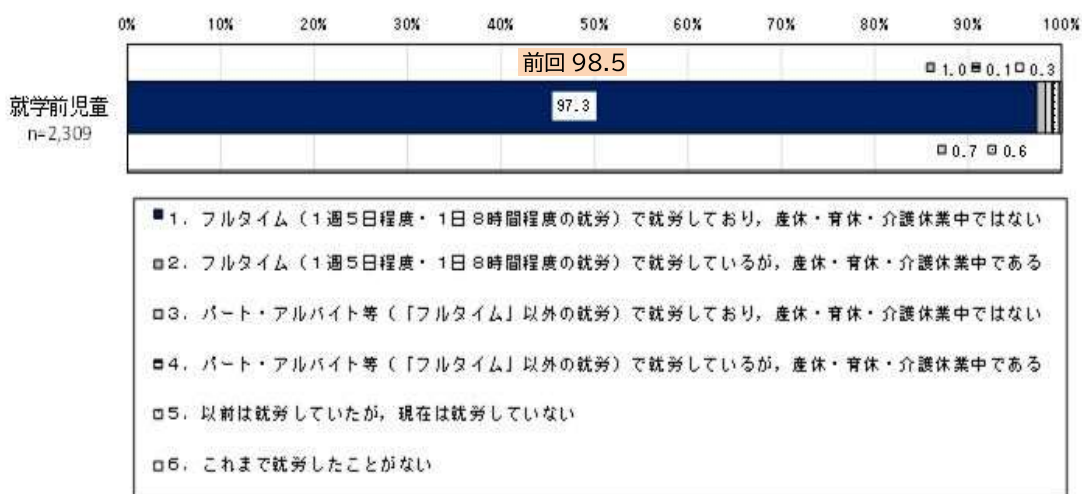
現在就労していない人の意向について



(4)ー 2 父親の就労状況について

父親については、前回調査同様、大部分がフルタイム就労しています。

就労状況について



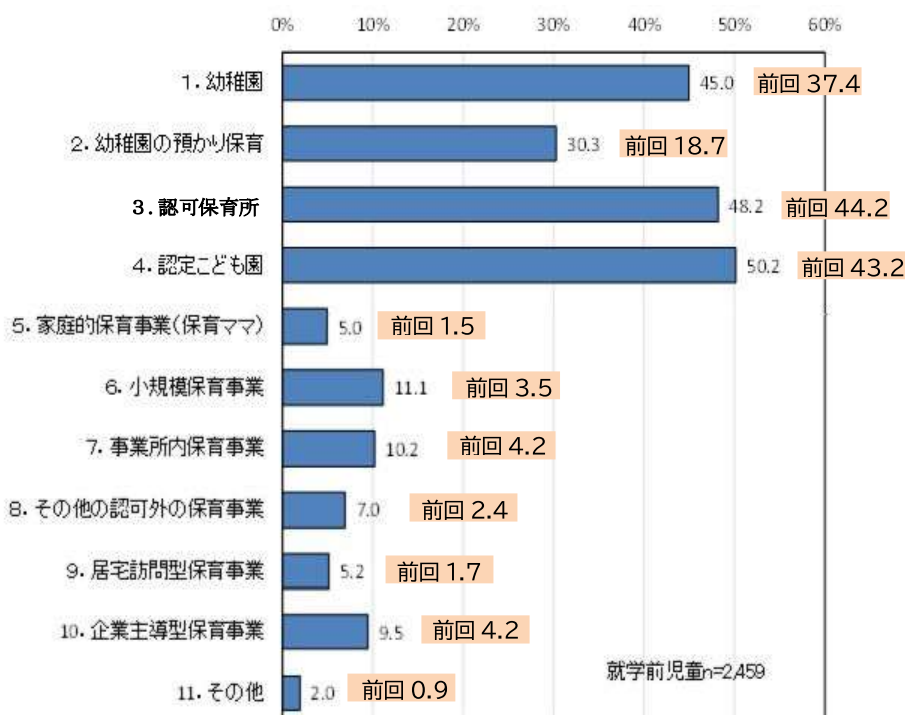
(5) 教育・保育施設の定期的な利用意向について

教育・保育施設の利用意向は、全ての施設類型で上昇しました。

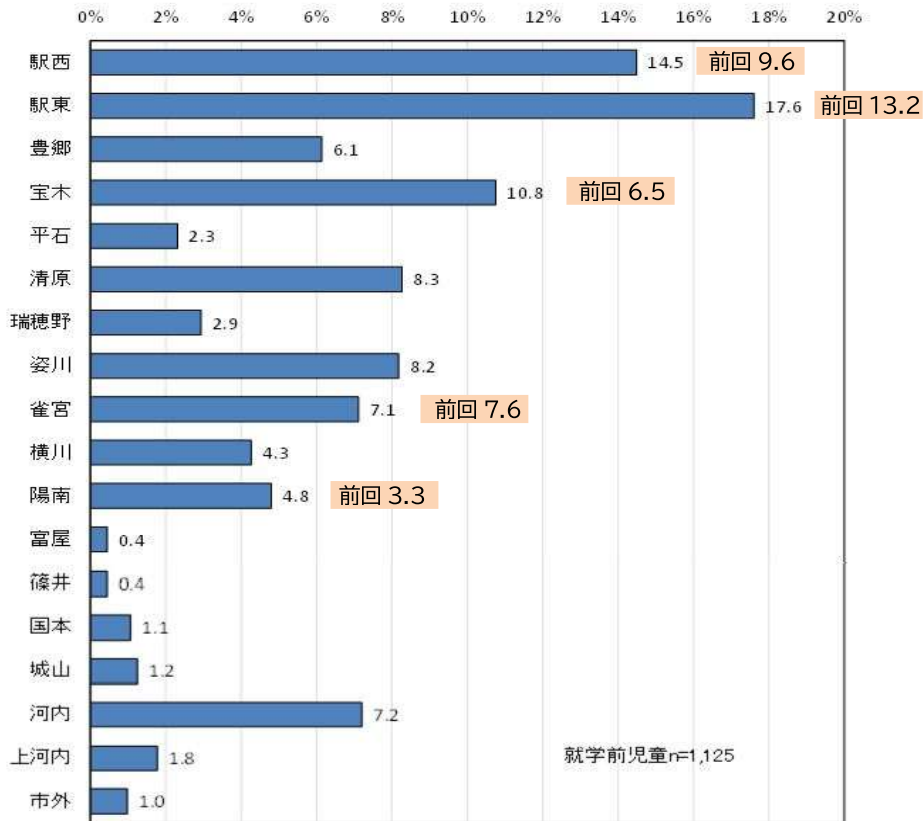
施設類型別では、「認定こども園」の利用意向が最も高く、次いで「認可保育所」となりました。

利用意向地区については、「駅西」「駅東」「宝木」「雀宮」「陽南」が居住人口に対して施設利用意向が高く、市内中心部や利便性の高い地区の施設が選択されている傾向が見られます。

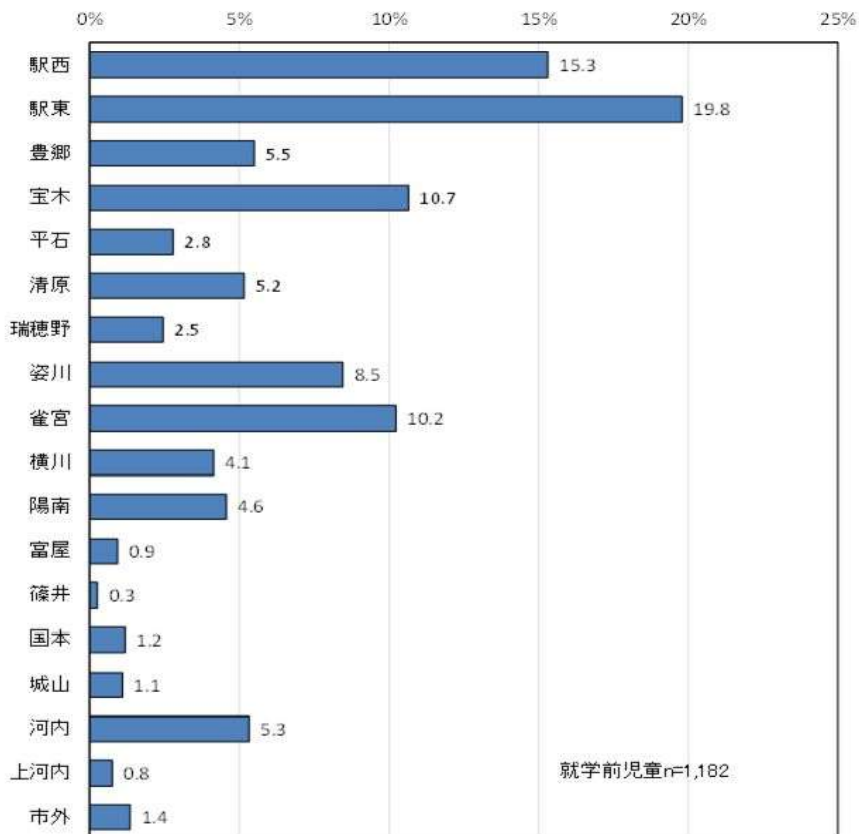
教育・保育施設の定期的な利用意向について



認可保育所の利用意向地区について



認定こども園の利用意向地区について



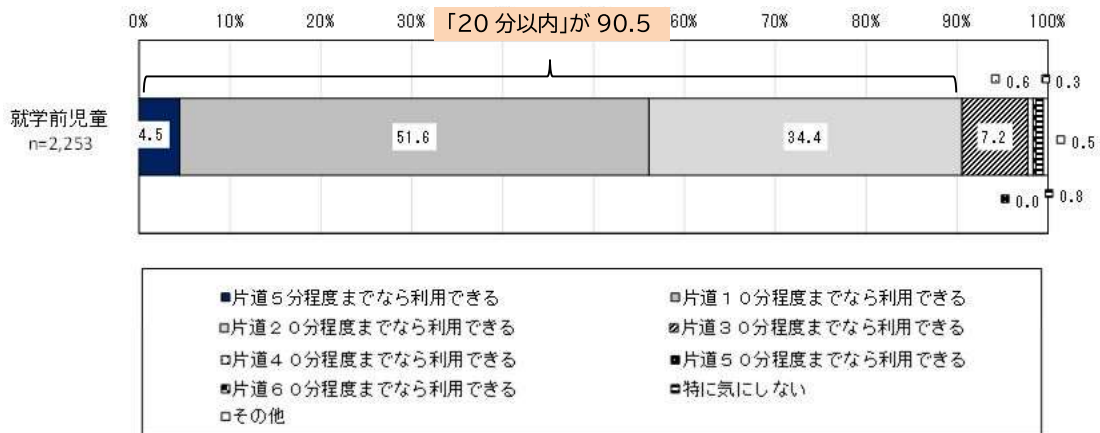
(6) 教育・保育施設への通園手段について

通園手段は前回調査同様「自動車」が大半を占めており、通園にあたり受忍できる時間としては「20分以内」が9割超となりました。

教育・保育施設への希望する通園手段について



教育・保育施設への通園にあたり受忍できる時間について



(7) 教育・保育施設の利用意向時間について

「保育所」の利用意向時間はほぼ横ばいとなりましたが、「幼稚園」「認定こども園」は伸びており、1号認定（幼稚園利用）児童の預かり保育の利用意向時間が伸びているものと考えられます。

教育・保育施設の利用意向時間について

●幼稚園の利用希望

1週当たりの希望利用日数(平均) n=936	4.9日	前回 5.0
1日当たりの希望利用時間(平均) n=920	7.0時間	前回 6.5
希望する開始時間(平均) n=924	8:28	
希望する終了時間(平均) n=922	15:41	

●認可保育所の利用希望

1週当たりの希望利用日数(平均) n=1,064	5.0日	前回 5.1
1日当たりの希望利用時間(平均) n=1,060	9.1時間	前回 9.2
希望する開始時間(平均) n=1,058	7:58	
希望する終了時間(平均) n=1,059	17:29	

●認定こども園の利用希望

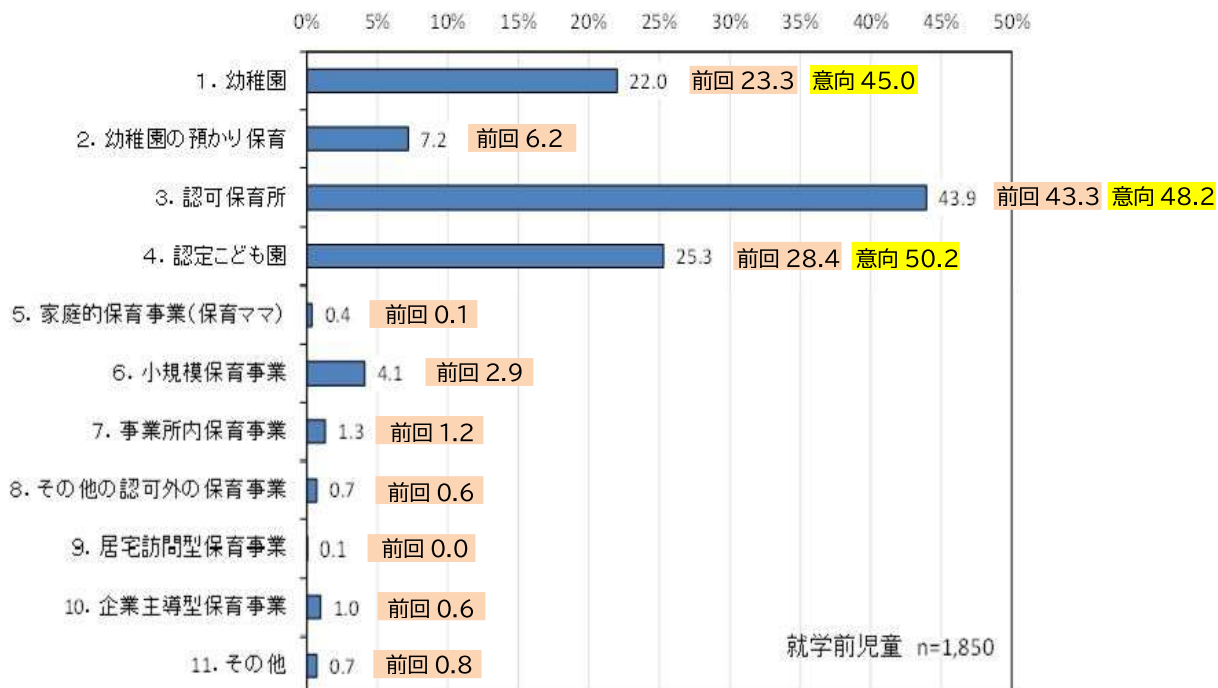
1週当たりの希望利用日数(平均) n=1,077	5.0日	前回 5.0
1日当たりの希望利用時間(平均) n=1,070	8.5時間	前回 7.8
希望する開始時間(平均) n=1,077	8:11	
希望する終了時間(平均) n=1,075	16:58	

(8) 教育・保育施設の実際の利用状況について

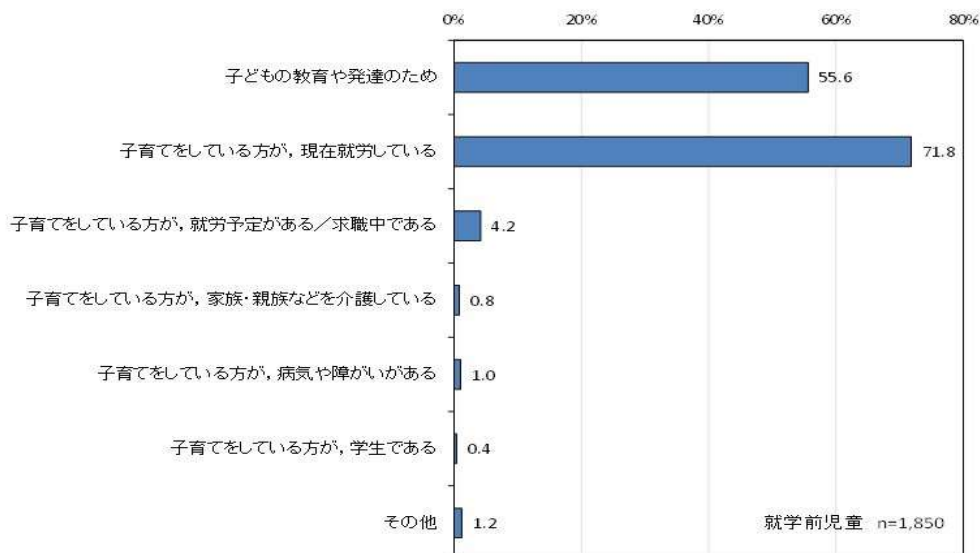
前回調査と同様の傾向で、「保育所」を利用している人の割合が最多でした。

「幼稚園」「認定こども園」は利用意向に対し実際に利用している割合が低く、保護者の就労状況などが関係していると考えられます。

実際に利用してる教育・保育施設について

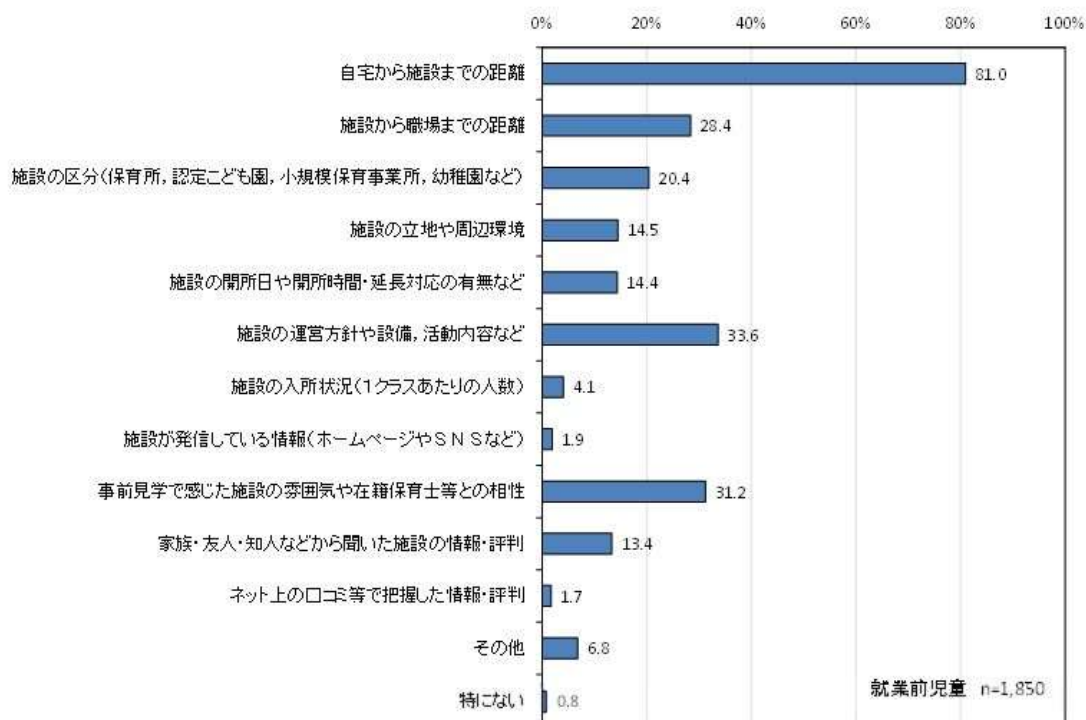


施設を利用している(施設の類型を選択した)理由について



個別の施設選択においては、「自宅から施設までの距離」を基準にしている人の割合が最も高く、次いで「運営方針や設備、活動内容など」「雰囲気や在籍保育士等との相性」の割合が高い結果となりました。

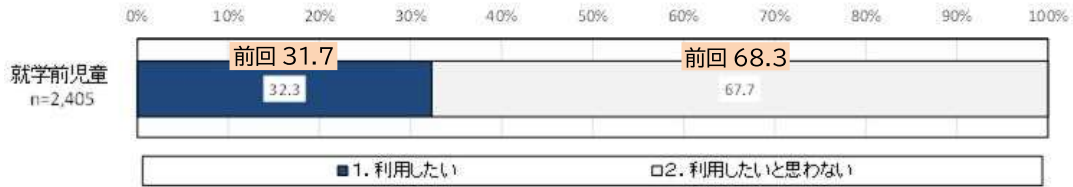
施設を選ぶ際の判断基準について



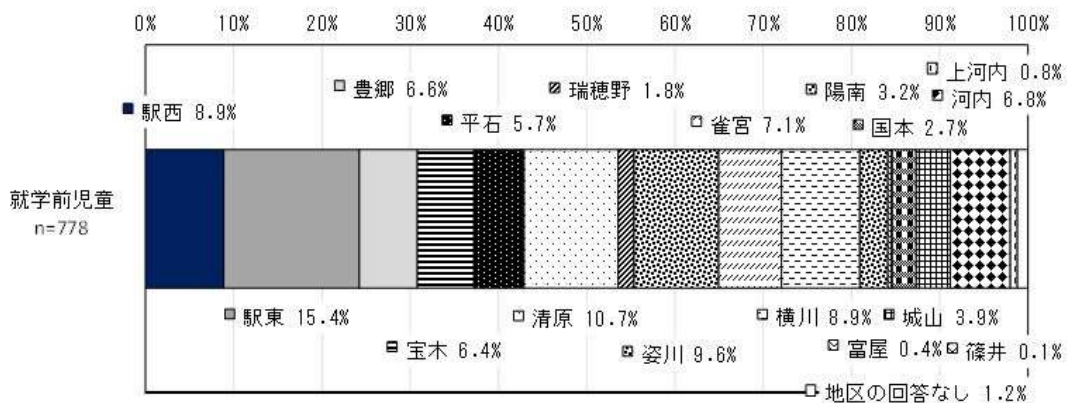
(9) 送迎保育の利用希望について

送迎保育の利用を希望する人の割合は前回調査とほぼ同等の3割強となり、利用意向が相対的に高い地区は「駅東」「清原」となりました。

送迎保育の利用意向について



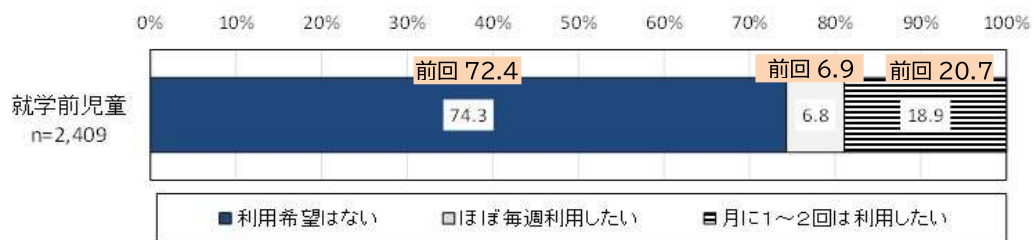
「利用したい」と回答した人の居住地区について



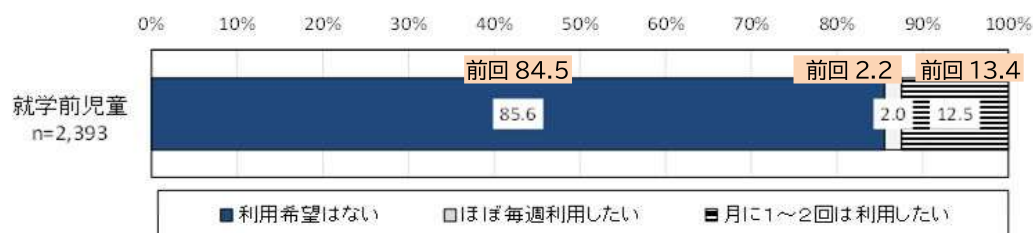
(10) 土曜・休日の教育・保育施設の利用意向について

土曜・休日の保育の利用に意向については微減し、「土曜日」に利用を希望する割合は25%、「日曜日・祝日」に利用を希望する割合は約15%となりました。

土曜日の利用意向について



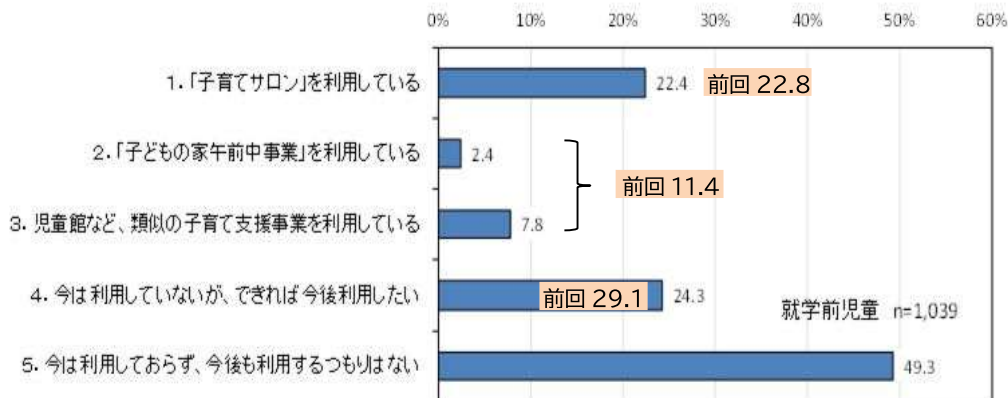
日曜日・祝日の利用意向について



(11) 子育てサロン等の利用について

子育てサロンを利用している人の割合は前回調査とほぼ同程度となり、「1か月あたりの利用日数」は増加しましたが、「今は利用していないが、できれば今後利用したい」人の割合は減少しました。

子育てサロン等の利用状況について



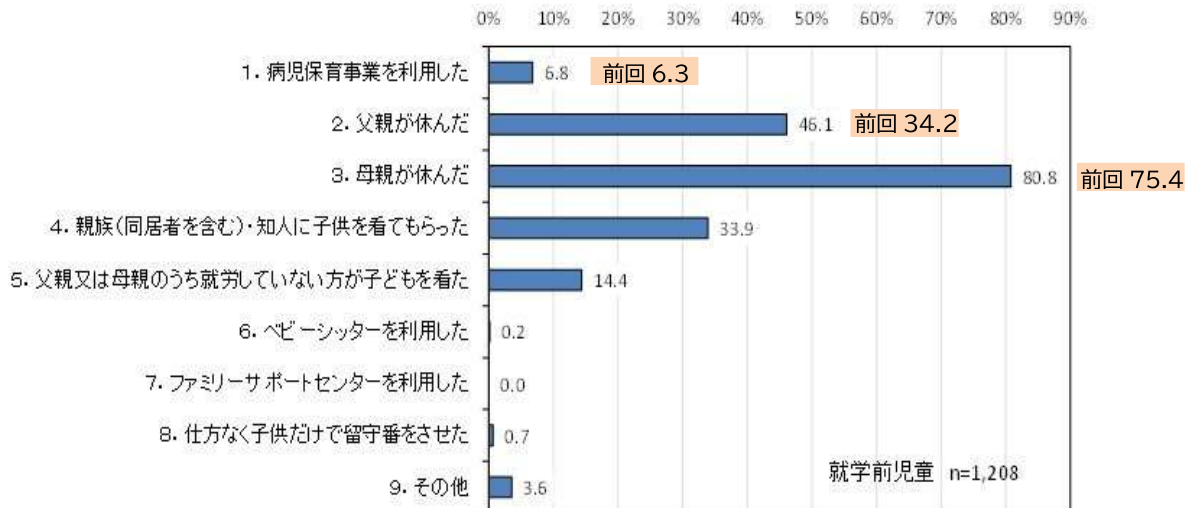
1週当たり利用日数(平均) n=161	1.6日	前回 1.6
1か月当たり利用日数(平均) n=202	4.0日	前回 3.1

(12) 病児保育等の利用について

保育中の子どもの体調不良の際、「病児保育を利用した」割合はほぼ横ばいとなりましたが、「父親が休んだ」「母親が休んだ」割合や休んだ日数については、大きく増加しました。

一方、「父親が休んだ」「母親が休んだ」場合で、「できれば病児保育を利用したい」人の割合は増加しました。

保育中の子ども体調不良児の対応について



それぞれの場合の日数について

●病児保育事業を利用した

1年間の対処日数(平均) n=81 6.4日 前回 4.5

●父親が休んだ

1年間の対処日数(平均) n=541 5.1日 前回 3.9

●母親が休んだ

1年間の対処日数(平均) n=931 11.2日 前回 7.8

「父親が休んだ」「母親が休んだ」場合の病児保育の利用意向について

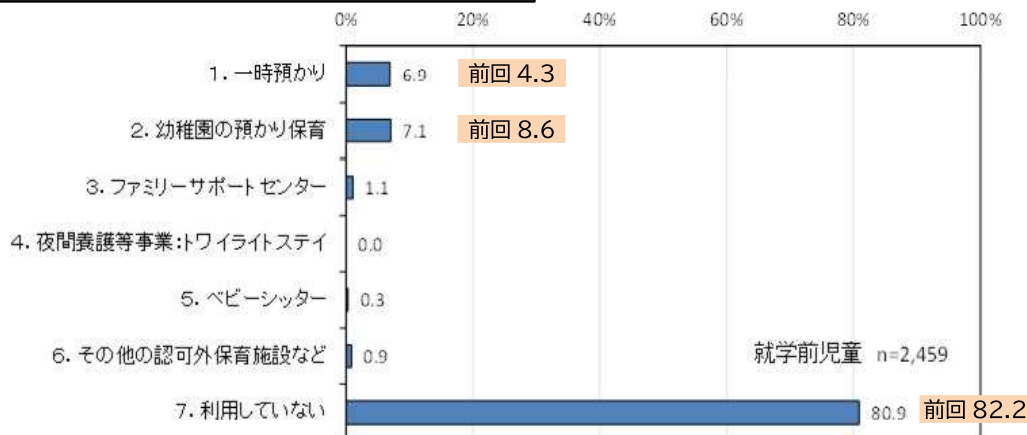


(13) 一時預かり保育等の利用について

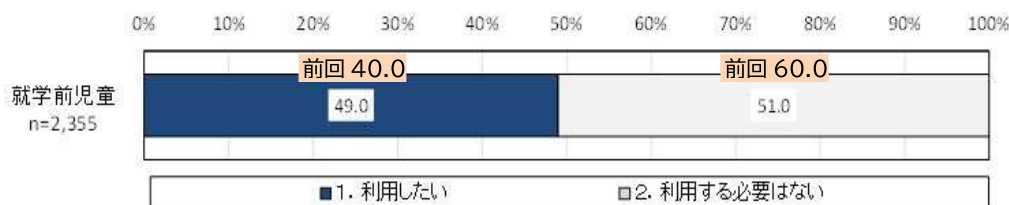
一時預かり保育（一般型）については利用している割合が増加し、利用目的は「私用」「冠婚葬祭・学校行事・通院等」が主となりました。

利用希望日数については、全体では減少しました。

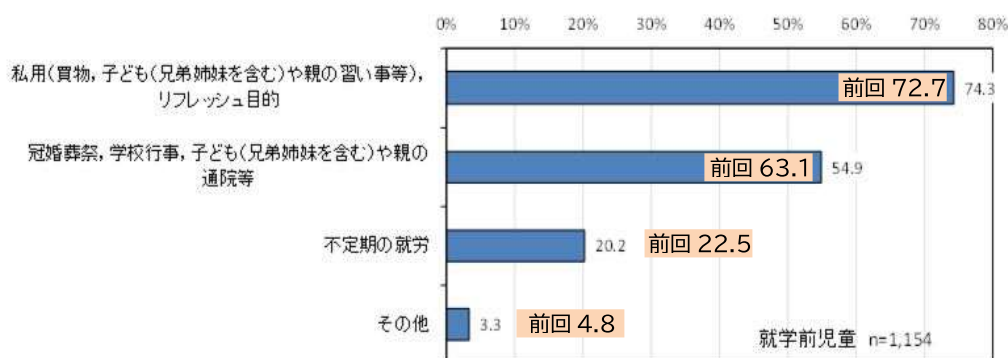
一時預かり保育等の利用状況について



一時預かり保育等の利用意向について



一時預かり保育等の利用目的について



一時預かり保育等の利用意向日数について

●年間希望利用日数(利用目的全体)

1年間の利用日数(平均)n=1,073 17.1日 前回 20.4

●私用(買物, 子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等), リフレッシュ目的

1年間の利用日数(平均)n=815 10.5日 前回 13.2

●冠婚葬祭, 学校行事, 子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等

1年間の利用日数(平均)n=602 8.0日 前回 8.1

●不定期の就労

1年間の利用日数(平均)n=214 19.8日 前回 17.8

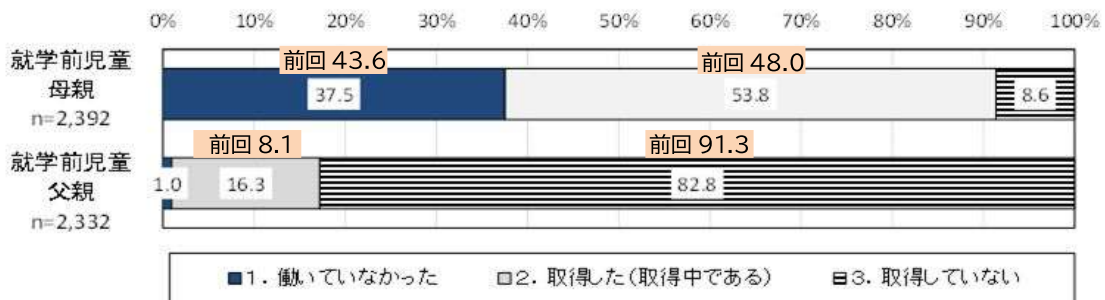
●その他

1年間の利用日数(平均)n=29 24.4日 前回 21.2

(14) 育児休暇の取得について

女性就業率の上昇に伴い「働いていなかった」割合は減少しましたが、「育児休暇を取得した」割合は、母親・父親共に大きく上昇しました。

育児休暇の取得状況について

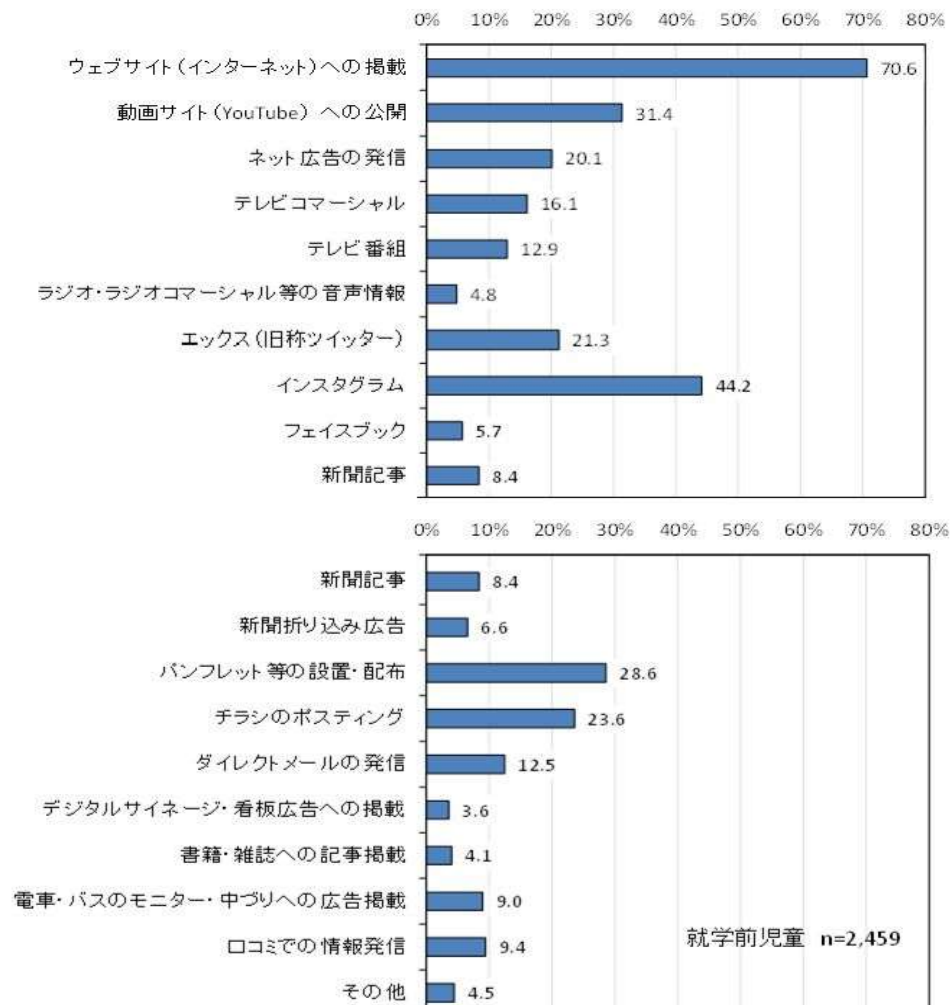


(15) 本市の子育て情報の発信に効果的と考えられる手法について

「ウェブサイトへの掲載」が最も高く、「インスタグラム」「動画サイト (YouTube) への公開」が続くなど、デジタル・SNS 等を活用した情報発信が効果的と捉えている割合が高くなりました。

一方で、「パンフレット等の設置・配布」「チラシのポスティング」といった紙媒体の情報発信についても、一定割合 (約 1/4) は効果的であるとの回答となりました。

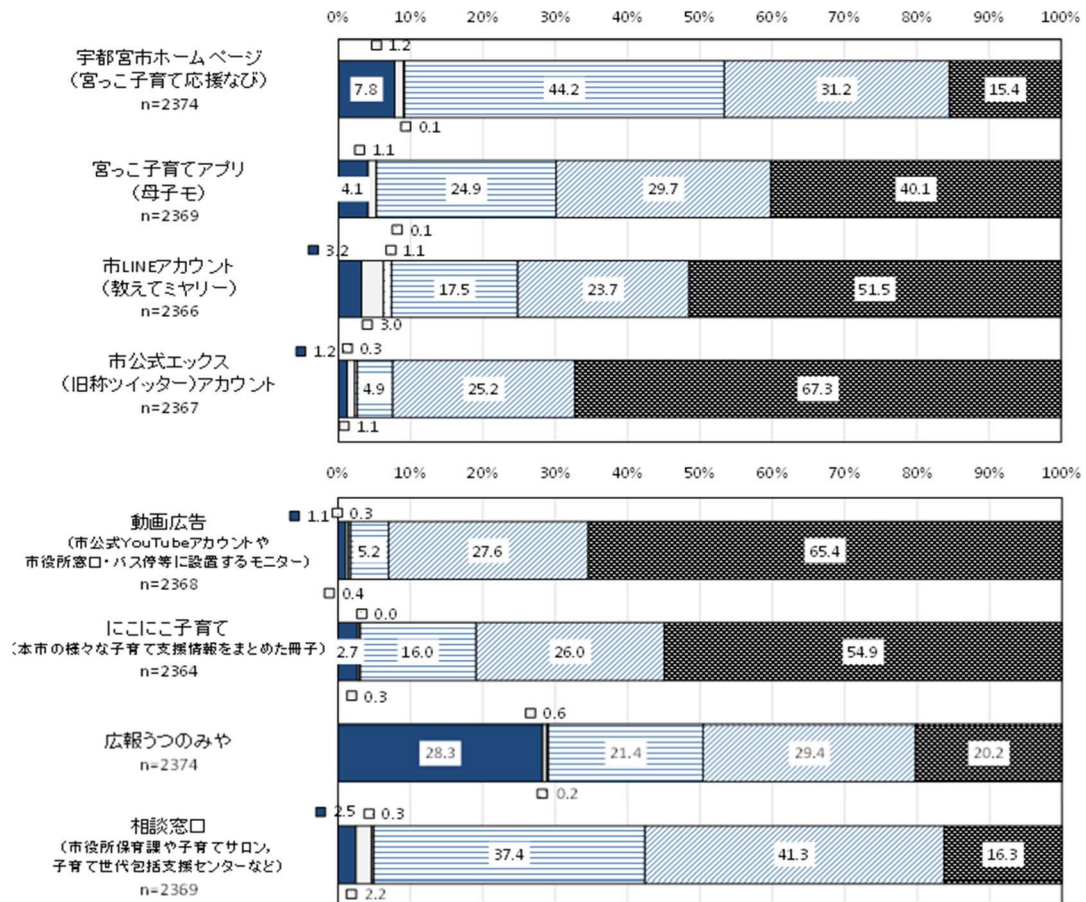
本市の子育て情報の発信に効果的と考えられる手法について



現状の認知度と確認頻度については、「市ホームページ」「広報うつのみや」が高い結果となりました。

SNS や動画広告を用いた情報発信については、効果的と捉えている割合が多かった反面、現状では認知度・確認頻度とも、「市ホームページ」や「広報うつのみや」を下回る結果となりました。

本市の子育て情報発信のそれぞれの認知度・確認頻度について

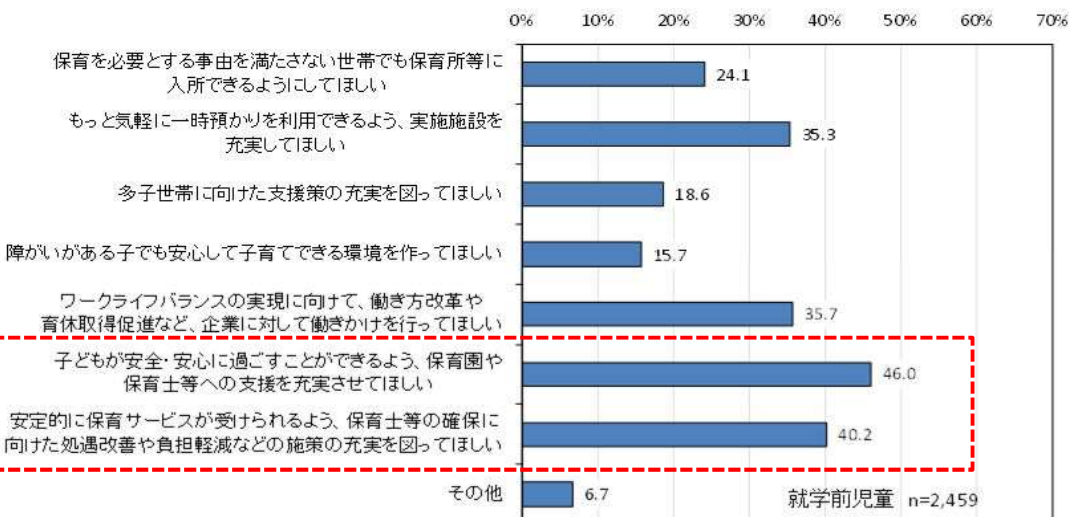
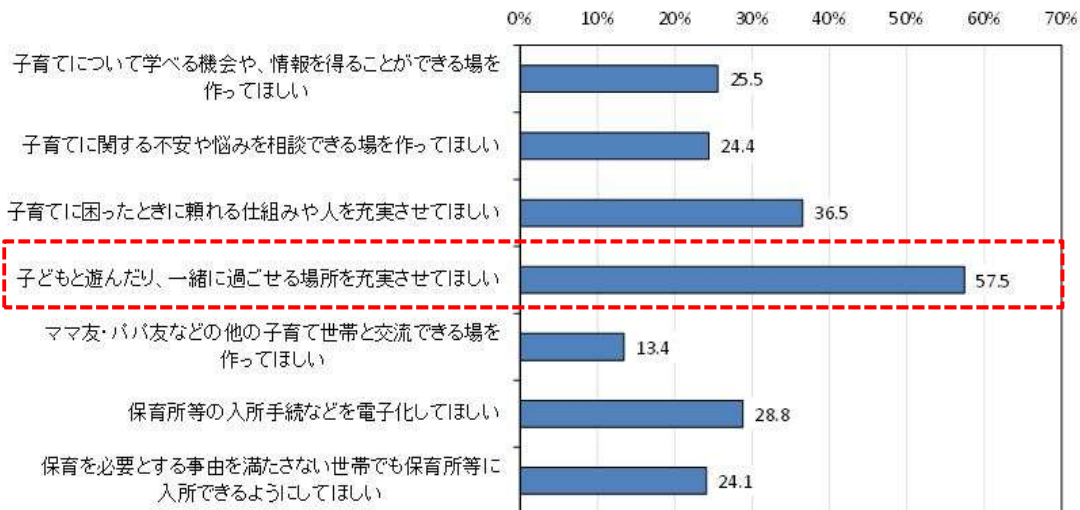


- 月に1回程度, 見る(確認する・行く)
- 週に1回程度, 見る(確認する・行く)
- ほぼ毎日, 見る(確認する・行く)
- 必要になった時に見る(確認する・行く)
- ほぼ見ない(確認しない・行かない)
- 知らない

(16) 子育て支援に関し本市に期待することについて

「子どもと遊んだり、一緒に過ごせる場所を充実させてほしい」が最も多く、次いで「保育園や保育士等への支援の充実」「保育士等への処遇改善や負担軽減施策の充実」が高い結果となりました。

子育て支援に関し本市に期待することについて



5 課題の総括と対応方針

国の動向から得られる課題

【保育士配置基準の見直しへの対応】

令和6年4月付で保育士の配置基準が3歳児は20:1→15:1、4・5歳児は30:1→25:1に改正されており（令和7年3月末時点では終了時期未定の経過措置期間中）、1歳児の配置基準についても改善されることが示されていることから、新たな基準に合った保育士数を継続的に確保していく必要があります。

【保育士確保の推進】

計画期間中に必要となる保育士数を適切に把握し、「保育士・保育所支援センター」を活用した人材確保に加え、本市独自の賃金上乘せ、宿舎の借り上げに係る費用の補助など、処遇改善を併せて実施することにより、**保育士確保**に計画的に取り組みます。

【こども誰でも通園制度[※]への対応】

令和8年度から本格実施となり、2年間は経過措置期間となる中、子育てしやすいまちとして、計画期間を通して、利用したい人が利用できるよう、実施体制を確保していく必要があります。

※ 0歳6か月～満3歳未満の未就園児（保育所等を利用していない児童）を養育する家庭が、就労状況に関わらず、月一定時間まで保育所等を利用できる新たな通園給付で子育て家庭の負担軽減・不安解消等を目的として実施されるもの

【試行的事業等を活用した計画的な供給体制の確保】

国の「試行的事業」を実施し、担い手となる民間園を計画的に確保していくとともに、必要に応じ、**公立保育所による補完**についても検討し、実施初年度から、利用したい人が利用できる体制を確保します。

【ニーズ傾向の変化への対応】

出生数、児童人口数が減少する中、女性就業率の高まりなどにより、保育所の利用意向率は上昇傾向にあり、「地域子ども・子育て支援事業」についても利用意向割合や意向日数が増加している事業があることから、様々な要因を分析しながら、適切に利用者の意向を捉え、供給体制を確保していく必要があります。

【利用意向の見極めと供給体制の確保】

女性就業率や保育所の利用意向率の推移、ニーズ調査の結果（就労やフルタイムへの転向に係る意向率、各事業の利用意向・日数）等の複数の要素を分析しながら、的確に利用ニーズのトレンドを捉え、引き続き、年間を通した待機児童ゼロを継続していくとともに、利用したいサービスを利用したい時に利用できる供給体制を確保していきます。

【保育施設利用における地域差や局所的なニーズへの対応】

児童人口数については地域ごとのばらつきが大きいことや、保育施設の選択に際しては、中心部や利便性の高い地区の施設が選択されている傾向があることから、利用者の移動動態を捉えるとともに、局所的な保育ニーズに対しても適切に対応していく必要があります。

【移動動態を捉えた区域設定や送迎保育等の実施】

施設利用に際しての区域間移動の相関関係（居住地区と施設利用地区の関係）等を考慮しながら、教育・保育提供区域を検証し、需給管理していくとともに、人口数の推移や社会的要因を踏まえ、局所的なニーズが想定される駅周辺においては、送迎保育等を実施しながら、ニーズに対応していきます。

【多様なニーズへの対応と保育の質の確保】

本市の発達支援児の保育所入所数は年々増加傾向があるなど、保育を利用する家庭や児童は多様化している傾向があり、保育の質の確保・向上を求めるニーズも高いことから、年間を通した待機児童ゼロを継続することは元より、多様なニーズを持つ子育て世帯に対して、質の高い保育を提供していく必要があります。

【誰もが安心して質の高い保育を受けられる体制の構築】

各種研修や補助の実施より、民間園における多様な児童の受入を促進するとともに、民間園との役割を整理しながら、公立園においても多様な児童の受入を行うことにより、公民一体となり、家庭の状況や児童の発達の状況に関わらず、誰もが安心して保育を利用できる体制を確保していきます。

また、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育所内外における研修会や、保育士の業務改善を実施することにより、担い手となる保育士が、キャリアの形成やスキルの向上に向け、高い意欲を持って就労できる環境を整え、安定的に質の高い保育を提供できる体制を確保します。

第1章 計画の目標

1 計画の目標

全ての子育て世帯が、必要な保育サービスを利用したい時に利用できる環境を整えるために、本市の計画策定にあたっての目標を次のように定めます。

(1) 教育・保育（幼稚園や保育所、認定こども園等の入所）

第2期計画における供給体制の整備により、令和4年度以降、年間を通した待機児童ゼロを達成しているところあり、安心して子どもを生み育てられる環境を確保していくため、第3期計画においても、年間を通した待機児童ゼロの継続を目指します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業等（保育所等の入所以外の、各種子ども・子育て支援サービス）

各事業について必要な供給体制を確保しながら適切にニーズに対応できていることから、第3期計画においても、ニーズ予測を踏まえ、利便性にも配慮しながら供給体制を確保し、必要な世帯が利用したいときに利用できる環境を維持していきます。

第2章 幼稚園や保育所、認定こども園等の入所を希望する世帯の量の見込み及び供給体制の確保方策

1 教育・保育の提供区域について

(1) 区域設定の位置付け

教育・保育提供区域は、教育・保育施設や地域型保育事業の供給基盤整備等にあたっての単位となり、施設等の認可における需給調整の判断基準となります。

区域設定にあたっては、国の基本指針により、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とするとともに、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設等の整備状況などを総合的に勘案して定めることとされています。

ただし、通学校区のように、区域外の施設への通園を制限するものではありません。

(2) 本市の区域設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、保育利用率（0～5歳の児童のうち、保育所等を利用している児童の割合）や既存施設の配置、保護者・子どもの移動範囲を考慮した区域設定とします。

第2期計画においては、利用者の移動範囲等を含めた施設利用実態を捉えており、バランス良く既存施設が配置された区域であることなどから、本市を16の地区に分けた行政区の組み合わせによる5区域の設定としていました。

第3期計画の策定にあたり、直近のニーズ調査の結果を踏まえた、保護者の送迎に係るトレンドや、地区間の相関性について再評価を行いました。第2期計画の策定時と比べ、傾向に大きな変化はなかったことから、第3期計画においても、第2期計画と同様の5区域を「教育・保育提供区域」とします。

(3) 具体的な提供区域

次の5区域は、利用者の移動範囲等を含めた施設利用実態を捉えており、バランス良く既存施設が配置された区域であること、また、立地適正化計画における区域設定やLRTによる移動経路を踏まえた区域設定であり、区域の需給管理や供給確保が比較的行いやすいことから、当該区域により、様々な教育・保育ニーズへの的確な対応を図ることとします。

区域	行政区	教育・保育施設の 配置状況等	0～5歳人口 (R6.3.31)
中央部	本庁	幼稚園：5施設 保育所：35施設（うち公立1施設） 認定こども園：9施設	4,845人
北東部	豊郷, 河内 上河内	幼稚園：3施設 保育所：22施設（うち公立3施設） 認定こども園：3施設	3,385人
北西部	富屋, 篠井 宝木, 国本 城山	幼稚園：3施設 保育所：16施設（うち公立1施設） 認定こども園：4施設	3,277人
東部	平石, 清原 瑞穂野	幼稚園：4施設 保育所：23施設（うち公立1施設） 認定こども園：2施設	3,314人
南部	陽南, 横川 姿川, 雀宮	幼稚園：1施設 保育所：43施設（うち公立3施設） 認定こども園：6施設	6,773人

【教育・保育提供区域】



2 量の見込み、供給体制について

(1) 国の考え方

国は基本指針において、利用状況及び利用希望を勘案して定めた各年度の「量の見込み」に対応する施設を整備することを目指し、各年度における供給体制の確保の内容及びその実施時期を定めるとしています。

(2) 本市の考え方

ア 量の見込みの方法について

教育（幼稚園や、認定こども園の幼稚園部分の利用ニーズ）については、国の基本指針による算出と本市の利用実績の乖離が少ないことから、国の基本指針により算出したものを、本市の量の見込みとします。

保育（保育所や、認定こども園の保育部分の利用ニーズ）については、国の基本指針による算出を基本としつつ、本市の保育利用実績や保育利用率（0～5歳の児童のうち、保育所等を利用している児童の割合）を勘案して算出を行うこととします。

イ 需給の見通しと取組の方向性について

【教育（幼稚園）】

利用意向率の低下により減少傾向が続き、利用ニーズに対し、供給（定員枠）が大きく上回る見通しであることから、事業者からの相談に応じ、利用定員の見直しを図ることなどにより、事業規模の適正化を図っていきます。

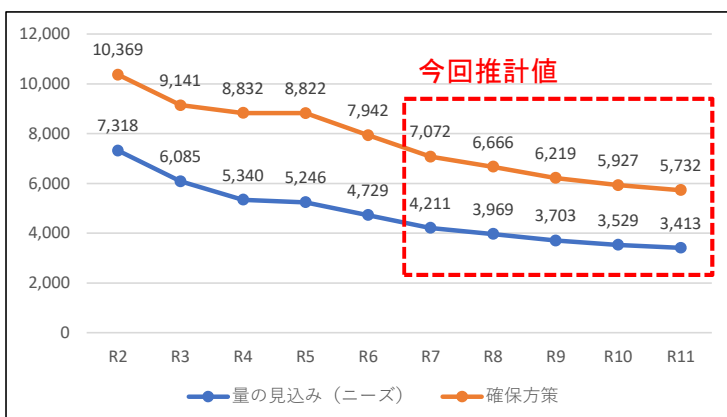
【保育】

国の基本指針を踏まえ、各年度における「量の見込み」に対応した供給体制を確保し、年間を通した待機児童ゼロを継続していきます。

第3期計画の期間中においては、いずれの区域においても既存施設により、十分な供給体制が確保できる見通しとなっており、計画期間の前半や、年度後半において申込みが増加する3号認定子どもについては、「利用定員の弾力化」を活用しながら、供給体制の確保に取り組んでいきます。

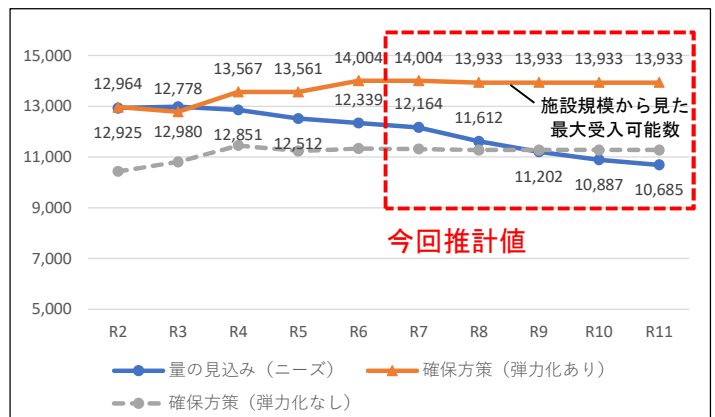
計画期間後半においては、入所児童数が正規の定員枠に収まる見通しとなりますが、令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の本格実施などを見据え、施設数などについては、現行体制の維持を基本としていきます。

【3～5歳児の教育（幼稚園）の利用】



※ 広域調整分を除く。

【0～5歳児の保育の利用】



※ 広域調整分を除く。

(3) 需給計画

【市全体の需給計画】

認定区分	令和7年度						令和8年度						令和9年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	3,173	1,038	6,239	2,041	1,871	2,013	2,991	978	5,881	1,846	1,901	1,984	2,791	912	5,485	1,879	1,875	1,963	
広域調整(受託)	143	6	22	15	11	10	141	6	22	14	11	10	140	6	23	13	11	10	
量の見込み合計	4,360	6,261		2,056	1,882	2,023	4,116	5,903		1,860	1,912	1,994	3,849	5,508		1,892	1,886	1,973	
確保方策	教育・保育施設	4,338	6,030		1,753	1,538	1,143	4,089	5,987		1,742	1,531	1,144	3,815	5,987		1,742	1,531	1,144
	確認を受けない幼稚園	2,734						2,577						2,404					
	特定地域型保育事業				359	290	217				359	290	217				359	290	217
	企業主導型保育事業		20		22	17	19		20		22	17	19		20		22	17	19
	広域調整(委託)	202	92		16	15	15	191	92		16	15	15	183	89		16	15	15
利用定員の弾力化	0	356		56	105	629	0	174		0	126	599	0	76		0	113	578	
確保方策等合計	7,274	6,498		2,206	1,965	2,023	6,857	6,273		2,139	1,979	1,994	6,402	6,172		2,139	1,966	1,973	
確保方策等－量の見込み	2,914	237		150	83	0	2,741	370		279	67	0	2,553	664		247	80	0	

認定区分	令和10年度						令和11年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	2,659	870	5,228	1,851	1,856	1,952	2,571	842	5,056	1,832	1,847	1,950	
広域調整(受託)	138	6	23	12	11	10	137	6	22	13	11	9	
量の見込み合計	3,673	5,251		1,863	1,867	1,962	3,556	5,078		1,845	1,858	1,959	
確保方策	教育・保育施設	3,636	5,987		1,742	1,531	1,144	3,516	5,987		1,742	1,531	1,144
	確認を受けない幼稚園	2,291						2,216					
	特定地域型保育事業				359	290	217				359	290	217
	企業主導型保育事業		20		22	17	19		20		22	17	19
	広域調整(委託)	179	86		16	15	15	166	87		16	15	15
利用定員の弾力化	0	39		0	105	567	0	11		0	101	564	
確保方策等合計	6,106	6,132		2,139	1,958	1,962	5,898	6,105		2,139	1,954	1,959	
確保方策等－量の見込み	2,433	881		276	91	0	2,342	1,027		294	96	0	

【区域番号 1 区域名 中央部】

認定区分	令和7年度						令和8年度						令和9年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	703	230	1,380	502	450	532	662	217	1,301	458	457	525	618	202	1,213	465	451	520	
広域調整(受託)	6	1	3	1	1	0	6	1	3	1	1	0	6	1	3	1	1	0	
量の見込み合計	940	1,383		503	451	532	886	1,304		459	458	525	827	1,216		466	452	520	
確保方策	教育・保育施設	664	1,488		453	407	297	626	1,488		453	407	297	584	1,488		453	407	297
	確認を受けない幼稚園	1,077						1,016						948					
	特定地域型保育事業				78	67	52				78	67	52				78	67	52
	企業主導型保育事業		3		8	7	6		3		8	7	6		3		8	7	6
	広域調整(委託)	45	20		4	3	4	43	20		4	3	4	40	20		4	3	4
利用定員の弾力化	0	0		0	0	173	0	0		0	0	166	0	0		0	0	161	
確保方策等合計	1,786	1,511		543	484	532	1,685	1,511		543	484	525	1,572	1,511		543	484	520	
確保方策等－量の見込み	846	128		40	33	0	799	207		84	26	0	745	295		77	32	0	

認定区分	令和10年度						令和11年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	589	193	1,156	459	447	518	569	186	1,118	455	445	517	
広域調整(受託)	8	1	3	1	1	0	8	1	3	1	1	0	
量の見込み合計	791	1,159		460	448	518	764	1,121		456	446	517	
確保方策	教育・保育施設	557	1,488		453	407	297	538	1,488		453	407	297
	確認を受けない幼稚園	903						874					
	特定地域型保育事業				78	67	52				78	67	52
	企業主導型保育事業		3		8	7	6		3		8	7	6
	広域調整(委託)	39	19		4	3	4	37	19		4	3	4
利用定員の弾力化	0	0		0	0	159	0	0		0	0	158	
確保方策等合計	1,499	1,510		543	484	518	1,449	1,510		543	484	517	
確保方策等－量の見込み	708	351		83	36	0	685	389		87	38	0	

【 区域番号 2 区域名 北東部 】

認定区分	令和7年度						令和8年度						令和9年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	521	170	1,298	345	302	305	491	161	1,240	315	306	301	458	150	1,175	320	303	298	
広域調整(受託)	105	1	6	4	3	3	104	1	6	3	3	3	104	1	6	3	3	3	
量の見込み合計	797	1,304		349	305	308	757	1,246		318	309	304	713	1,181		323	306	301	
確保方策	教育・保育施設	780	1,197	349	292	207	735	1,197	349	292	207	686	1,197	349	292	207			
	確認を受けない幼稚園	343					323					301							
	特定地域型保育事業			58	50	29			58	50	29			58	50	29			
	企業主導型保育事業		0	3	2	1		0	3	2	1		0	3	2	1			
	広域調整(委託)	33	15	2	2	2	32	15	2	2	2	30	15	2	2	2			
	利用定員の弾力化	0	92	0	0	69	0	34	0	0	65	0	0	0	0	62			
確保方策等合計	1,156	1,304	412	346	308	1,090	1,246	412	346	304	1,017	1,212	412	346	301				
確保方策等-量の見込み	359	0	63	41	0	333	0	94	37	0	304	31	89	40	0				

認定区分	令和10年度						令和11年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み	437	143	1,132	316	300	296	422	138	1,104	313	298	296
広域調整(受託)	101	1	6	3	3	3	101	1	6	3	3	3
量の見込み合計	682	1,138		319	303	299	662	1,110		316	301	299
確保方策	教育・保育施設	654	1,197	349	292	207	632	1,197	349	292	207	
	確認を受けない幼稚園	287					278					
	特定地域型保育事業			58	50	29			58	50	29	
	企業主導型保育事業		0	3	2	1		0	3	2	1	
	広域調整(委託)	29	14	2	2	2	27	14	2	2	2	
	利用定員の弾力化	0	0	0	0	60	0	0	0	0	60	
確保方策等合計	970	1,211	412	346	299	937	1,211	412	346	299		
確保方策等-量の見込み	288	73	93	43	0	275	101	96	45	0		

【 区域番号 3 区域名 西北部 】

認定区分	令和7年度						令和8年度						令和9年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	481	157	593	199	190	225	454	148	539	170	195	220	423	138	479	175	191	217	
広域調整(受託)	1	0	2	3	2	2	1	0	2	3	2	2	1	0	2	3	2	2	
量の見込み合計	639	595		202	192	227	603	541		173	197	222	562	481		178	193	219	
確保方策	教育・保育施設	537	688	202	168	130	506	688	202	168	130	472	688	202	168	130			
	確認を受けない幼稚園	530					499					466							
	特定地域型保育事業			43	30	20			43	30	20			43	30	20			
	企業主導型保育事業		2	2	1	1		2	2	1	1		2	2	1	1			
	広域調整(委託)	30	14	2	2	2	29	14	2	2	2	28	14	2	2	2			
	利用定員の弾力化	0	0	0	0	74	0	0	0	0	69	0	0	0	0	66			
確保方策等合計	1,097	704	249	201	227	1,034	704	249	201	222	966	704	249	201	219				
確保方策等-量の見込み	458	109	47	9	0	431	163	76	4	0	404	223	71	8	0				

認定区分	令和10年度						令和11年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
量の見込み	403	132	440	171	187	215	390	128	414	168	186	215
広域調整(受託)	1	0	2	3	2	2	1	0	2	3	2	2
量の見込み合計	536	442		174	189	217	519	416		171	188	217
確保方策	教育・保育施設	450	688	202	168	130	435	688	202	168	130	
	確認を受けない幼稚園	444					429					
	特定地域型保育事業			43	30	20			43	30	20	
	企業主導型保育事業		2	2	1	1		2	2	1	1	
	広域調整(委託)	27	13	2	2	2	25	13	2	2	2	
	利用定員の弾力化	0	0	0	0	64	0	0	0	0	64	
確保方策等合計	921	703	249	201	217	889	703	249	201	217		
確保方策等-量の見込み	385	261	75	12	0	370	287	78	13	0		

【 区域番号 4 区域名 東部 】

認定区分	令和7年度						令和8年度						令和9年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	495	162	975	329	301	309	466	152	919	299	305	305	435	142	857	304	301	302	
広域調整(受託)	7	0	2	2	1	1	7	0	1	2	1	1	7	0	1	2	1	1	
量の見込み合計	664	977		331	302	310	625	920		301	306	306	584	858		306	302	303	
確保方策	教育・保育施設	765		237	219	173	592	765		237	219	173	552	765		237	219	173	
	確認を受けない幼稚園	/		/	/	/	739	/		/	/	/	689	/		/	/	/	
	特定地域型保育事業	/		67	53	43	/	/		67	53	43	/	/		67	53	43	
	企業主導型保育事業	/		3	5	4	6	/		3	5	4	6	/		3	5	4	6
	広域調整(委託)	32	14	2	2	2	30	14	2	2	2	2	29	14	2	2	2	2	
利用定員の弾力化	0	195		20	24	86	0	138		0	28	82	0	76		0	24	79	
確保方策等合計	1,444	977		331	302	310	1,361	920		311	306	306	1,270	858		311	302	303	
確保方策等-量の見込み	780	0		0	0	0	736	0		10	0	0	686	0		5	0	0	

認定区分	令和10年度						令和11年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	415	136	817	300	298	300	401	131	790	297	297	300	
広域調整(受託)	7	0	3	1	1	1	7	0	3	2	1	1	
量の見込み合計	558	820		301	299	301	539	793		299	298	301	
確保方策	教育・保育施設	765		237	219	173	509	765		237	219	173	
	確認を受けない幼稚園	/		/	/	/	635	/		/	/	/	
	特定地域型保育事業	/		67	53	43	/	/		67	53	43	
	企業主導型保育事業	/		3	5	4	6	/		3	5	4	6
	広域調整(委託)	28	13	2	2	2	26	14	2	2	2	2	
利用定員の弾力化	0	39		0	21	77	0	11		0	20	77	
確保方策等合計	1,211	820		311	299	301	1,170	793		311	298	301	
確保方策等-量の見込み	653	0		10	0	0	631	0		12	0	0	

【 区域番号 5 区域名 南部 】

認定区分	令和7年度						令和8年度						令和9年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	973	319	1,993	666	628	642	918	300	1,882	604	638	633	857	280	1,761	615	629	626	
広域調整(受託)	24	4	9	5	4	4	23	4	10	5	4	4	22	4	11	4	4	4	
量の見込み合計	1,320	2,002		671	632	646	1,245	1,892		609	642	637	1,163	1,772		619	633	630	
確保方策	教育・保育施設	1,892		512	452	336	1,630	1,849		501	445	337	1,521	1,849		501	445	337	
	確認を受けない幼稚園	/		/	/	/	0	/		/	/	/	0	/		/	/	/	
	特定地域型保育事業	/		113	90	73	/	/		113	90	73	/	/		113	90	73	
	企業主導型保育事業	/		12	4	3	5	/		12	4	3	5	/		12	4	3	5
	広域調整(委託)	62	29	6	6	5	57	29	6	6	5	56	26	6	6	5	5		
利用定員の弾力化	0	69		36	81	227	0	2		0	98	217	0	0		0	89	210	
確保方策等合計	1,791	2,002		671	632	646	1,687	1,892		624	642	637	1,577	1,887		624	633	630	
確保方策等-量の見込み	471	0		0	0	0	442	0		15	0	0	414	115		5	0	0	

認定区分	令和10年度						令和11年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
量の見込み	815	266	1,683	605	624	623	789	259	1,630	599	621	622	
広域調整(受託)	21	4	9	4	4	4	20	4	8	4	4	3	
量の見込み合計	1,106	1,692		609	628	627	1,072	1,638		603	625	625	
確保方策	教育・保育施設	1,849		501	445	337	1,402	1,849		501	445	337	
	確認を受けない幼稚園	/		/	/	/	0	/		/	/	/	
	特定地域型保育事業	/		113	90	73	/	/		113	90	73	
	企業主導型保育事業	/		12	4	3	5	/		12	4	3	5
	広域調整(委託)	56	27	6	6	5	51	27	6	6	5	5	
利用定員の弾力化	0	0		0	84	207	0	0		0	81	205	
確保方策等合計	1,505	1,888		624	628	627	1,453	1,888		624	625	625	
確保方策等-量の見込み	399	196		15	0	0	381	250		21	0	0	

3 供給体制の確保に関連する事項

(1) 施設整備に関する事項

ア 認定こども園の普及に対する考え方

平成27年度から実施された子ども・子育て支援新制度は、子どもや子育て家庭の状況に応じ、多様な施設・事業から適切なサービスの選択がなされ、望ましい養育環境の形成を支援するものであり、幼稚園や保育所などとともに、認定こども園は、主要な施設・事業の一つとなっています。

この認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、待機児童の発生していた第2期計画期間中においては、供給体制の確保方策として、市単独による整備費補助の上乗せを実施するなど、積極的に移行を促進し、期間中、11施設が幼稚園から認定こども園に移行しました。

第3期計画の期間中においては、既存体制により、保育ニーズに対し十分な供給体制を確保できる見通しであることから、政策的な移行促進は原則として行わず、事業者からの意向に基づき移行を行う場合においても、各施設の安定運営を鑑み、新たな受入枠の設定を伴う移行については、区域内の需給の動向を踏まえて判断していきます。

イ 認可外保育施設に係る考え方

企業主導型保育事業を含む認可外保育施設については、施設数は概ね横ばいの傾向にあり、多様な保育ニーズの受皿として、認可保育所等の補完的な役割を果たしているほか、幼児教育・保育の無償化の対象となっていることから、今後も一定のニーズがあるものと想定されます。

こうしたことから、認可外保育施設については、引き続き、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく指導監督を行い、適正な保育内容や保育環境を確保していきます。

ウ 立地適正化計画に基づく教育・保育施設の立地誘導

本市では「立地適正化計画」を定め、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導により、コンパクトなまちづくりを推進しています。

この考え方に基づき、教育・保育施設が移転改築等を行う場合においては、「宇都宮市都市機能誘導施設立地促進補助金」等を活用しながら、都市機能誘導区域や地域拠点などの、教育・保育施設を含めた都市機能を誘導すべき区域内への立地を促進していきます。

(2) 児童の受入に関する事項

エ 特別な支援が必要な子どもの受入体制

発達に支援が必要な子ども入所数が年々増加傾向にある中、すべての子どもや子育て家庭の状況に応じた適切な支援を行うためには、支援が必要な子どもが円滑に保育を受けることができるよう、必要な受入体制を確保していくことが求められています。

こうしたことから、公立保育所においては、常時看護師を配置し、受入体制を確保するとともに、民間施設においても支援が必要な子どもを安心・安全に受入ができるよう、施設が必要な加配保育士（支援が必要な子どものケアやサポートを行う保育士）を配置する際の支援や、看護師などを配置して医療的ケア児保育を実施する場合の支援を行っていきます。併せて、発達支援児保育等を行う保育士の専門性の向上に向け、市において各種研修を実施するとともに、民間施設が企画・実施する専門研修に対しても支援を行っていきます。

さらに、子ども発達センターや地域の保健師等との連携により、特別な支援が必要な子どもの状況把握に努めるなどしながら、誰もが安心して保育所等を利用できる体制を確保していきます。

オ 海外から帰国した幼児や外国人幼児の円滑な施設利用に向けた取組の推進

本市における外国人人口は令和6年10月現在で1万2,000人を超えるなど、増加傾向にあり、本市の人口全体に占める外国人の割合も増加しています。

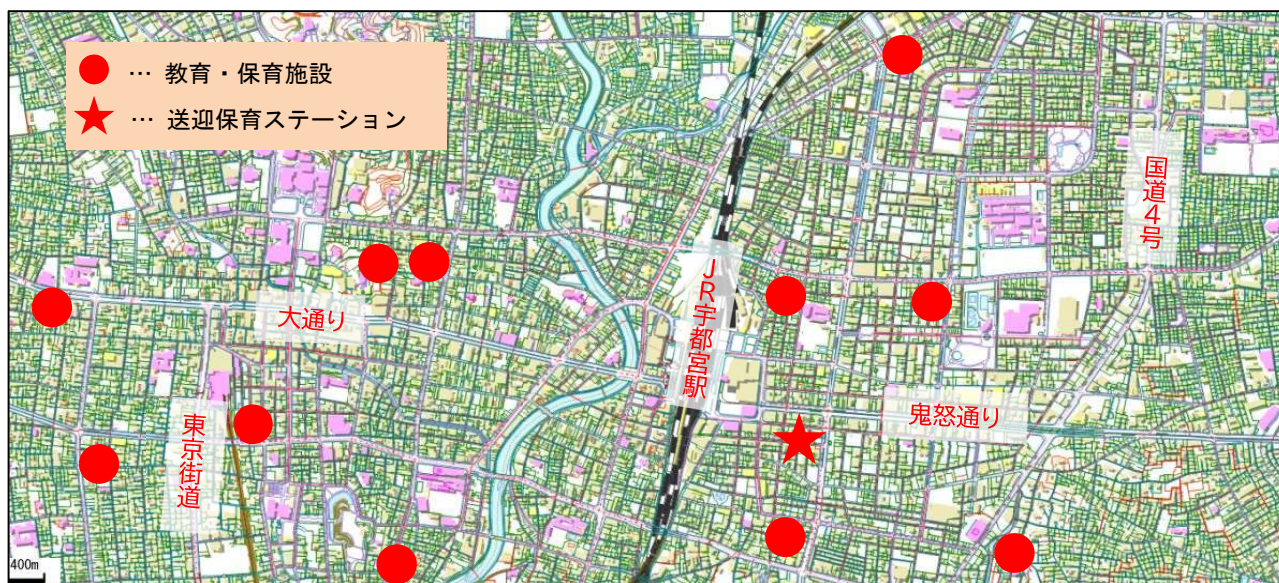
このような中、本市では、日本語に不慣れな外国人市民に対して多言語による生活相談の窓口の設置や、行政サービスに係る情報誌の発行などを行っています。

また、国の支援制度を活用し、各施設が外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳の業務を行う保育支援者を配置する際の補助も実施しており、今後もこうした取組を着実に実施しながら、海外から帰国した幼児や外国人幼児が円滑に保育サービスを受けられるよう、日本語によるコミュニケーションがとりにくい家庭や、生活習慣・文化の異なる家庭にも利用しやすい保育環境の整備を進めていきます。

カ 局所的な保育ニーズへの対応

保育施設の利用に際しては、中心部などの利便性の高い地区の施設が選択される傾向があり、特にJR宇都宮駅の周辺においては、令和5年8月にLRT（次世代型路面電車・ライトライン）が開業したことや、大型マンションの建築が進んでいることなどから、自動車を利用しない世帯のニーズも含め、局所的なニーズが今後も高まることが想定されます。

人口の増加率やマンション等の建築状況、保育施設の利用意向率や送迎手段の傾向などから、第3期計画の期間中においては、「自動車を利用しない世帯の保育ニーズ」が駅西地区・駅東地区においてそれぞれ約30～35名程度、増加することが見込まれますが、令和4年6月に開業した「送迎保育ステーション」や徒歩圏内における保育施設の余裕部分を活用することにより、対応できる見込みとなっています。



(3) 本計画期間内における公立保育所の位置付け等

ア 公立保育所の役割と現況

これまで本市が策定してきた「宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画」が第1期・第2期計画に継承され、公立園と民間園がそれぞれの特徴や強みを活かしながら、多様なニーズに対し、効果的・効率的に対応していくため、公立保育所の役割については、これまでに下記のとおり整理されています。

第3期計画の期間中においても、この考え方を継承していきますが、「保育ニーズへの調整的機能」については、これまで「待機児童解消のための弾力化の活用」を中心としてきた中、第3期計画期間中においては、保育ニーズが減少傾向となることから、利用定員の範囲内での受入を基本としていくとともに、民間施設の安定運営を鑑み、必要に応じ、利用定員の引下げについても検討していきます。

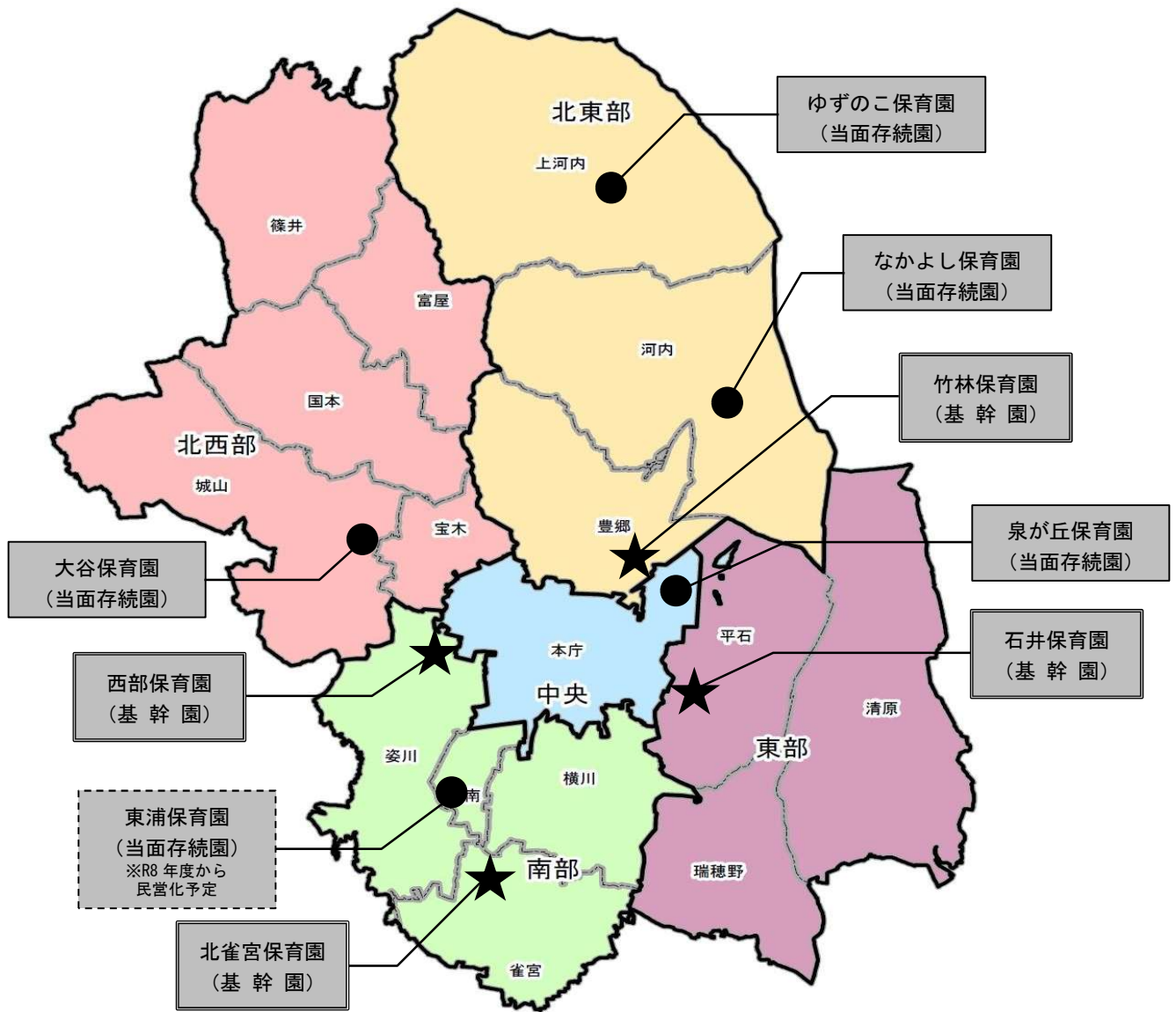
【公立保育所（基幹保育所）の役割】

公立保育所の機能	内 容
① 保育ニーズへの調整的機能	保育ニーズが一時的に高まった場合における「利用定員の弾力化」を活用した児童の受入や、保育ニーズが減少傾向となった場合における定員の見直し（引下げ）など、調整弁的機能
② セーフティネット機能	家庭状況や子どもの発達状況に関わらず、誰でもが安心して利用できる施設としての機能
③ 民間保育所の支援・連携機能	実習の受入や公開保育の実施などを通し、民間保育所と連携しながら、相互の保育の質を高めていく機能
④ 地域子育て相談・コンシェル機能	交流の場の提供など子育てサロンの機能、民間保育所と両輪で、地域の子育て相談を行っていく機能

【公立保育所の配置】

平成16年以降、公立保育所については民間ノウハウを活用した柔軟な保育の実施等を目的として、保育需要の動向等を踏まえながら民営化を推進し、15施設・延べ1,535人分を民営化しました。令和8年度に民営化される東浦保育園を除くと、公立保育所は基幹園（公的役割を存続させる園）4園、当面存続園（将来的な廃止又は民営化を前提とし、保育需要の動向を見ながら、当面公的役割を存続させる園）4園の8園体制となっています。

教育・保育提供区域	施設名	位置付け
中央部区域（本庁）	泉が丘保育園	当面存続園
北東部区域 （豊郷・河内・上河内）	竹林保育園	基幹園
	なかよし保育園	当面存続園
	ゆずのこ保育園	当面存続園
北西部区域 （富屋・篠井・宝木・国本・城山）	大谷保育園	当面存続園
東部区域 （平石・清原・瑞穂野）	石井保育園	基幹園
南部区域 （陽南・横川・姿川・雀宮）	北雀宮保育園	基幹園
	西部保育園	基幹園
	東浦保育園 ※令和8年度から 民営化予定	当面存続園



イ 公立保育所の今後のあり方

【基幹園】

市域にバランス良く配置された地域子育ての拠点施設であり、将来に渡り公的機能を存続し、調整的機能やセーフティネット機能を担っていく必要があることから、保育需要の動向に関わらず、現行の施設数・配置を維持していきます。

【当面存続園】

保育ニーズについては計画期間中、減少傾向となることを見込んでいる中、令和8年度から実施される「こども誰でも通園制度」の供給体制の確保について、公立保育所を含めて検討していくことなどから、第3期計画期間中においては現状（4園）の維持を基本としていきます。

第3章 各種子ども・子育て支援サービス（保育所等の入所以外のもの）の利用に係る量の見込み及び供給体制の確保方策

1 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域について

(1) 区域設定の位置付け

教育・保育提供区域は、地域子ども・子育て支援事業の供給基盤整備等に当たっての単位となります。

地域子ども・子育て支援事業の区域設定にあたっては、国の基本指針により、教育・保育施設や地域型保育事業、また、地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域設定を基本としつつも、実態に応じて「事業」ごとに設定できることとしています。

(2) 本市の区域設定の考え方

地域子ども・子育て支援事業等の区域については、教育・保育施設、地域型保育事業の区域と同様であることが望ましいもの、事業の特性・内容により、対象となる利用者や利用形態が異なるもの、確保方策が異なるものなど、事業の特性等を踏まえ、設定します。

(3) 具体的な提供区域

次の区域により、教育・保育施設等と連携した事業の推進や、事業の特性・内容に応じた的確な事業の推進を図ることとします。

事業名	対象者	区域
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン事業)	主に0～2歳	◆ 教育・保育施設等の提供区域（5区域）と同様とするもの 主に教育・保育施設で実施される事業であることや、主に地域の子育て家庭を対象とした事業であり、身近な施設等により利用される実態であることなどから、教育・保育施設等の提供区域（5区域）と同様とします。
利用者支援事業 (専門職員による子育て相談)	主に0～5歳	
一時預かり事業		
幼稚園型	3～5歳	
一般型	0～5歳	
延長保育事業	0～5歳	
乳児等通園支援事業※ (こども誰でも通園制度)	0歳6か月～満3歳未満	◆ 事業の特性を踏まえた区域設定をするもの 特定の施設において、特定の利用者によって実施される事業であることなどから、事業の特性を踏まえた区域設定とし、小学校区とします。
放課後児童健全育成事業 (子どもの家等事業)	小学生	
妊婦に対する健康診査	妊婦	◆ 全市1区域とするもの 区域の別なく全市的に実施される事業や、突発的・非常態的なニーズ（保護者、児童の疾病等）に対応するセーフティネット的な特性を有する事業であることなどから、全市1区域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月まで	
養育支援訪問事業等	対象となる家庭	
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	0歳～小学生	
子育て支援短期入所事業	0～18歳未満	
病児保育事業	0歳～小学生	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳	
子育て世帯訪問支援事業※	対象となる家庭	
児童育成支援拠点事業※	0～18歳未満	
親子関係形成支援事業※	対象となる家庭	
妊婦等包括相談支援事業※	妊婦	
産後ケア事業※	産婦	
休日保育	0～5歳	

※ 第3期計画から新たに追加されたもの。

2 量の見込み、供給体制について

(1) 国の考え方

国は基本指針において、教育・保育と同様に、各事業の利用状況及び利用希望を勘案して定めた各年度の「量の見込み」に対応する施設を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるとしています。

(2) 本市の考え方

ア 量の見込みについて

国の基本指針に基づき、事業の性質に応じ、ニーズ調査結果を踏まえた算出や、過去の利用実績を踏まえた算出により、量の見込みを行うものとします。

また、ニーズ調査結果により算出する事業について、算出結果が本市の利用実績と乖離しているものについては、一部、利用実績に基づく補正を行うものとします。

ニーズ調査結果に基づき算出するもの
・地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業） ・一時預かり保育事業（幼稚園型） ・一時預かり保育事業（一般型） ・延長保育事業 ・病児保育事業
ニーズ調査結果によらず算出するもの
【意向に依らず、対象者全員に対して実施するもの】 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・乳児等通園支援事業※
【ケースワークの実施状況等から算出するもの】 ・養育支援訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て世帯訪問支援事業※ ・児童育成支援拠点事業※ ・親子関係形成支援事業※
【利用実績から算出するもの】 ・ファミリーサポートセンター事業 ・放課後児童健全育成事業 ・休日保育 ・妊婦等包括相談支援事業※ ・産後ケア事業※
【区域を踏まえた箇所数により算出するもの】 ・利用者支援事業

※ 第3期計画から新たに追加されたもの

イ 需給の見通しと取組の方向性について

第2期計画から継続実施となる事業については、利用意向率の上昇（延長保育事業等）、新型コロナウイルスの5類移行に伴う利用者数の回復（地域子育て支援拠点事業等）により、直近実績（令和5年度）と比べてニーズが増加するものがありますが、いずれの事業についても、現行体制を維持することにより、ニーズに適切に対応できる見通しとなっています。

一部の事業（子育て短期支援事業、一時預かり保育事業（一般型））については、計画期間中、「量の見込み」に対し供給数（最大利用可能数）の余裕が大きくなりますが、実際の利用者数に応じた規模での実施が可能であることや、施設配置等から、現行体制（施設数や実施場所）の維持を基本としていきます。

第3期計画から新たに追加となった事業についても、計画期間を通して、利用したい人が利用できるよう、実施体制を確保していきます。このうち、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、実施規模が大きいことから、制度の本格実施に先立ち、国の試行的事業を活用するなどしながら、計画的に実施体制の確保に取り組んでいきます。

(3) 事業ごとの需給計画

ア 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適宜、必要に応じた医学的検査を実施する事業であり、県内各地の医療機関で受診が可能となっています。

本事業については、区域の別なく全市的に実施される事業であることから、区域を全市1区域として推進することとし、事業実績等に基づく「量の見込み」に対し、今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、「確保方策」については、現体制を継続することで対応します。

区域番号 1	区域名 市内全域				
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	3,215	3,169	3,135	3,120	3,114
量の見込み(回)	39,204	38,643	38,228	38,045	37,972
確保方策	実施場所：全国の医療機関（病院、診療所、助産院） 実施体制：医療機関の医師 検査項目：尿検査、血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査、 クラミジア抗原検査、B群溶血性レンサ球菌など 実施時期：通年				

イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業であり、「出生連絡票」や住民基本台帳により把握の上、訪問指導員（助産師・保健師・看護師）が全戸訪問を行っています。

本事業については、区域の別なく全市的に実施される事業であることから、区域を全市1区域として推進することとし、事業実績等に基づく「量の見込み」に対し、今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、「確保方策」については、現体制を継続することで対応します。

区域番号 1	区域名 市内全域				
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	3,147	3,102	3,069	3,054	3,049
確保方策	実施体制：専門職（助産師、保健師、看護師）26人 実施機関：宇都宮市（直営）				

ウ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問員がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、子育ての不安や過重な負担の軽減を図っています。

本事業については、区域の別なく全市的に実施される事業であることから、区域を全市1区域として推進することとし、事業実績等に基づく「量の見込み」に対し、今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため、「確保方策」については、現体制を継続することで対応します。

区域番号 1	区域名 市内全域				
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	244	244	244	244	244
確保方策	実施体制：専門的相談支援員1人 実施機関：宇都宮市				

エ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、公立施設及び民間施設で展開しています。

本事業については、主に教育・保育施設で実施され、地域の子育て家庭を対象とした事業であり、身近な施設等により利用される実態であることなどから、区域を5区域として推進することとし、利用希望や利用実態等に基づく「量の見込み」に対し、他区域も含めた既存の子育てサロンによる供給体制に加え、類似事業である「認定こども園における子育て支援事業」や「子どもの家における子育て支援事業」も活用し、親子の遊びの場などとして利用を確保します。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区域番号1 中央部区域	量の見込み(人/月)	2,362	2,285	2,278	2,256	2,243	
	確保方策	箇所数	3	3	3	3	3
		利用可能数	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	確保方策—量の見込み	2,638	2,715	2,722	2,744	2,757	
区域番号2 北東部区域	量の見込み(人/月)	1,536	1,486	1,481	1,466	1,458	
	確保方策	箇所数	4	4	4	4	4
		利用可能数	5,686	5,686	5,686	5,686	5,686
	確保方策—量の見込み	4,150	4,200	4,205	4,220	4,228	
区域番号3 北西部区域	量の見込み(人/月)	1,574	1,523	1,518	1,503	1,495	
	確保方策	箇所数	1	1	1	1	1
		利用可能数	1,724	1,724	1,724	1,724	1,724
	確保方策—量の見込み	150	201	206	221	229	
区域番号4 東部区域	量の見込み(人/月)	1,563	1,512	1,507	1,492	1,484	
	確保方策	箇所数	2	2	2	2	2
		利用可能数	2,903	2,903	2,903	2,903	2,903
	確保方策—量の見込み	1,340	1,391	1,396	1,411	1,419	
区域番号5 南部区域	量の見込み(人/月)	3,334	3,225	3,217	3,185	3,168	
	確保方策	箇所数	2	2	2	2	2
		利用可能数	2,878	2,878	2,878	2,878	2,878
	確保方策—量の見込み	▲ 456	▲ 347	▲ 339	▲ 307	▲ 290	
合 計	量の見込み(人/月)	10,369	10,031	10,001	9,902	9,848	
	確保方策	箇所数	12	12	12	12	12
		利用可能数	18,191	18,191	18,191	18,191	18,191
	確保方策—量の見込み	7,822	8,160	8,190	8,289	8,343	

【参考】類似事業（子どもの家における子育て支援事業）における利用可能数

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区域番号1 中央部区域	箇所数	15	15	15	15	15
	利用可能数	5,086	5,086	5,086	5,086	5,086
区域番号2 北東部区域	箇所数	13	13	13	13	13
	利用可能数	6,624	6,624	6,624	6,624	6,624
区域番号3 北西部区域	箇所数	12	12	12	12	12
	利用可能数	5,392	5,392	5,392	5,392	5,392
区域番号4 東部区域	箇所数	10	10	10	10	10
	利用可能数	5,857	5,857	5,857	5,857	5,857
区域番号5 南部区域	箇所数	17	17	17	17	17
	利用可能数	9,310	9,310	9,310	9,310	9,310
合 計	箇所数	67	67	67	67	67
	利用可能数	32,269	32,269	32,269	32,269	32,269

オ 利用者支援事業（専門職員による子育て相談）

子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に実施する事業です。

多種多様な保育サービスがある中、本事業はそれぞれの子どもや子育て家庭の状況に応じた適切な施設・事業の選択を支援し、養育環境に応じた適切な給付の提供を行うこととしています。

具体的には、子育てサロン・子育て世代包括支援センター等、地域の子育て家庭に身近な施設で展開されることが効果的であることなどから、区域を5区域として推進することとし、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、既存施設の活用により対応します。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区域番号1 中央区域	量の見込み(箇所)	2	2	2	2	2
	確保方策【基本型】(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策【こども家庭センター型】(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0
区域番号2 北東部区域	量の見込み(箇所)	4	4	4	4	4
	確保方策【基本型】(箇所)	3	3	3	3	3
	確保方策【こども家庭センター型】(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0
区域番号3 北西部区域	量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策【基本型】(箇所)	0	0	0	0	0
	確保方策【こども家庭センター型】(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0
区域番号4 東部区域	量の見込み(箇所)	2	2	2	2	2
	確保方策【基本型】(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策【こども家庭センター型】(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0
区域番号5 南部区域	量の見込み(箇所)	3	3	3	3	3
	確保方策【基本型】(箇所)	2	2	2	2	2
	確保方策【こども家庭センター型】(箇所)	1	1	1	1	1
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0
合 計	量の見込み(箇所)	12	12	12	12	12
	確保方策【基本型】(箇所)	7	7	7	7	7
	確保方策【こども家庭センター型】(箇所)	5	5	5	5	5
	確保方策—量の見込み	0	0	0	0	0

カ 一時預かり事業（幼稚園型）

教育標準時間の前後や長期休業期間中に、希望者を対象に保育を行う事業です。

本事業については、教育施設利用者の就労実態等に応じてニーズが発生する特性の事業であることから、利用状況等に基づく「量の見込み」に対し、利用施設において、供給体制を確保します。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区域番号1 中央部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	6,583	6,205	5,789	5,515	5,335
		2号認定利用(人)	49,875	47,012	43,863	41,786	40,423
		合計	56,458	53,217	49,652	47,301	45,758
	確保方策(人)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	
	確保方策－量の見込み	63,542	66,783	70,348	72,699	74,242	
区域番号2 北東部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	4,882	4,602	4,294	4,090	3,957
		2号認定利用(人)	36,989	34,866	32,531	30,991	29,979
		合計	41,871	39,468	36,825	35,081	33,936
	確保方策(人)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	確保方策－量の見込み	8,129	10,532	13,175	14,919	16,064	
区域番号3 北西部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	4,510	4,251	3,967	3,779	3,656
		2号認定利用(人)	34,173	32,212	30,054	28,631	27,697
		合計	38,683	36,463	34,021	32,410	31,353
	確保方策(人)	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
	確保方策－量の見込み	31,317	33,537	35,979	37,590	38,647	
区域番号4 東部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	4,635	4,369	4,076	3,883	3,757
		2号認定利用(人)	35,119	33,104	30,886	29,424	28,464
		合計	39,754	37,473	34,962	33,307	32,221
	確保方策(人)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
	確保方策－量の見込み	20,246	22,527	25,038	26,693	27,779	
区域番号5 南部区域	量の見込み	1号認定利用(人)	9,122	8,598	8,022	7,643	7,392
		2号認定利用(人)	69,113	65,146	60,783	57,905	56,016
		合計	78,235	73,744	68,805	65,548	63,408
	確保方策(人)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	
	確保方策－量の見込み	51,765	56,256	61,195	64,452	66,592	
合 計	量の見込み	1号認定利用(人)	29,732	28,025	26,148	24,910	24,097
		2号認定利用(人)	225,269	212,340	198,117	188,737	182,579
		合計	255,001	240,365	224,265	213,647	206,676
	確保方策(人)	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	
	確保方策－量の見込み	174,999	189,635	205,735	216,353	223,324	

キ 一時預かり事業（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に保育を行う事業です。

本事業については、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、他区域も含めた既存の一時預かり事業の供給体制に加え、自主事業も活用し、供給体制の確保を図ります。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区域番号1 中央部区域	量の見込み(人)	7,713	7,412	6,993	6,730	6,518	
	確保方策 (人)	一時預かり(一般)	21,840	21,840	21,840	21,840	21,840
		ゆうあい広場	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180
		ファミリーサポート	1,629	1,629	1,629	1,668	1,707
		合計	30,649	30,649	30,649	30,688	30,727
確保方策一量の見込み	22,936	23,237	23,656	23,958	24,209		
区域番号2 北東部区域	量の見込み(人)	5,392	5,182	4,889	4,705	4,556	
	確保方策 (人)	一時預かり(一般)	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520
		ファミリーサポート	1,139	1,139	1,139	1,166	1,193
		合計	6,659	6,659	6,659	6,686	6,713
確保方策一量の見込み	1,267	1,477	1,770	1,981	2,157		
区域番号3 北西部区域	量の見込み(人)	5,220	5,017	4,733	4,555	4,411	
	確保方策 (人)	一時預かり(一般)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		ファミリーサポート	1,102	1,103	1,103	1,129	1,155
		合計	7,102	7,103	7,103	7,129	7,155
確保方策一量の見込み	1,882	2,086	2,370	2,574	2,744		
区域番号4 東部区域	量の見込み(人)	5,278	5,073	4,786	4,606	4,460	
	確保方策 (人)	一時預かり(一般)	5,040	5,040	5,040	5,040	5,040
		ファミリーサポート	1,115	1,115	1,115	1,141	1,168
		合計	6,155	6,155	6,155	6,181	6,208
確保方策一量の見込み	877	1,082	1,369	1,575	1,748		
区域番号5 南部区域	量の見込み(人)	10,784	10,363	9,777	9,409	9,113	
	確保方策 (人)	一時預かり(一般)	20,880	20,880	20,880	20,880	20,880
		ファミリーサポート	2,278	2,278	2,278	2,332	2,386
		合計	23,158	23,158	23,158	23,212	23,266
確保方策一量の見込み	12,374	12,795	13,381	13,803	14,153		
合 計	量の見込み(人)	34,387	33,047	31,178	30,005	29,058	
	確保方策 (人)	一時預かり(一般)	59,280	59,280	59,280	59,280	59,280
		ゆうあい広場	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180
		ファミリーサポート	7,262	7,263	7,263	7,436	7,609
		合計	73,722	73,723	73,723	73,896	74,069
確保方策一量の見込み	39,335	40,676	42,545	43,891	45,011		

ク 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子どもの預かり等の援助を受けたい者（依頼会員）と当該援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡，調整等を行い，子どもたちの健やかな育ちを地域で援助していくため，広域的な利用がなされている事業です。

本事業については，区域の別なく全市的に実施される事業であることから，区域を全市1区域として推進することとします。

利用状況等に基づく「量の見込み」に対し，今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため，「確保方策」については，子育てを終えた依頼会員に対する協力会員への登録依頼や，制度の更なる周知により，引き続き協力会員を確保します。

区域番号 1 区域名 市内全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年度						
量の見込み（人）	1～3年	3,923	3,818	3,714	3,443	3,504
	4～6年	5,970	5,810	5,653	5,477	5,027
	合計	9,893	9,628	9,367	8,920	8,531
確保方策（人）		10,031	10,031	10,031	9,858	9,685
確保方策－量の見込み		138	403	664	938	1,154

※ 子どもの対象年齢については，令和7年度から中学生まで拡充

ケ 子育て支援短期入所事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて，児童養護施設等において，概ね7日/月を限度として児童を児童福祉施設で預かり，保護者の負担軽減を図るため，昼夜を通して保護者に代わり養育を行う事業です。

本事業については，区域の別なく全市的に実施される事業であることから，区域を全市1区域として推進することとし，利用状況等に基づく「量の見込み」に対し，今後も需要に見合う供給体制が確保できる見込みであるため，「確保方策」については，現体制を継続することで対応します。

区域番号 1 区域名 市内全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年度						
量の見込み（人）		628	628	628	628	628
確保方策		2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
実施体制	乳児院，児童養護施設，ファミリーホーム					

コ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

本事業については、主に教育・保育施設において実施され、その利用者についても教育・保育施設の利用者が大部分であることから、区域を5区域として推進することとし、教育・保育施設利用者の就労実態等に応じてニーズが発生する特性の事業であることから、利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、利用施設において、供給体制を確保します。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区域番号1 中央部区域	量の見込み(人)	1,108	1,059	1,038	1,017	1,005
	確保方策(人)	1,594	1,594	1,594	1,594	1,594
	確保方策－量の見込み	486	535	556	577	589
区域番号2 北東部区域	量の見込み(人)	774	740	726	711	703
	確保方策(人)	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224
	確保方策－量の見込み	450	484	498	513	521
区域番号3 北西部区域	量の見込み(人)	710	677	662	648	640
	確保方策(人)	719	719	719	719	719
	確保方策－量の見込み	9	42	57	71	79
区域番号4 東部区域	量の見込み(人)	758	725	710	696	688
	確保方策(人)	873	873	873	873	873
	確保方策－量の見込み	115	148	163	177	185
区域番号5 南部区域	量の見込み(人)	1,589	1,520	1,491	1,460	1,446
	確保方策(人)	1,946	1,912	1,912	1,912	1,912
	確保方策－量の見込み	357	392	421	452	466
全 体	量の見込み(人)	4,939	4,721	4,627	4,532	4,482
	確保方策(人)	6,356	6,322	6,322	6,322	6,322
	確保方策－量の見込み	1,417	1,601	1,695	1,790	1,840

サ 病児保育事業

保育中に体調不良となった子どもについて、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。本市においては6施設において実施しており、うち4施設については保護者の代わりに保育施設等まで迎えに行く、送迎対応も実施しています。

本事業については、突発的・非常態的なニーズに対応するセーフティネット的な特性を有する事業であることなどから、区域を全市1区域として推進することとし、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、既存の施設を有効活用しながら、供給体制の確保を図ります。新型コロナウイルスの5類移行に伴い、直近実績(令和5年度)と比較すると、利用者数は増加する見込みですが、現行の実施体制により、対応できる見込みとなっています。

区域番号	1	区域名	市内全域		
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	3,664	3,496	3,368	3,269	3,206
確保方策(人)	6,855	6,855	6,855	6,855	6,855
確保方策－量の見込み	3,191	3,359	3,487	3,416	3,649

シ 放課後児童健全育成事業（子どもの家等事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業であり、施設の利用にあたっては、当該施設がある小学校に通っている児童であることを原則としています。

本事業については、特定の施設において、特定の利用者によって実施される事業であることなどから、区域を小学校区（69区域）として推進することとし、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対し、必要な支援員等や場所の確保により、供給体制の確保を図ります。場所の確保にあたっては、普通教室や特別教室、会議室などの既存学校施設を活用することを基本にしており、学校施設の活用が困難な場合は、新たに独立棟などの施設整備を行います。

区域番号	区域名		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	中央小学校区	量の見込み	67	63	62	68	73
		確保方策	80	80	80	80	80
		確保方策－量の見込み	13	17	18	12	7
2	東小学校区	量の見込み	73	77	69	66	66
		確保方策	98	98	98	98	98
		確保方策－量の見込み	25	21	29	32	32
3	西小学校区	量の見込み	63	68	72	79	80
		確保方策	80	80	80	80	120
		確保方策－量の見込み	17	12	8	1	40
4	築瀬小学校区	量の見込み	191	192	198	197	191
		確保方策	208	208	208	208	208
		確保方策－量の見込み	17	16	10	11	17
5	西原小学校区	量の見込み	109	102	103	98	98
		確保方策	137	137	137	137	137
		確保方策－量の見込み	28	35	34	39	39
6	戸祭小学校区	量の見込み	159	159	154	153	152
		確保方策	184	184	184	184	184
		確保方策－量の見込み	25	25	30	31	32
7	今泉小学校区	量の見込み	193	205	214	220	217
		確保方策	203	243	243	243	243
		確保方策－量の見込み	10	38	29	23	26
8	昭和小学校区	量の見込み	122	110	106	98	93
		確保方策	143	143	143	103	103
		確保方策－量の見込み	21	33	37	5	10
9	陽南小学校区	量の見込み	135	132	129	126	120
		確保方策	140	140	140	140	140
		確保方策－量の見込み	5	8	11	14	20
10	桜小学校区	量の見込み	73	75	77	75	73
		確保方策	80	80	80	80	80
		確保方策－量の見込み	7	5	3	5	7
11	錦小学校区	量の見込み	119	120	113	112	104
		確保方策	166	166	166	166	166
		確保方策－量の見込み	47	46	53	54	62
12	細谷小学校区	量の見込み	125	122	122	125	136
		確保方策	132	132	132	132	172
		確保方策－量の見込み	7	10	10	7	36
13	峰小学校区	量の見込み	136	141	136	139	137
		確保方策	164	164	164	164	164
		確保方策－量の見込み	28	23	28	25	27
14	富士見小学校区	量の見込み	135	132	129	126	120
		確保方策	252	252	252	252	252
		確保方策－量の見込み	117	120	123	126	132
15	泉が丘小学校区	量の見込み	167	170	173	167	156
		確保方策	173	173	173	173	173
		確保方策－量の見込み	6	3	0	6	17

区域番号	区域名		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
16	石井小学校区	量の見込み	207	203	206	202	201
		確保方策	208	208	208	208	208
		確保方策－量の見込み	1	5	2	6	7
17	緑が丘小学校区	量の見込み	114	117	121	129	127
		確保方策	154	154	154	154	154
		確保方策－量の見込み	40	37	33	25	27
18	宮の原小学校区	量の見込み	109	107	102	111	109
		確保方策	130	130	130	130	130
		確保方策－量の見込み	21	23	28	19	21
19	御幸小学校区	量の見込み	105	108	113	108	103
		確保方策	115	115	115	115	115
		確保方策－量の見込み	10	7	2	7	12
20	明保小学校区	量の見込み	185	190	182	182	173
		確保方策	210	210	210	210	210
		確保方策－量の見込み	25	20	28	28	37
21	宝木小学校区	量の見込み	236	235	242	247	245
		確保方策	275	275	275	275	275
		確保方策－量の見込み	39	40	33	28	30
22	城東小学校区	量の見込み	131	137	146	158	156
		確保方策	152	152	152	192	192
		確保方策－量の見込み	21	15	6	34	36
23	平石中央小学校区	量の見込み	34	37	37	34	31
		確保方策	38	38	38	38	38
		確保方策－量の見込み	4	1	1	4	7
24	平石北小学校区	量の見込み	69	61	60	55	55
		確保方策	107	67	67	67	67
		確保方策－量の見込み	38	6	7	12	12
25	清原中央小学校区	量の見込み	136	142	145	140	140
		確保方策	154	154	154	154	154
		確保方策－量の見込み	18	12	9	14	14
26	清原南小学校区	量の見込み	183	191	200	212	218
		確保方策	197	197	237	237	237
		確保方策－量の見込み	14	6	37	25	19
27	清原北小学校区	量の見込み	120	120	120	120	120
		確保方策	120	120	120	120	120
		確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0
28	清原東小学校区	量の見込み	114	115	130	142	135
		確保方策	118	118	158	158	158
		確保方策－量の見込み	4	3	28	16	23
29	横川中央小学校区	量の見込み	129	129	131	128	124
		確保方策	133	133	133	133	133
		確保方策－量の見込み	4	4	2	5	9
30	横川東小学校区	量の見込み	268	271	269	253	253
		確保方策	304	304	304	264	264
		確保方策－量の見込み	36	33	35	11	11
31	横川西小学校区	量の見込み	188	177	166	162	149
		確保方策	190	190	190	190	150
		確保方策－量の見込み	2	13	24	28	1
32	瑞穂野北小学校区	量の見込み	53	50	54	64	61
		確保方策	190	190	190	190	150
		確保方策－量の見込み	137	140	136	126	89
33	瑞穂野南小学校区	量の見込み	28	28	28	31	28
		確保方策	95	95	95	95	95
		確保方策－量の見込み	67	67	67	64	67
34	豊郷中央小学校区	量の見込み	302	291	277	258	246
		確保方策	331	291	291	291	251
		確保方策－量の見込み	29	0	14	33	5

区域番号	区域名		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
35	豊郷南小学校区	量の見込み	259	260	268	271	281
		確保方策	276	276	276	276	316
		確保方策－量の見込み	17	16	8	5	35
36	豊郷北小学校区	量の見込み	70	58	50	45	39
		確保方策	82	82	82	82	82
		確保方策－量の見込み	12	24	32	37	43
37	国本中央小学校区	量の見込み	117	120	118	106	119
		確保方策	122	122	122	122	122
		確保方策－量の見込み	5	2	4	16	3
38	国本西小学校区	量の見込み	39	36	36	40	46
		確保方策	68	68	68	68	68
		確保方策－量の見込み	29	32	32	28	22
39	城山中央小学校区	量の見込み	55	53	45	40	32
		確保方策	138	138	138	138	138
		確保方策－量の見込み	83	85	93	98	106
40	城山西小学校区	量の見込み	100	100	100	100	100
		確保方策	100	100	100	100	100
		確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0
41	城山東小学校区	量の見込み	45	46	45	41	36
		確保方策	55	55	55	55	55
		確保方策－量の見込み	10	9	10	14	19
42	富屋小学校区	量の見込み	35	42	41	42	40
		確保方策	67	67	67	67	67
		確保方策－量の見込み	32	25	26	25	27
43	篠井小学校区	量の見込み	24	24	20	22	24
		確保方策	44	44	44	44	44
		確保方策－量の見込み	20	20	24	22	20
44	姿川中央小学校区	量の見込み	105	110	117	132	142
		確保方策	115	115	155	155	155
		確保方策－量の見込み	10	5	38	23	13
45	姿川第一小学校区	量の見込み	232	234	244	252	263
		確保方策	242	242	282	282	282
		確保方策－量の見込み	10	8	38	30	19
46	姿川第二小学校区	量の見込み	221	214	213	223	230
		確保方策	259	219	219	259	259
		確保方策－量の見込み	38	5	6	36	29
47	雀宮中央小学校区	量の見込み	180	178	170	177	172
		確保方策	199	199	199	199	199
		確保方策－量の見込み	19	21	29	22	27
48	雀宮東小学校区	量の見込み	84	83	85	86	86
		確保方策	109	109	109	109	109
		確保方策－量の見込み	25	26	24	23	23
49	雀宮南小学校区	量の見込み	90	95	98	88	91
		確保方策	120	120	120	120	120
		確保方策－量の見込み	30	25	22	32	29
50	陽東小学校区	量の見込み	154	148	148	150	144
		確保方策	184	184	184	184	184
		確保方策－量の見込み	30	36	36	34	40
51	御幸が原小学校区	量の見込み	134	136	133	133	116
		確保方策	171	171	171	171	131
		確保方策－量の見込み	37	35	38	38	15
52	五代小学校区	量の見込み	159	150	150	152	157
		確保方策	171	171	171	171	171
		確保方策－量の見込み	12	21	21	19	14
53	陽光小学校区	量の見込み	117	142	153	156	170
		確保方策	157	157	157	157	197
		確保方策－量の見込み	40	15	4	1	27

区域番号	区域名		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
54	瑞穂台小学校区	量の見込み	140	131	123	110	98
		確保方策	162	162	162	122	122
		確保方策－量の見込み	22	31	39	12	24
55	晃宝小学校区	量の見込み	210	225	245	271	274
		確保方策	242	242	282	282	282
		確保方策－量の見込み	32	17	37	11	8
56	新田小学校区	量の見込み	231	220	217	199	192
		確保方策	236	236	236	236	236
		確保方策－量の見込み	5	16	19	37	44
57	海道小学校区	量の見込み	131	131	144	152	156
		確保方策	137	137	177	177	177
		確保方策－量の見込み	6	6	33	25	21
58	西が岡小学校区	量の見込み	110	103	104	92	99
		確保方策	152	152	152	152	152
		確保方策－量の見込み	42	49	48	60	53
59	上戸祭小学校区	量の見込み	215	220	214	205	204
		確保方策	228	228	228	228	228
		確保方策－量の見込み	13	8	14	23	24
60	上河内東小学校区	量の見込み	50	45	42	39	33
		確保方策	60	60	60	60	60
		確保方策－量の見込み	10	15	18	21	27
61	上河内西小学校区	量の見込み	28	28	23	21	18
		確保方策	64	64	64	64	64
		確保方策－量の見込み	36	36	41	43	46
62	上河内中央小学校区	量の見込み	104	100	103	91	82
		確保方策	139	139	139	139	139
		確保方策－量の見込み	35	39	36	48	57
63	岡本小学校区	量の見込み	129	138	127	111	109
		確保方策	154	154	154	154	154
		確保方策－量の見込み	25	16	27	43	45
64	白沢小学校区	量の見込み	123	123	121	121	122
		確保方策	144	144	144	144	144
		確保方策－量の見込み	21	21	23	23	22
65	田原小学校区	量の見込み	64	75	70	77	82
		確保方策	72	112	72	112	112
		確保方策－量の見込み	8	37	2	35	30
66	岡本西小学校区	量の見込み	208	216	219	207	201
		確保方策	235	235	235	235	235
		確保方策－量の見込み	27	19	16	28	34
67	岡本北小学校区	量の見込み	179	185	180	177	173
		確保方策	201	201	201	201	201
		確保方策－量の見込み	22	16	21	24	28
68	田原西小学校区	量の見込み	61	60	67	67	68
		確保方策	94	94	94	94	94
		確保方策－量の見込み	33	34	27	27	26
69	ゆいの杜小学校区	量の見込み	335	333	320	289	269
		確保方策	374	334	334	334	334
		確保方策－量の見込み	39	1	14	45	65

ス 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である世帯及び第3子以降の子どもが、教育・保育を受けた場合に、実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

国や県の制度変更を踏まえ、対象範囲や給付額の拡大を行ってきたところであり、引き続き、国や県の動向を踏まえながら、事業を実施していきます。

区域番号 1 区域名 市内全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	日用品費	996	996	996	996	996
	副食費	6,784	6,395	5,966	5,686	5,499
	合計	7,780	7,391	6,962	6,682	6,495
確保方策(人)	日用品費	996	996	996	996	996
	副食費	6,784	6,395	5,966	5,686	5,499
	合計	7,780	7,391	6,962	6,682	6,495
確保方策— 量の見込み	日用品費	0	0	0	0	0
	副食費	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0

セ 多様な主体の参入促進事業

教育保育施設等への多様な民間事業者の参入の促進を図るため、新規参入事業者に対する相談・助言や巡回支援などを行う事業や、既存の仕組みにおいて助成の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合の助成事業であり、本市の実態等を踏まえ、必要な取組について検討してまいります。

ソ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

令和4年度の児童福祉法改正により、令和6年4月に地域子ども・子育て支援事業として新たに位置付けたものですが、計画期間中のニーズに対し、適切に対応できる実施体制を確保していきます。

区域番号 1 区域名 市内全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年度						
量の見込み(人日)		1,000	1,250	1,500	1,750	2,000
確保方策(人日)		1,000	1,250	1,500	1,750	2,000
確保方策—量の見込み		0	0	0	0	0

タ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

要支援児童健全育成事業として実施していたものが、令和4年度の児童福祉法改正により、令和6年4月に地域子ども・子育て支援事業として新たに位置付けられたものであり、引き続き、利用ニーズに対し、適切に対応できる実施体制を確保していきます。

区域番号 1	区域名 市内全域				
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	30	30	30	30	30
確保方策(人)	36	36	36	36	36
確保方策－量の見込み	6	6	6	6	6

チ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

令和4年度の児童福祉法改正により、令和6年4月に地域子ども・子育て支援事業として新たに位置付けられたものですが、計画期間中のニーズに対し、適切に対応できる実施体制を確保していきます。

区域番号 1	区域名 市内全域				
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	10	10	10	10	10
確保方策(人)	10	10	10	10	10
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

ツ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業です。

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、令和7年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業として新たに位置付けられるものですが、令和4年度より、出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として実施していた事業の制度化であることから、引き続き、利用ニーズに対し、適切に対応できる実施体制を確保していきます。

区域番号 1		区域名 市内全域	
年度		令和7年度	
量の見込み	(人)	3,215	
	(回)	9,645	
確保方策		実施場所：こども家庭センター（保健師等） 実施期間：宇都宮市（直営）	
年度		令和8年度	
量の見込み	(人)	3,169	
	(回)	9,507	
確保方策		実施場所：こども家庭センター（保健師等） 実施期間：宇都宮市（直営）	
年度		令和9年度	
量の見込み	(人)	3,135	
	(回)	9,405	
確保方策		実施場所：こども家庭センター（保健師等） 実施期間：宇都宮市（直営）	
年度		令和10年度	
量の見込み	(人)	3,120	
	(回)	9,360	
確保方策		実施場所：こども家庭センター（保健師等） 実施期間：宇都宮市（直営）	
年度		令和11年度	
量の見込み	(人)	3,114	
	(回)	9,342	
確保方策		実施場所：こども家庭センター（保健師等） 実施期間：宇都宮市（直営）	

テ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身等のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

令和6年の子ども・子育て支援法改正により、令和7年4月から新たに地域子ども・子育て支援事業として新たに位置付けられるものですが、平成29年度から実施していた事業であることから、引き続き、利用ニーズに対し、適切に対応できる実施体制を確保していきます。

区域番号 1		区域名 市内全域			
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（回）	2,423	2,755	3,112	3,506	3,933
確保方策	実施体制：医療機関等の助産師等 実施機関：医療機関等（産科、助産院）				

ト 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満までの保育所等を利用していない児童について、月一定時間、保育所や幼稚園、認定こども園等で預かりを行う事業です。

令和8年度からの本格実施に先立ち、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施されることとなっています。国においては、2年間（令和8・9年度）、実施時間を10時間未満とする縮小実施ができる経過措置を取る考え方が示されていますが、本市においては、実施初年度から利用したい人が利用できるよう、計画的に実施体制の確保を進めていきます。

また、実施体制の確保に当たっては、公立保育所の活用も含め、検討していきます。

年度			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区域番号1 中央部区域	量の見込み (人/日)	0歳	3	3	3	3
		1歳	7	7	7	7
		2歳	6	6	6	6
		合計	16	16	16	16
	確保方策 (人/日)	0歳	3	3	3	3
		1歳	7	7	7	7
		2歳	6	6	6	6
		合計	16	16	16	16
	確保方策一 量の見込み	0歳	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0
		2歳	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0
区域番号2 北東部区域	量の見込み (人/日)	0歳	2	2	2	2
		1歳	4	4	4	4
		2歳	4	4	4	4
		合計	10	10	10	10
	確保方策 (人/日)	0歳	2	2	2	2
		1歳	4	4	4	4
		2歳	4	4	4	4
		合計	10	10	10	10
	確保方策一 量の見込み	0歳	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0
		2歳	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0
区域番号3 北西部区域	量の見込み (人/日)	0歳	2	2	2	2
		1歳	5	5	5	5
		2歳	4	4	4	4
		合計	11	11	11	11
	確保方策 (人/日)	0歳	2	2	2	2
		1歳	5	5	5	5
		2歳	4	4	4	4
		合計	11	11	11	11
	確保方策一 量の見込み	0歳	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0
		2歳	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0

年度			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区域番号4 東部区域	量の見込み (人/日)	0歳	2	2	2	2
		1歳	4	4	4	4
		2歳	4	4	4	4
		合計	10	10	10	10
	確保方策 (人/日)	0歳	2	2	2	2
		1歳	4	4	4	4
		2歳	4	4	4	4
		合計	10	10	10	10
	確保方策一 量の見込み	0歳	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0
		2歳	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0
区域番号5 南部区域	量の見込み (人/日)	0歳	3	3	3	3
		1歳	10	10	10	9
		2歳	9	10	9	9
		合計	22	23	22	21
	確保方策 (人/日)	0歳	3	3	3	3
		1歳	10	10	10	9
		2歳	10	10	10	10
		合計	23	23	23	22
	確保方策一 量の見込み	0歳	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0
		2歳	1	0	1	1
		合計	1	0	1	1
合 計	量の見込み (人/日)	0歳	12	12	12	12
		1歳	30	30	30	29
		2歳	27	28	27	27
		合計	69	70	69	68
	確保方策 (人/日)	0歳	12	12	12	12
		1歳	30	30	30	29
		2歳	28	28	28	28
		合計	70	70	70	69
	確保方策一 量の見込み	0歳	0	0	0	0
		1歳	0	0	0	0
		2歳	1	0	1	1
		合計	1	0	1	1

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項】

乳児等通園支援は、生後6か月から満3歳未満のこどもを対象としたものであることから、満3歳となり、本制度の利用を終えたこどもは、教育・保育施設を利用することが想定されますが、こどもの認定区分などによって、本制度を利用していた施設と異なる施設を利用する可能性があります。(保育所の乳児等通園支援を利用していたこどもが、1号認定を受け、幼稚園や認定こども園を利用する場合など)

乳幼児期の発達の連続性を踏まえると、切れ目ない支援を提供することが望ましいことから、本制度の利用を終えたこどもが、一体的な支援を受けられるよう、保護者の同意を得た上での保育記録の共有など、乳児等通園支援を行う施設と、教育・保育施設等の連携について支援します。

併せて、保護者の利用施設等については、利用者支援事業を案内するなど、適切な支援を行ってまいります。

ナ 休日保育

仕事や病気等のために休日，家庭で保育ができない場合に保育を実施するもので，区域を全市1区域として実施しており，引き続き，既存施設の配置バランスや地区毎のニーズ動向を踏まえ，実施していきます。

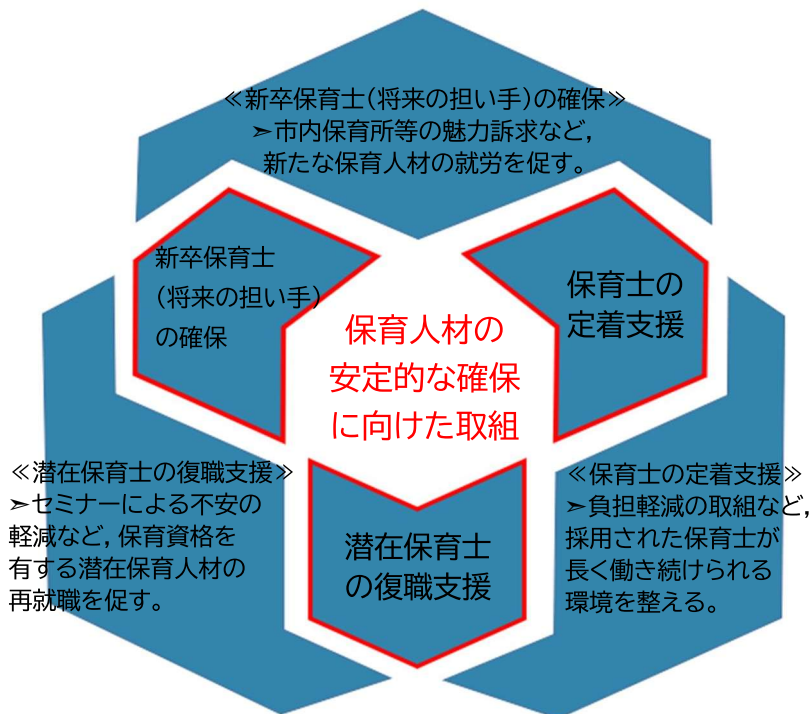
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人／日）	22	22	22	22	22
確保方策（人／日）	33	41	41	41	41
確保方策－量の見込み	11	19	19	19	19

1 保育士確保の推進

令和6年1月における全国の保育士の有効求人倍率は3.54倍（厚生労働省「職業安定業務統計」）であり、全職種平均の1.35倍と比べ、高い水準で推移しています。

そのような中、令和6年4月に保育士配置基準の見直しが行われ、3歳児は20：1から15：1、4・5歳児は30：1から25：1へと改善され、1歳児についても6：1から5：1へと改善されることが示されています。更には、令和8年度からは、0歳6か月から満3歳未満の未就園児（保育所等を利用していない児童）を養育する家庭が、保護者の就労状況等に関わらず、月一定時間、保育所等を利用できる制度である「こども誰でも通園制度」が本格実施されるなど、保育の担い手となる保育士の確保は、これまで以上に重要なものとなっています。

こうしたことから、本市においては、「将来の担い手の確保」や「潜在保育士（保育士資格を持っているが、保育士として就労していない方）の復職支援」、「保育士の定着支援」など、様々な観点から取組を推進し、安定的に保育士を確保できる体制を確保していきます。



新卒保育士(将来の担い手)の確保		潜在保育士の復職支援	保育士の定着支援
高校生向け就労体験会	宿舎借上げに係る支援	復職支援セミナー ^{※1}	保育所のICT化の支援
修学資金の貸付 ^{※1}	人材バンクを活用したマッチングの支援 ^{※1}		保育補助等の確保支援
首都圏の指定保育士養成施設に向けたPR活動の実施			ノンタクトタイム ^{※2} の確保支援
就職相談会(保育のお仕事就職フェア)の実施 ^{※1}			
就職準備金の貸付 ^{※1}			
経験年数に応じた賃金の上乗せ			

※1 「とちぎ保育士・保育所支援センター」で実施しているもの

※2 勤務時間のうち、保育者が園児と関わらず、日誌の作成や保護者対応などの業務に注力できる時間

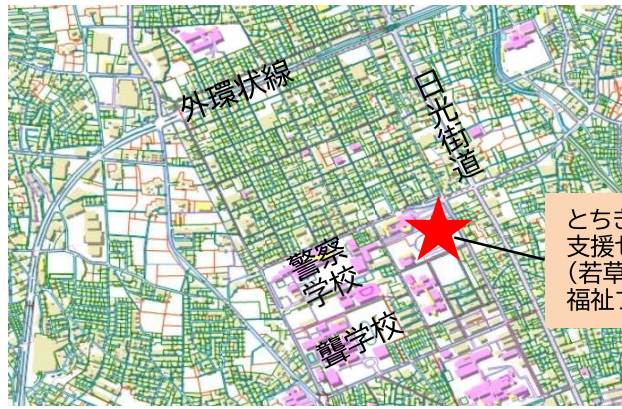
(1) とちぎ保育士・保育所支援センターの設置

本市では、保育人材の安定的な確保に向け、平成27年度に、栃木県と共同で「とちぎ保育士・保育所支援センター」を設置しました。

センターにおいては、保育士としての就労を考えている方を対象に、「保育士サポートシステム」に登録いただき、保育関係の求人情報を紹介するなどしながら、保育士を探している事業所と求職者のマッチング支援を行っています。

また、保育関係の就職相談会である「保育のお仕事就職フェア」を開催しているほか、再就職支援セミナーや、保育技術の再確認や懇談の場である「復職応援コミュニティカフェ」などを実施し、保育士資格を有しているものの現場から離れている「潜在保育士」の方の復職を支援しています。

更に、保育士として一定期間勤務することにより、返済が免除になる、指定保育士養成施設（保育士資格を取得するための大学や専門学校）への修学資金や、就職準備金の貸付など、将来の担い手や、新たに保育士として就労する方に向けた支援も実施しています。



(2) 新たな担い手（高校生、指定保育士養成施設の在学生等）確保に向けた本市の取組

本市においては、新たな保育の担い手の確保に向け、高校生などを対象とした「保育のお仕事体験会」を実施し、市内保育所等において保育体験をしてもらうことで、将来の職業として保育士を考えていただく機会を設けています。

また、東京圏の指定保育士養成に向け、本市で保育士として就労することの魅力を発信し、UJIターンによる人材確保に取り組んでいるほか、市内の一部の指定保育士養成とは連携協定を締結しており、学生の経験機会の確保や相互の情報提供を行っています。

(3) 新卒保育士の確保に向けた本市の取組

指定保育士養成施設を卒業した新卒保育士や、若手保育士に、就労先として市内の保育施設を選択していただけるよう、本市においては、若手保育士が居住するための宿舎（マンション、アパート等）を、保育事業者が借り上げた際の費用の補助を行っているほか、令和6年度からは、経験年数に応じた本市独自の賃金上乗せである「人材確保費」について、勤務初年度から5年目の保育士を対象に、補助の拡充を行いました。

(4) 保育士の定着支援に向けた本市の取組

保育士の安定的な確保に向けては、新規保育士の確保を進めるだけでなく、保育現場で現に勤務している保育士に長く勤めていただくことも重要であることから、本市においては、保育士の定着支援にも取り組んでいます。

先述の経験年数に応じた賃金の上乗せ（最大月額24,000円）である「人材確保費」などの金銭面のほか、現場で働く保育士の負担の軽減に向け、保育事業者が保育補助者を雇用する場合の費用や、ICTを導入する際の費用の補助などを行い、処遇改善を図っています。

2 保育の質の確保に向けた取組の推進

平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、保育の質の向上の取組の充実・強化が一層求められる中、平成30年4月には、保育所における保育の理念や保育内容・方法等を国が体系的に示したものである「保育所保育指針」改定され、保育内容や職員の資質・専門性の向上に係る記載が充実化されるとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。

また、近年においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されることなどが示されたほか、少子化の進行に伴い、保育政策における力点が「量の拡大」から「質の向上」へ推移していくなど、保育の質の確保・向上に取り組むことは、これまで以上に重要になっています。

こうしたことから、本市においては、改定「保育所保育指針」に準拠し、令和2年度に策定した「宇都宮市の保育所における質の向上のためのアクションプログラムⅡ」において体系的に位置付けた施策を推進することにより、保育所等を利用する全ての児童が、質の高い保育を受けることができる体制の確保に取り組んでいます。

施策の方向性	主な取組の内容
個々の保育士のスキルアップや、キャリア形成に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修、キャリアアップ研修の実施 ・専門分野別研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 乳児保育研修，保育内容研修，発達支援児保育研修等 ・階層別研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設長・主任保育士研修，新任保育士研修等 ・公開保育所における公開保育の実施
各施設における保育の質の確保・向上に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価（保護者でも働く職員や経営者等でもない専門の調査機関が第三者の視点からその保育園を調査・評価する制度）受審促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公立園における定期的な受審と，民間園への受審の促進 ・保育園等訪問支援事業の実施
子どもの発達状況等に関わらず、質の高い保育サービスが受けられる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援児保育・医療的ケア児保育の実施 ・なかよしクラブ事業（心身の発達に遅れがあると思われる児童・保護者の相談・交流の場）の実施 ・専門分野別研修の実施（再掲） ・民間園が企画・実施する研修への補助

3 保育所等における児童の安全確保の推進

保育所等は、全ての児童が安心・安全に保育を受けることができる環境であることが必要不可欠である中、全国においては、近年でも、保育中や園外活動中における重大事故や、送迎バスにおける置き去り事故など、痛ましい事件・事故が発生している状況にあります。

こうしたことから、本市においては、誰もが安心・安全に保育を受けられる体制を確保していくため、ハード・ソフトの両面から、保育所等における安全確保に向けた取組を推進していきます。

(1) 施設老朽化対策等の推進

施設の老朽化に伴う事故等の発生を未然に防ぐため、施設の老朽化対策等を推進しています。

公立保育所については「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な保全に取り組むとともに、民間保育施設については、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」などの国庫補助を活用しながら、大規模改修（整備後20年以上）や小規模改修（整備後概ね10年以上）、防犯対策の強化に係る整備等への支援を行っています。

(2) 児童の性被害防止対策の推進

令和4年6月に児童福祉法が改正され、児童をわいせつ行為から守る環境整備に係る内容の充実化が図られました。これを踏まえ、本市においては、性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理を厳格に運用するとともに、令和6年度からは、国の「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金」を活用した民間施設への支援などを通じ、児童の性被害防止対策の推進を図っています。

また、国においては、令和8年度から、日本版DBS（性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度）の運用開始を予定していることから、本市においても、国の動向を注視し、児童の安全確保が適切に図られるよう、必要な支援策を講じていきます。

(3) 安心・安全な食事の提供

保育所等において、全ての児童が安心・安全に食事の提供を受けることができるよう、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月、厚生労働省）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成31年4月、厚生労働省）などの国のガイドラインは元より、市が独自に作成している「教育・保育施設等における食物アレルギー対応マニュアル」、「保育所等における食事の栄養管理マニュアル」の活用・周知啓発により、公立園、民間園を問わず、全ての保育所等において、安心・安全な食事の提供を推進していきます。

(4) 防災対策の推進

災害発生等緊急時に備え、本市においては、インターネットを經由した情報提供のシステムを活用し、メールの一斉配信により市から保育所等、保育所等から保護者に速やかに情報提供できる体制を確保しています。市から保育所等に対しては、気象警報や有害鳥獣の目撃情報等についても情報提供を行っています。

また、民間園における備蓄用品の目安を示すとともに、避難確保計画に係る相談・助言対応等を行い、災害に備えた市と民間保育施設との連携体制の強化を図っています。

(5) 園外活動時の交通安全確保

児童の園外活動（お散歩）時の交通安全確保を図るため、令和2年4月、保育所等の周囲半径500mにキッズゾーンを設定しました。キッズゾーン内の園外活動経路に路面標示や啓発看板を設置し、ドライバーへの注意喚起を行っています。



(6) 関係機関と連携した安全確保

児童の安全確保に向けては、各専門機関等との連携が不可欠であることから、交通安全の推進や保育所等における児童虐待の未然防止に向け、警察やこども家庭センター、市が設置準備を進めている児童相談所などの関係機関と連携体制を構築しながら、児童の総合的な安全確保を図っていきます。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の推進

(1) すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ切れ目のない支援の充実

妊娠から子育てまでの切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることのできるまちの実現に向け、本市においては、令和5年4月に、健康相談等の母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と虐待対応などの児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、相談支援体制の強化を図りました。

この「こども家庭センター」においては、「こんにちは赤ちゃん事業」や健康相談など、これまでの子育て世帯への支援全般に加え、サポートプランの作成など効果的な支援の充実化や、母子保健分野と児童福祉分野に精通した専門スタッフの新たな配置などを行い、支援体制の強化を図りました。

(2) ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っていることから、生活基盤の安定を図るための就労支援や、子育てと仕事を両立させるための支援が必要となっています。

このようなことから、保育所等への入所にあたってのひとり親世帯等への福祉的配慮を行うとともに、ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、ひとり親家庭への早期の就労支援など、安心して子育てと仕事を両立できるよう、利用しやすい子育て支援サービスの充実を図ります。

また、各種施策・制度の情報が支援を必要とする方に行き渡るよう、相談機能や情報提供等を充実させることで、総合的にひとり親家庭の自立を支援していきます。

5 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続（幼保小の連携）

幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、幼・保・小の教職員間の共通理解のもと、就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図ることが必要です。

こうしたことから、本市では、小学校の学校行事への園児の参加や幼稚園・保育所、認定こども園等における行事への児童の参加等の交流活動の実施、幼稚園・保育所、認定こども園等の職員と小学校の教職員による相互授業・保育参観、保育・教育内容等の相互理解に向けた合同研修会の実施などに取り組んでいます。

6 ワーク・ライフ・バランスの確保に関する施策

子育て家庭が、安心して子育てを行っていくためには、仕事と家庭生活・地域活動などが充実し、好環境（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境が必要です。

こうしたことから、本市においては「男女共同参画行動計画」に基づき、性別に関わらず個性や能力を發揮できる職場環境づくりに積極的に取り組む事業者の表彰や、男性の育児休業取得や家庭参画を促進するためのパンフレットの配布や講座の実施、市ホームページの特設ページにおける「イクボス宣言」を行うなどの「働きやすい職場づくり」に取り組む企業紹介など、市民のワーク・ライフ・バランスの促進に取り組んでいます。

1 計画の周知と啓発

本計画を推進していくにあたっては、子ども・子育て支援制度について広く周知するとともに、必要な方に適切な情報が届くよう、関係者や関係団体への周知や、広報紙・ホームページへの掲載や「子育てLINE 教えてミヤリー」などのSNSの活用など、広く機会をとらえて、計画の効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 庁内推進体制

本計画の推進にあたっては関係部局が連携して横断的に取り組んでいくことが必要です。このため、計画の進捗状況を把握し、関係部局が連携を図りながら推進してまいります。

3 庁外推進体制

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置され、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などから構成された「宇都宮市子ども・子育て会議」において、意見をいただきながら、本計画の推進を図ります。

4 計画の点検・評価と施策への反映

本計画に基づく施策の進捗状況については、「宇都宮市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、PDCAサイクル（Plan（計画）・Do（行動）・Check（検証）・Action（改善））に基づいた計画の推進を図ります。

また、計画を推進していく中で、「量の見込み」と実績の乖離が生じるなどの場合においては、国の指針を踏まえ、計画の中間見直しを実施してまいります。

5 SDGsとの整合

本計画に基づく各施策・事業の実施にあたっては、総合的かつ効果的な取組の推進を図るものとして策定された「宇都宮市SDGs未来都市計画」とも整合・連携を図り、同計画や「第6次宇都宮市総合計画」の関連指標の達成に向け、取り組んでいきます。

6 ウェルビーイング（地域幸福度）向上への貢献

本計画に位置けた各施策・事業の推進により、「子育て支援・補助が手厚い」「私の暮らしている地域では、子どもたちがいきいきと暮らせる」等の指標の改善を図り、ウェルビーイング（地域幸福度）の向上を図ってまいります。

〈参考資料〉

<他市町との広域調整>

1 他市町からの受託分

(1) 対象市町

栃木市, 鹿沼市, 日光市, さくら市, 下野市, 上三川町, 茂木町, 市貝町, 芳賀町, 壬生町, 塩谷町, 高根沢町

(2) 各区域の受託数

年度	区分	中央部	北東部	北西部	東部	南部	合計
令和 7年度	1号	6	105	1	7	24	143
	2号(教)	1	1	0	0	4	6
	2号(保)	3	6	2	2	9	22
	3号	2	10	7	4	13	36
令和 8年度	1号	6	104	1	7	23	141
	2号(教)	1	1	0	0	4	6
	2号(保)	3	6	2	1	10	22
	3号	2	9	7	4	13	35
令和 9年度	1号	6	104	1	7	22	140
	2号(教)	1	1	0	0	4	6
	2号(保)	3	6	2	1	11	23
	3号	2	9	7	4	12	34
令和 10年度	1号	8	101	1	7	21	138
	2号(教)	1	1	0	0	4	6
	2号(保)	3	6	2	3	9	23
	3号	2	9	7	3	12	33
令和 11年度	1号	8	101	1	7	20	137
	2号(教)	1	1	0	0	4	6
	2号(保)	3	6	2	3	8	22
	3号	2	9	7	4	11	33

2 他市町への委託分

(1) 対象市町

栃木市，鹿沼市，日光市，下野市，上三川町，茂木町，市貝町，芳賀町，壬生町，塩谷町，高根沢町

(2) 各区域の委託数

年度	区分	中央部	北東部	北西部	東部	南部	合計
令和 7年度	1号	33	24	22	23	45	147
	2号(教)	12	9	8	9	17	55
	2号(保)	20	15	14	14	29	92
	3号	11	6	6	6	17	46
令和 8年度	1号	31	23	21	22	42	139
	2号(教)	12	9	8	8	15	52
	2号(保)	20	15	14	14	29	92
	3号	11	6	6	6	17	46
令和 9年度	1号	29	22	20	21	40	132
	2号(教)	11	8	8	8	16	51
	2号(保)	20	15	14	14	26	89
	3号	11	6	6	6	17	46
令和 10年度	1号	28	21	19	20	40	128
	2号(教)	11	8	8	8	16	51
	2号(保)	19	14	13	13	27	86
	3号	11	6	6	6	17	46
令和 11年度	1号	26	19	18	18	36	117
	2号(教)	11	8	7	8	15	49
	2号(保)	19	14	13	14	27	87
	3号	11	6	6	6	17	46

<施設の利用状況に基づく区域間移動の調整>

需要が特に高い2号，3号認定子どもについては，区域間移動を考慮した調整を行うことで，より実態に近い需要動向の把握を実施しています。

【3号（0歳）】

		施設利用地区				
		中央部	北東部	北西部	東部	南部
居住地区	中央部	240	59	12	44	45
	北東部	24	181	4	4	7
	北西部	57	37	127	0	14
	東部	14	5	1	164	24
	南部	53	3	8	13	358

【3号（1歳）】

		施設利用地区				
		中央部	北東部	北西部	東部	南部
居住地区	中央部	312	92	10	44	52
	北東部	31	244	7	8	7
	北西部	57	34	196	2	32
	東部	19	7	0	216	31
	南部	98	5	12	20	474

【3号（2歳）】

		施設利用地区				
		中央部	北東部	北西部	東部	南部
居住地区	中央部	306	97	15	46	61
	北東部	29	276	14	4	10
	北西部	79	36	190	3	28
	東部	30	6	1	220	37
	南部	75	3	9	34	466

【2号（3～5歳）】

		施設利用地区				
		中央部	北東部	北西部	東部	南部
居住地区	中央部	859	284	38	132	203
	北東部	90	868	32	16	17
	北西部	247	102	630	6	118
	東部	59	29	1	560	123
	南部	260	14	49	60	1,464

子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

構成員			氏名	備考
1号	子どもの保護者	1 子どもの保護者	菊地 香織	
		2 子どもの保護者	梅村 英美子	
2号	事業主	3 宇都宮商工会議所	青木 克介	
3号	労働者	4 連合栃木宇河地域協議会	仙波 和夫	
4号	児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者	児童福祉	5 宇都宮市母子寡婦福祉連合会	高橋 利幸
			6 宇都宮市民生委員児童委員協議会	田代 純子
			7 宇都宮市私立保育園協会	海野 仁昭
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	障がい者(知的を含む)	8 NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ(障がい児を代表する団体)	佐々木 佳子
		地域福祉	9 宇都宮市社会福祉協議会	宮前 俊哉
		教育	10 認定こども園を代表する者	永田 文子
			11 事業所内保育施設実施者	松本 清美
			12 宇都宮地区幼稚園連合会	鈴木 拓朗
			13 宇都宮市小学校長会	塩沢 美奈子
			14 宇都宮市中学校長会	齋藤 弘明
			15 宇都宮市内高等学校長会	藤田 弘光
		保健・医療	16 宇都宮市医師会	飯村 文俊
		地域・市民団体	17 宇都宮市PTA連合会	飯沼 貞臣
			18 宇都宮市青少年育成市民会議	関口 浩
			19 宇都宮市青少年巡回指導員会	釜井 彰一
20 宇都宮市地域まちづくり推進協議会	小池 恵一郎			
		21 一般社団法人栃木県若年者支援機構	中野 謙作	
5号	学識経験者	22 大学教授(作新学院大学 女子短期大学部)	坪井 真	
		23 大学教授(宇都宮共和大学 子ども生活学部)	河田 隆	
		24 市議会議員	成島 隆裕	
		25 弁護士	浅木 一希	
		26 警察関係者	堀江 恵美	
6号	その他市長が必要と認める者	行政	27 栃木労働局	北條 正典
			28 栃木県中央児童相談所	藤井 一夫
		公募	29 地域の青少年健全育成等に関心のある方	荒井 浩元

令和6年5月1日現在